

平成16年度農林水産予算の概要

(未 定 稿)

平成16年 1 月

農林水産省大臣官房予算課

平成16年度農林水産予算の概要 目次

I	総括表	1
II	公共投資関係費一覧	2
III	平成16年度農林水産予算の重点事項	3
IV	平成16年度農林水産予算のポイント	9
	1. 政策評価の反映	10
	2. 「モデル事業」への取組	20
	3. 「政策群」への取組・府省間の連携強化	22
	4. 「担い手」への施策の重点化	26
	5. その他の補助事業の重点化	27
	6. 地方分権の推進	28
	7. 地域の自主性を尊重した補助体系の創設・統合補助金の推進等	30
	8. 農協改革の推進（系統へ交付される補助金の見直し）	31
	9. 公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）	32
	10. 公共事業の効率的実施に向けた取組	33
	11. 「重点4分野」への予算配分の重点化	39
V	平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項	41
VI	平成16年度農林水産予算主要施策別概算決定の概要	53
	1. 米政策改革の着実な実施等農業構造改革の促進	
	【産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化】	
	1. 産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化	56
	【担い手の育成支援、農地の利用集積、新規就農の促進等の総合的な推進】	
	2. 担い手への支援の重点化・総合化	58
	3. 経営構造対策等の推進	60
	4. 農地の利用集積の促進	62
	5. 新規就農対策の充実	64
	6. 女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策	66
	【農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立】	
	7. 農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立	67
	【水利施設の効率的な管理のための条件整備】	
	8. 水利施設の効率的な管理等のための条件整備	69
	【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】	
	9. 畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備	71
	【畜産環境対策の促進、和牛繁殖経営地域の活性化・育成】	
	10. 畜産環境対策の促進	74
	11. 和牛のみなもと再生・強化対策の推進	75
	【バイオマス・ゲノム等産業実用化を促進する技術開発の実施等】	
	12. 農林水産業を支える技術開発－食と農の未来を拓く技術開発－	76
	13. 飢餓・貧困の解消及び農林水産業の持続可能な開発等に向けた国際協力	79
	14. 農林水産分野の情報化と電子政府の実現	80
	15. ニーズに即した統計の充実	82
	2. 食の安全・安心の確保と食品産業の活性化	
	【食品の安全・安心の確保に向けたリスク管理・表示の適正化の一層の徹底】	
	16. 農産物の安全性確保の強化	84
	17. 家畜防疫体制の強化	86

18. 食品表示・J A S 規格の適正化の推進	87
【信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進】	
19. 信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進	88
【消費者等とのリスクコミュニケーションの推進】	
20. 消費者等とのリスクコミュニケーション	89
【国民生活の基礎である「食」を健全なものとするための「食育」の展開】	
21. 「食育」活動の推進	90
【国内農林水産業との連携による食品製造業の活性化】	
22. 食品製造業の活性化	92
【卸売市場の整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りする電子荷札（無線 I C タグ）等新技術の活用等による食品流通の効率化】	
23. 食品流通の構造改革の推進	93
3. 都市と農山漁村の共生・対流の促進	
【風格ある美しい農山漁村づくり・観光立村の推進】	
24. 風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進	95
【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】	
25. バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進	99
4. 森林・林業政策の展開 ～多様で健全な森林の整備・保全～	
【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】	
26. 多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止	101
【今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成】	
27. 今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成	104
【大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進】	
28. 大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進	105
【里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進】	
29. 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進	106
5. 水産政策の展開 ～「海の恵み」の持続的な利用の推進～	
【資源管理の徹底等による「海の恵み」の持続的な利用】	
30. 科学的知見に基づく資源管理の徹底	108
31. 沿岸域における豊かな環境の創造	110
32. つくり育てる漁業の推進	111
【技術革新の推進等による収益性の高い魅力ある漁業の確立】	
33. 漁船入手や資金調達の円滑化等	112
34. 水産技術の革新	114
【衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備等による消費者の求める水産物の生産・供給】	
35. 消費者の求める水産物の生産・供給	115
【漁村の総合的な整備等による豊かで活力ある「浜」づくり】	
36. 豊かで活力ある「浜」づくり	117
VII 米政策改革関係予算について	119
VIII 農・林・水の基本法及び基本計画と平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項	129
IX 参考資料	
1. 「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）	143
2. 特別会計歳入歳出予定額表	156
3. 財政投融资資金計画表	157
4. 平成15年度農林水産関係補正予算の概要	158

I 総括表

区 分	1 5 年 度 予 算 額	1 6 年 度 概算決定額	対前年度比
	億円	億円	%
農林水産予算総額	31,114	30,522	98.1
1 公 共 事 業 費	14,378	13,712	95.4
一 般 公 共 事 業 費	14,186	13,520	95.3
災 害 復 旧 等 事 業 費	192	192	100.0
2 非公共事業費	16,735	16,810	100.4
一 般 事 業 費	9,860	10,061	102.0
食料安定供給関係費	6,875	6,749	98.2

(注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

2. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

Ⅱ 公共投資関係費一覧

(単位: 百万円, %)

事 項	15 年 度 予 算 額	16 年 度 概 算 決 定 額	対前年度比
農業農村整備	878,880	834,542	95. 0
林 野 公 共	327,156	317,194	97. 0
治 山	145,569	134,725	92. 6
森 林 整 備	181,587	182,469	100. 5
水産基盤整備	188,987	178,148	94. 3
海 岸	23,601	22,108	93. 7
一般公共事業費計	1,418,624	1,351,992	95. 3
災 害 復 旧 等	19,225	19,225	100. 0
公共事業費計	1,437,849	1,371,217	95. 4
施 設 費	129,100	130,240	100. 9
公 共 投 資 関 係 費 計	1,566,949	1,501,457	95. 8

注) 上記のほか、NTT(Aタイプ)として15年度予算額943百万円、16年度概算決定額1,369百万円、NTT(Bタイプ)として15年度予算額9,098百万円がある。

Ⅲ 平成16年度農林水産予算の重点事項

1. 米政策改革の着実な実施等農業構造改革の促進

○ 産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化

農業者・農業者団体の自主的取組により需要に応じた売れる米づくりを進めるとともに、構造改革の加速化及び担い手の育成・確保を図るため、地域の特色ある水田農業の展開及び豊作による過剰米の市場からの隔離を支援

【・産地づくり対策：1,651億円】

【・集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金：75億円】

○ 担い手の育成支援、農地の利用集積、新規就農の促進等の総合的な推進

認定農業者等への農地の利用集積を加速する施策の推進、「農林業をやってみよう」プログラムに即した新規就農対策の充実

【・経営構造対策事業：177億円】

【・認定農業者農地集積促進事業：10億円】

【・新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業：6億円】

○ 農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上、海外における日本食文化の浸透等を踏まえ、高品質な農林水産物の輸出機会の拡大、産地・生産者の取組の支援

【・農林水産物貿易円滑化推進事業等：3億円】

【・日本産ブランド輸出促進事業：1億円】

【・ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業：4億円】

○ 水利施設の効率的な管理のための条件整備

農業用水利施設について、既存ストックの有効活用を図りつつ、水利用の効率化を図る取組を支援

【・新農業水利システム保全対策：１００億円】

【・地域水田農業支援排水対策特別事業：４３億円】

○ 畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備

地域の主体性を活かした農地の条件整備を機動的かつ緊急的に実施

【・地域水田農業支援緊急整備事業：８５億円】

【・水田利活用緊急支援事業：５０億円】

○ 畜産環境対策の促進、和牛繁殖経営地域の活性化・育成

家畜排せつ物処理施設の緊急的かつ計画的な整備の促進を図るとともに、和牛繁殖経営地域の活性化等のための担い手、優良種畜、飼料基盤の確保対策を総合的に推進

【・家畜排せつ物処理のための施設等の整備：２３７億円の内数】

【・和牛のみなもと再生・強化対策：２０億円の内数

（その他畜産担い手育成総合整備事業：８７億円の内数）】

○ バイオマス、ゲノム等産業実用化を促進する技術開発の実施

イネゲノムの解読成果等を早期に実用化・産業化するための民間研究の促進、地域のニーズを反映した研究領域の設定等の競争的研究資金の活用

【・アグリバイオ実用化・産業化研究：１０億円】

【・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業：３０億円】

2. 食の安全・安心の確保と食品産業の活性化

○ 食品の安全・安心の確保に向けたリスク管理・表示の適正化の一層の徹底

農薬等生産資材の安全性の確保、農産物等に含まれる有害物質等対策、家畜防疫体制の強化等により、安全・安心な農畜産物の供給を確保するとともに、食品表示の監視指導やJAS規格の普及啓発等を推進

【・農薬的資材リスク情報収集事業：2億円】

【・家畜防疫体制の強化：12億円】

【・食品表示・JAS規格の適正化の推進：5億円】

○ 信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進

食品のトレーサビリティシステムについて、信頼性の高いシステムの開発・実用化を推進

【・トレーサビリティシステム開発事業：4億円】

【・トレーサビリティシステム導入促進対策事業：19億円】

【・米生産流通履歴情報システム導入支援事業：1億円】

○ 国民生活の基礎である「食」を健全なものとするための「食育」の展開

家庭・教育現場、地域における「食」に関する普及・啓発、体験・交流活動等を通じて、「食」に対する理解や関心、「食」を選ぶ力を育む「食育」を、国民運動として、関係府省との連携の下、総合的に推進

【・「食育」活動の推進：83億円】

○ 消費者等とのリスクコミュニケーションの推進

消費者・生産者・事業者などの関係者にわかりやすい情報の積極的な提供、意見交換に努め、関係者の意向が施策に反映されるよう取組を推進

【・消費者等とのリスクコミュニケーション：4億円】

○ 国内農林水産業との連携による食品製造業の活性化

地域ブランド食品の製品化・事業化等を促進するため、地域の食品製造事業者と農業生産者等の連携、食品企業と技術シーズ（研究開発成果、ノウハウ等）を有する者の共同による技術開発等を支援

【・食品産業機能高度化推進事業：3億円】

- 卸売市場の整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りする電子荷札（無線ＩＣタグ）等新技術の活用等による食品流通の効率化

「安全・安心」で「効率的」な食品流通への転換を図るため、卸売市場の整備の見直し（ＨＡＣＣＰ的な管理・ＰＦＩの導入を原則義務化）を図るとともに、無線ＩＣタグ等新たな物流技術の活用による食品流通の効率化を促進

【・卸売市場施設整備事業：６０億円】

【・物流新技術を活用した食品流通効率化対策：１億円】

３．都市と農山漁村の共生・対流の促進

- 風格ある美しい農山漁村づくり

地域が策定する計画の下に、地域住民等のむらづくり活動への主体的な参画等の支援と併せて環境の整備を行い、モデル的な美しい農山漁村づくりを推進

【・風格ある美しい農山漁村づくりの推進：６６２億円の内数】

- 観光立村の推進

「美しい農山漁村づくり」を進めつつ、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）などの施策と一体的に、外国人旅行者等も訪れる農山漁村資源を活用した「一地域一観光」の取組を支援

【・観光立村の推進：１億円】

- バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づく資源循環型社会の構築に向け、地域バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、先進的・モデル的な食品リサイクルやエネルギー源としてのバイオマス利活用の高度化等を促進

【・バイオマス・ニッポン総合戦略の推進：２６６億円

うち バイオマスプラスチック利活用のためのモデル事業：１２億円】

4. 森林・林業政策の展開 ～ 多様で健全な森林の整備・保全 ～

○ 多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止

林野公共の長期計画を統合するとともに、森林法の見直しに併せた管理不十分な森林の整備、間伐、複層林化や針広混交林化、山地災害防止等を効率的・重点的に実施

【・森林整備事業・治山事業：3, 172億円】

○ 今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成

緑の雇用担い手育成対策など、今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成対策を推進

【・緑の雇用担い手育成対策事業：70億円】

【・森林組合等経営基盤強化対策事業：1億円】

○ 大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進

効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場の再編をモデル的に実施し、集成材・合板向けの地域材利用を促進するとともに、木質バイオマス利活用施設の整備を促進

【・地域材の新しい流通・加工システムの確立対策：14億円】

【・木質バイオマスエネルギー利用促進事業：11億円】

○ 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進

NPO等による里山林の再生・整備、経験豊かなボランティア団体や漁業者を含む多様な主体の参加による森林づくりの推進、地域主体の景観づくり活動による美しく住みよい山村づくりの推進

【・ふるさとの森再生対策：864億円の内数】

【・国民参加の緑づくり活動推進事業：4億円】

5. 水産政策の展開 ～「海の恵み」の持続的な利用の推進～

○ 資源管理の徹底等による「海の恵み」の持続的な利用

科学的知見に基づく資源管理の徹底、沿岸域における豊かな環境の創造や
つくり育てる漁業の推進

【・我が国周辺水域資源調査等推進対策：20億円】

【・豊かな海の森づくり事業：252億円】

【・水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業：13億円】

○ 技術革新の推進等による収益性の高い魅力ある漁業の確立

経営改善漁業者等の担い手漁業者に対する漁船リース事業等を推進すると
ともに、青色発光ダイオードのイカ釣り漁業への活用などコスト削減、省エ
ネ化等に資する技術の開発・実用化を促進

【・担い手確保・育成漁船建造等推進事業：3億円】

【・水産技術革新対策：10億円】

○ 衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備等による消費者の求める水産物の 生産・供給

岸壁から発生する汚水の浄化施設をはじめ衛生管理を的確に実施できる漁
港等の整備、水産加工場におけるHACCP導入の加速化

【・地域水産総合衛生管理対策推進事業：326億円】

【・水産物安全・安心推進強化事業：2億円】

○ 漁村の総合的な整備等による豊かで活力ある「浜」づくり

離島等の条件不利地域において、地域住民等の意見等を反映した計画を基
に、地域が主体となった漁村づくりの推進、地域住民が景観保全に取り組む
地区における景観形成等に資する施設整備の推進

【・漁村づくり総合整備事業：21億円】

【・新漁村コミュニティ基盤整備事業：21億円】

IV 平成16年度農林水産予算のポイント

1. 政策評価の反映
2. 「モデル事業」への取組
3. 「政策群」への取組・府省間の連携強化
4. 「担い手」への施策の重点化
5. その他の補助事業の重点化
6. 地方分権の推進
7. 地域の自主性を尊重した補助体系の創設・統合
補助金の推進等
8. 農協改革の推進（系統へ交付される補助金の見直し）
9. 公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）
10. 公共事業の効率的実施に向けた取組
11. 「重点4分野」への予算配分の重点化

IV 平成16年度農林水産予算のポイント

1. 政策評価の反映

農林水産省では、政策の実施の結果、国民に対して実際どのような成果がもたらされたか（アウトカム）を評価する観点から、一定の目標に対する達成度を測ることにより、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」、「改善（Action）」のサイクルを確立した政策評価を実施。

（１）実績評価の反映

農林水産省では、平成12年度から、他省庁に先駆けて実績評価を実施しており、平成14年度政策の評価に当たっては、5つの大目標、13の中目標、82の政策分野（166の目標値）という政策評価体系（政策ツリー）を構築した上で評価を実施した。

政策ツリー（政策分野一覧）

大 目 標	中 目 標	政 策 分 野
Ⅰ 消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する。	1 食品安全行政の一体的推進や産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施により、食の安全を確保する。	(1) 食品安全性確保対策
		(2) 家畜衛生対策
		(3) 飼料の安全性確保対策
		(4) 農業生産資材品質・安全確保対策
	2 表示の適正化やトレーサビリティの導入・普及、食育の推進などにより、食に対する消費者の安心・信頼を確保する。	(1) 食品等の表示・規格制度
		(2) トレーサビリティの導入・普及対策
		(3) 食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開
		(4) 植物防疫対策
Ⅱ 消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する。	3 我が国の産地の特色を活かした新鮮で良質な食料及び林産物を産地規模で安定的に供給できる体制を確立する。	(1) 麦の安定生産対策
		(2) 大豆の安定生産対策
		(3) 果実対策
		(4) 野菜の安定生産対策
		(5) 甘味資源作物の安定生産対策
		(6) 畑作物・地域特産物の安定生産対策
		(7) 花き対策
		(8) 牛乳乳製品の安定生産対策
		(9) 食肉鶏卵の安定生産対策
		(10) 飼料の安定生産対策
		(11) 木材利用の推進と木材産業の健全な発展
		(12) 特用林産の振興
		(13) つくり育てる漁業の推進

	4 食料産業における生産・流通面での合理化・効率化を推進しその高コスト構造を是正する。	(1) 米の生産対策 (2) 麦の生産コスト削減対策 (3) 大豆の生産コスト削減対策 (4) 野菜の流通コスト削減対策 (5) 甘味資源作物の生産コスト削減対策 (6) 畑作物・地域特産物の生産コスト削減対策 (7) 牛乳乳製品の生産コスト削減対策 (8) 食肉鶏卵の生産コスト削減対策 (9) 農業生産資材費低減対策 (10) 食品流通対策 (11) 食品産業対策 (12) 消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工
	5 世界の食料需給の安定や地球環境の保全を図るための国際貢献により、我が国の食料安全保障を確保する。	(1) 食料・農業・農村に関する国際協力 (2) 国際的な水産資源の管理と利用
Ⅲ 農林水産業の構造改革を加速化し、将来にわたってほこり・魅力・やりがいのある産業として農林水産業者が感じ取れる産業に育成する。	6 国民に対して必要な食料が供給できるよう、農地、水、漁場などの生産資源を確保する。	(1) 耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保 (2) 立地条件に即した整備 (3) 土地改良区組織の見直し (4) 我が国周辺水域における水産資源の適切な管理
	7 持続可能な農林水産業を担う意欲ある経営体を育成・確保する。	(1) 認定農業者等意欲ある農業者の育成 (2) 農業者年金制度 (3) 新規就農の促進 (4) 農山漁村における男女共同参画社会の確立 (5) 高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策 (6) 担い手への農地利用集積の推進 (7) 農業経営に関する体系的・総合的な対策の推進 (8) 農作業安全対策 (9) 効率的かつ安定的な林業経営の育成 (10) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 (11) 漁業生産を支える人材の確保 (12) 農業協同組合系統組織の見直し (13) 漁業協同組合の事業・組織基盤の強化 (14) 農林漁業経営の情報化の推進

	8 過度の農産物の価格変動や災害発生による経営への悪影響を防止するための需給調整やセーフティネットにより持続可能な経営の実現を図る。	(1) 農業災害補償
		(2) 災害復旧
		(3) 米の需給政策
		(4) 麦の需給政策
		(5) 牛乳乳製品の価格変動防止対策
		(6) 食肉鶏卵の価格変動防止対策
		(7) 砂糖価格引下げ対策
	9 農林漁業者が主体的にその技術水準の向上が図れるよう、農林水産分野の研究・技術開発の高度化を図る。	(1) 新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進
		(2) 効果的・効率的な普及事業の展開
		(3) 農業生産資材開発対策
		(4) 種苗の生産・流通対策
		(5) 森林・林業に関する研究開発の推進
		(6) 水産技術の開発
IV 都市と農山漁村との対流（「人・もの・情報」）を促進し、都市と農山漁村が共生しうる社会を構築する。	10 農山漁村の魅力の向上や都市と農山漁村のつながりの強化を図り、農山漁村地域を活性化させる。	(1) 都市と農村の交流
		(2) 中山間地域等の振興
		(3) 子どもたちが農林漁業への理解を深めるための教育の推進
	11 都市と農山漁村の生活環境の格差を是正し、豊かで住み良い農山漁村を創造する。	(1) 農村地域の総合的整備の推進
		(2) 山村地域の活性化
		(3) 漁村地域における総合的整備の推進
V 国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を享受できるようにし、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する。	12 農林水産業の有する自然循環機能を維持増進させ、持続的利用が可能なバイオマスの利活用を一層拡大させるとともに、自然環境を適正に管理することにより、将来にわたって多面的機能を発揮させる。	(4) 農山漁村地域の情報化の推進
		(1) 持続的生産方式の定着・普及
		(2) 家畜排せつ物の管理・利用
		(3) 食品廃棄物対策
		(4) 森林の整備
		(5) 森林の保全
		(6) 国民参加による森林づくりと森林の新たな利用の推進
	13 農林水産統計・情報の的確な収集・提供及び行政の情報化を通じた効率的で透明性の高い行政運営を図る。	(7) 地球環境保全対策
		(1) 統計情報の収集・提供
		(2) 行政情報化の推進

実績評価については、達成ランク A（目標達成度90%～150%）の指標が69、ランク B（同50%～90%）の指標が28、ランク C（同50%未満）の指標が38となった。これら結果を踏まえ、平成16年度予算において、実績評価の結果の反映を行ったところである。

実績評価結果反映の具体例

大目標Ⅰ：消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する

《主要政策分野の評価結果》

【食 品 安 全 性 確 保 対 策】

- ・ 14年度目標：① 食料消費に悪影響を及ぼすような重大な食品安全問題を発生させないこと／発生した場合には、リスクコミュニケーションの強化等適切な対応が図られること
- ② 食品製造業におけるHACCP等導入率：(例) 従業員5人以上の食品製造業のHACCP等導入率：6.8%
- ③ 従業員50人以上の食品製造業の危機管理マニュアルの整備率:90%
- ・ 達成ランク：①－ ②A ③－
- ・ 評価結果：未承認の添加物使用、輸入野菜の残留農薬、無登録農薬等の問題が発生。目標値①について達成度の判断基準である家計調査によると関連食品の購入数量等には特段の影響は見られず、達成ランク「A」となるものの、これらの問題が発生し、食品安全に対する国民の信頼が損なわれている現状を踏まえれば、政策分野のアウトカムは達成されていないと考えられ、現在の判断基準のみの評価では不十分。
- ・ 改善の方向：リスク管理部門としての消費・安全局を機能的に運営するとともに、「食の安全・安心大綱」に基づき、「農場から食卓まで」の一環した食品の安全性確保体制を構築する必要。

< 16年度予算等で改善を行った政策手段の例 >

- ・ 水産物安全・安心推進強化事業 167(153) 百万円
水産加工場におけるHACCP導入を加速するため、新たに加工場の衛生管理レベルの評価基準を策定する。
- ・ 乳業再編整備等対策事業交付金 1,000(490) 百万円
高度な衛生管理水準を備えた乳業工場への生産の一層の集約化を図るため、新たにHACCP手法を導入した乳製品工場の新增設・再編を推進する。
- ・ 有害物質リスク管理等委託事業 150(102) 百万円
汚染物質に関する調査の効率的な実施を図る観点から、農産物等有害物質総合調査委託事業と畜産物等有害物質総合調査委託事業を統合するとともに、ハザード(ヒ素、水銀、ベンツピレン等)による汚染実態の把握が十分行われていない品目を重点的に調査し、食の安全・安心の確保を図る。

大目標Ⅱ：消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する

《主要政策分野の評価結果》

【大豆の安定生産対策】

- ・ 14年度目標：①交付金対象大豆における契約栽培数量：2.1万 t
②大豆生産量：19.7万 t
- ・ 達成ランク：① A ② ー
- ・ 評価結果：生産目標は、22年度目標値をも達成したものの、品質向上等の課題の解決が図られないまま生産量が急増しているため、これらの課題の早急な解決に向けて、生産量に着目した施策の転換を図る必要。
- ・ 改善の方向：中期的な生産ガイドラインの策定、契約栽培のあり方の見直し、優良品種の普及の取組等により、需要に即した高品質大豆の安定的な生産を推進するとともに、品目別助成の対象を生産者と実需者が確実に結びついた生産や担い手に集中化していく必要。

＜16年度予算等で改善を行った政策手段の例＞

・ 生産振興総合対策事業のうち農業生産総合対策事業

8,999(10,057)百万円の内数

実需者の求める大豆の安定供給体制の確保を図るため、都道府県レベルでの、実需者と一体となった新品種の加工特性等の評価、安定的な栽培技術の確立等を行うとともに、有望な新品種の早急な普及を促進し、契約栽培への取組を推進する。

【木材利用の推進と木材産業の健全な発展】

- ・ 14年度目標：① 木材の利用量：20,270千 m³
② 製材業の生産性：398m³/人年
- ・ 達成ランク：① C ② C
- ・ 評価結果：新設住宅着工戸数の減少等に起因した需要低迷により、達成状況は著しく低い水準。
- ・ 改善の方向：需要者のニーズに対応できる国産材の新たな流通・加工システムの整備を進めるほか、公共施設への利用や木質バイオマスのエネルギー利用など新たな需要の開拓を図る必要。

＜ 16年度予算等で改善を行った政策手段の例＞

・木材の新しい流通・加工システムモデル整備事業 1,400(0)百万円

地域材を使用して大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品である集成材や合板等を安定的に供給する新たな地域材流通・加工システムを構築するため、ギャングソー（集成材生産に必要な丸鋸）の導入、原木市場で強度や含水率、形状等による用途別の高度な選別を実施するための強度測定機械の導入・製材工場へ素材を直送するための山元土場の整備等の施設整備をモデル的に実施する。

・地域材利用促進のための新たな技術開発事業 45(0)百万円

新たな地域材利用を促進するため、スギ等針葉樹資源の合板分野への利用促進技術、コンクリートが用いられているビル屋上等への木質資材利用技術等を開発する。

この他に、政策手段であるG8森林違法伐採対策支援事業の廃止及び木材需給情報交流等促進事業のメニューの一部を廃止する。

大目標Ⅲ：農林水産業の構造改革を加速化し、将来にわたってほこり・魅力・やりがいのある産業として農林水産業者が感じとれる産業に育成する

《主要政策分野の評価結果》

【認定農業者等意欲ある農業者の育成】

- ・14年度目標：経営改善計画の認定数19.8万経営体
- ・達成ランク：A
- ・評価結果：達成状況は順調であるものの、認定農業者のうち4人に1人が制度の支援措置を利用していないこと、土地確保や販売上の問題等により経営規模拡大や農業所得に係る経営改善計画が達成できないとする者が5割に及んでいること等が問題。
- ・改善の方向：認定農業者の経営改善計画の達成に重点を置いた普及・啓発、施策展開に努めるとともに、地域水田農業ビジョンにおいて、地域の水田農業の担い手を明確化するとともに、地域において水田農業を中心的に担っている農業者が認定されるよう、認定農業者制度の運用の見直し・改善が必要。

< 16年度予算等で改善を行った政策手段の例 >

・ 農業経営基盤強化促進法

認定農業者に対する農地の利用集積、集落営農組織の担い手としての育成及び農業生産法人による多様な経営展開を一層促進し、農業の構造改革を推進・加速させるための所要の制度の見直しを行った。

・ 経営構造対策事業

17,667(19,491)百万円

事業コストの抑制や農業経営に効果のある施設利用の促進など、事業の有効性・効率性の改善を図るとともに、担い手への施策の集中化・重点化を図りつつ、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、特定農業団体等の育成・確保及び農業法人の多様な経営展開等のための支援強化等を見直しを行う。

大目標Ⅳ：都市と農山漁村との対流（「人・もの・情報」）を促進し、都市と農山漁村が共生しうる社会を構築する

《主要政策分野の評価結果》

【都市と農村の交流】

・ 14年度目標：① グリーン・ツーリズム人口：1,040～1,200万人

② 市民農園の整備促進：157,000区画

・ 達成ランク：① C ② B

・ 評価結果： いずれも前年度に比べ達成度が低下し、特にグリーン・ツーリズム人口は受入側の情報発信や受入体制の整備が十分でないことによりここ3ヶ年同水準に留まり、達成状況は不十分。農家民宿の開業に当たっての旅業法に基づく営業許可を得るための増改築等初期投資の負担が大きいこと等から、開業を困難にしているとの指摘。

・ 改善の方向：情報の受発信機能の強化、起業化支援、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備などに加え、構造改革特区等の活用が必要。

< 16年度予算等で改善を行った政策手段の例 >

・ 観光立村の推進

87(0)百万円

観光立国の実現に向け、グリーン・ツーリズムなどの施策と一体的に、我が国農山漁村の魅力の発信、観光ガイド等の人材の育成や体験交流のモデル的取組による地域ぐるみでの観光客の受入体制の整備を図る。

・構造改革特別区域法

市民農園の開設主体の拡大

農地の遊休化が深刻で市民農園の開設により農地の有効利用を図る必要がある区域において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の特例措置を講じた。

大目標Ⅴ：国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を楽しむようにし、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する

《主要政策分野の評価結果》

【家畜排せつ物の管理・利用】

- ・14年度目標：①野積み・素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理の解消：5,955戸
- ・達成ランク：B
- ・評価結果：BSEの影響等により施設整備への投資が控えられたことから、2年連続達成度が低下し達成状況は不十分。
- ・改善の方向：目標年度である16年度までに残る約50%の施設整備目標を達成するため、現段階での全国の状況等を把握し、その結果を踏まえ施策の見直しが必要。

＜16年度予算等で改善を行った政策手段の例＞

・バイオマス利活用フロンティア整備事業 8,883百万円の内数(2,000百万円)

バイオマス利活用を推進するため、関連するハード事業を統合した上で、家畜排せつ物法の管理基準の適用猶予期限が迫っていることから、未整備農家に対して計画的かつ緊急的な施設整備を促進するため、予算額を増額し、家畜排せつ物等の有機性資源の処理利用を進めるための施設整備を重点的に実施する。

・資源リサイクル畜産環境整備事業 7,887(7,150)百万円

家畜排せつ物の還元可能量を大幅に上回っている畜産高密度地域において、焼却処理により灰を肥料化し、燃焼熱を利用して発電することによる減容化を図る施設を補助対象に追加する。

(2) 政策手段別評価の反映

実績評価を補完するものとして、個々の政策手段を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を昨年に引き続き実施し、評価の結果、継続すべき事業が8、一定の改善・見直しが必要な事業が76事業（廃止を前提に検討が必要な17事業を含む。）となった。

これらの一定の改善・見直しが必要とされた76事業については、平成16年度予算概算要求に当たって、現段階で対応が確定できない4事業を除き、72事業全てについて改善・見直しを行ったところであり、平成16年度予算政府案決定段階における政策手段別評価結果の反映状況及び改善・見直しを行った事業例は以下のとおりである。

○ 政策手段別評価結果反映状況総括表

評 価	継 続	一定の改善・ 見直しが必要	廃 止	合 計
予算関連手段数	8	59	17	84
改善を行った手段数	—	51	—	51
廃止した手段数	—	4	17	21
未 定	—	4	—	4

注1：「廃止」には一部廃止を含む。

注2：「一定の改善・見直しが必要」とは、有効性、効率性の改善が必要、必要性が低下、廃止を前提に検討が必要とされたものが該当する。

注3：未定の4政策手段は（独）農畜産業振興機構の指定助成対象事業であり、平成16年3月に決定する。

評価対象事業名：地域食品総合認証事業

〔事業担当課：総合食料局食品産業企画課〕

【政策評価総括組織の所見の概要】

< 廃止（一部） >

- ・ 本事業のうち、Eマーク認証を進めるため地方公共団体が取り組んでいる補助事業については、必要性が低下しており、また、有効性・効率性の改善が必要があることから廃止を前提に検討する必要がある。

なお、地域食品の製法認証、認証食品の普及や利用促進を推進するための「民間団体向け補助事業」は、平成14年度に大幅に組み替えたところであり、今後、その有効性及び効率性の把握に努める必要がある。

【政策評価結果の反映状況】**0（34）百万円**

- ・ 本事業のEマーク認証を進めるため、地方公共団体が取り組んでいる補助事業については、事業開始から13年が経過し、地方公共団体において認証を行う知見が十分蓄積されたため、15年度をもって廃止する。

なお、平成16年度予算においては、事業の効果的な実施を図る観点から、本事業の一部として実施していた上記民間団体向け補助事業を地域食品のブランド化の一環として食品産業機能高度化推進事業に統合するとともに、実需者等の評価調査を新たに実施する。

評価対象事業名：森林環境保全機械化推進事業

〔事業担当課：林野庁研究普及課〕

【政策評価総括組織の所見の概要】**<廃止（一部）>**

- ・ 本事業のうち、モニター制度等の実施に係る支援については、必要性が低下しており、有効性、効率性の改善が必要であることから、廃止を前提に検討する必要がある。また、機械の改良に係る支援については、必要性が低下し、有効性の改善が必要であることから、真に環境保全に資するリスク性の高い機械の改良に重点化を図る等の見直しが必要である。

【政策評価結果の反映状況】**30（53）百万円**

- ・ モニター制度等については、平成15年度をもって廃止する。
また、機械の改良事業の実施にあたっては、その採択について、これまで以上に森林環境保全に資するもの等に限定するなど、募集要領の検討・見直しを行い、事業の有効性の改善を図ることとする。

評価対象事業名：ウナギ資源増大対策事業

〔事業担当課：水産庁栽培養殖課〕

【政策評価総括組織の所見の概要】**<廃止（一部）及び有効性、効率性の改善>**

- ・ 本事業のうち、うなぎの資源調査は必要性が低下しており、有効性、効率性について改善が必要なことから、本調査を廃止することを前提に検討を行い、重点化を図るなど事業の見直しが必要である。

【政策評価結果の反映状況】**30（60）百万円**

- ・ うなぎの資源調査については平成15年度をもって廃止することとし、人工種苗の生産に成功したことを受けて、その量産技術の開発に重点化を行うこととした。

2. 「モデル事業」への取組

～ 「モデル事業」とは ～

- ◎ 政策目標を国民に分かる形で明確にし（「宣言」、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し（「実行」、目標達成の状況を厳しく評価する（「評価」）という新たな予算編成プロセスを試行的に導入するもの。

具体的には、

- ① 予算の使い道（政策目標）を国民に分かりやすく明示
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を実施。弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映

複数年度にわたるモデル事業については、繰越明許費等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のなきよう措置

- ③ 政策目標の達成状況等について政策評価等の事後評価を実施
といった要件の下に行う事業。

バイオマスプラスチックの利用促進(新規)

12億円

価格が高い等の理由から普及が進んでいないバイオマスプラスチックの活用を促進するため、①平成18年度において汎用プラスチック価格の3倍（350円/kg）での供給を可能にする技術の実証、②バイオマスプラスチックの認知度を50%にするという目標を設け、モデル事業の枠組みの中で、複数年にわたり計画的に技術・研究開発、普及啓発、導入実証、技術実証施設の整備等を実施。

バイオマス生活創造構想事業

研究開発

○バイオマスプラスチック製造コスト低減に向けた技術開発

・樹脂製造コストの低減に向けた技術開発

生産施設のスケールアップのための研究

技術実証

○バイオマス利活用フロンティア整備事業

・技術実証プラントの整備

バイオマスプラスチックを汎用プラスチック価格の3倍で供給できる生産技術の実証

予算の複数年管理

施策間の柔軟な予算の執行

需要の拡大

○バイオ生分解素材開発・利用評価事業(全国レベル)

バイオマスプラスチックの認知度の向上

○バイオマス利活用フロンティア推進事業(地域レベル)

バイオマスプラスチック製品利用のモデルづくり

企業の工業製品へのバイオマスプラスチックの導入促進

15年度

16年度

評価

17年度

評価

18年度

評価

22年度

4倍(500円)

(汎用プラスチックとの価格比)

価格の低下

愛知万博による広告効果

汎用プラスチックに代替

需要の拡大

用途の拡大

3倍(350円)

実験レベルの利用

目標
200円

3. 「政策群」への取組・府省間の連携強化

I. 「政策群」への取組

～ 「政策群」とは ～

◎ 予算配分の重点化・効率化に当たり、政策目標の実現に向け、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせる新たな予算手法であり、

具体的には、

- ① 原則として府省横断的に対応することを通じて、重複排除を図るなど政策の実効性・効率性を向上
- ② より少ない財政負担で民間活力を最大限に引き出すものに特に重点化
- ③ 予算との連携による制度改革、規制改革等を推進
- ④ 執行段階及び事後における厳格な検証を実施するとともに、政策評価等をその後の政策に反映

といった特徴のある予算手法のイノベーションとしての取組。

－ 平成16年度予算における「政策群」－

- ・ 少子化の流れを変えるための次世代育成支援
- ・ 若年・長期失業者の就業拡大
- ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築
- ・ 緑豊かで安全・快適な都市の再生
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進（農林水産省が主管省庁）
- ・ 外国人が快適に観光できる環境の整備
- ・ 科学技術駆動型の地域経済発展
- ・ 災害等緊急事態対応の強化
- ・ 民間との協働による犯罪者の更正と社会復帰支援体制の構築
- ・ 安全かつ効率的な国際物流の実現

都市と農山漁村の共生・対流の推進

283億円

関係6省（国土交通省、文部科学省等）と連携し、都市側の動きの支援、農山漁村の魅力の向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を図る支援を総合的に推進するとともに、都市サイドとも協調・連携した共生・対流の国民運動を展開。

政策群 都市と農山漁村の共生・対流の推進

(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)

政策目標 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを実現

(評価のための定量的指標)

グリーンツーリズム人口(農家民宿宿泊者数)、市民農園利用者数、小・中学校時代における農林漁業体験実施の割合 等



規制改革・ 制度改革等

農家民宿等の開業促進等に向けた規制緩和

- ・消防用設備等に係る規定への柔軟な対応(特区)
(平成15年4月)
- ・農業生産法人の事業範囲に民宿業を追加(特区)
(平成15年10月)
- ・濁酒製造の免許要件の特例(特区)
(平成15年10月)
- ・旅館法上の面積要件の撤廃(全国)
(平成15年4月)

市民農園開設促進に向けた規制緩和

- ・市民農園の開業主体をNPO等に拡大(特区)
(平成15年4月)

都市からの1ターン者の農地取得促進に向けた規制緩和、農業分野における新規就農・就業の促進

- ・農地取得に際する下限面積の設定要件の緩和
(特区)等 (平成15年10月)

景観等に優れた魅力ある農村づくりの促進に向けた制度改革

- ・市町村条例に基づく地域づくりの取組を促進するよう農地転用許可基準等を見直し
(平成15年8月)

期待できる民間イニシアティブ 誘発効果

- 都市住民の農山漁村への関心の高まりによる、グリーンツーリズム市場の拡大、旅行業・運輸業等への需要拡大
- 都市と農山漁村の橋渡し役としてNPO・ボランティア等が活躍
- 都市住民の農山漁村訪問形態の多様化(短期滞在、セカンドハウス保有、田舎からの通勤、定年帰農等)に対応した、受入れ側の農家民宿・体験指導員等の増加

規制改革・制度改革等と予算を 組み合わせることにより 期待できる政策効果

- 農家民宿の開業促進のための規制緩和を講じつつ、個々の農林漁家に対応しきれない課題(経営ノウハウ等)に関する人材育成・情報発信の支援などで対応し、開設・経営を後押しすること等により、グリーンツーリズムや体験活動の需要を拡大
- 市民農園の開業主体の拡大と、開設に必要な農園整備・技術指導を行う人材育成等により、NPO等による円滑な開設を後押し
- 農地取得に係る規制緩和等を講じつつ、農業技術取得の研修等の支援策により、就農希望者の農業への参入を促進
- 住民主体の地域づくりを通じた農地のスプロール的開発の防止と農山漁村の景観の維持・向上

予 算

(主な施策)

497億円のうち
農林水産省分283億円

都市住民の農山漁村へのニーズを後押し (140億円のうち農林水産省分128億円)

- ・新グリーン・ツーリズム総合推進対策(8.5億円)
- ・美しいふるさと・国づくり推進事業(0.8億円)
- ・新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業(6.4億円)
(農林水産省)
- ・農林業等への多様な就業の支援
(厚生労働省)
- ・都市と地方の交流・連携による地域づくりの推進
(国土交通省) 等

農山漁村体験学習等の推進 (12億円のうち農林水産省分6億円)

- ・子どもたちの農業・農村体験学習推進事業(3億円)
- ・森林環境教育活動の条件整備促進対策事業(0.9億円)
- ・都市漁村交流促進事業(0.7億円)
(農林水産省)
- ・体験活動等の推進体制の整備
(文部科学省)
- ・自然ふれあい情報の提供(環境省) 等

魅力ある農山漁村づくり (346億円のうち農林水産省分149億円)

- ・美しいむらづくり支援事業(0.5億円)
- ・田園自然環境保全整備事業(10億円)
- ・風格ある美しい山村づくりモデル事業(0.2億円)
- ・新漁村コミュニティ基盤整備事業(20.5億円)
(農林水産省)
- ・道を活用した連携活動の推進
- ・海辺・水辺等のふれあいの場の整備
(国土交通省) 等

Ⅱ. 府省間の連携強化

平成16年度農林水産予算においては、施策の実効性を高めるため、『Ⅰ.「政策群」への取組』のほか、以下の施策につき関係府省間の連携を強化。

「食育」を推進する国民的な活動の展開（拡充）	7 億円
食育の推進に関し、文部科学省、厚生労働省等と連携しつつ、全国段階及び地方段階での取組を実施。	
新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業（拡充）	6 億円
農業内外からチャレンジ精神をもった多様な人材を確保するため、厚生労働省と連携して策定した「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農対策を充実。	
出産・育児期農業経営サポート活動支援事業（新規）	0. 3 億円
厚生労働省等とともに、次世代育成支援対策として女性農業者が安心して出産・育児できる環境づくりを推進。	
観光立村の推進（新規）	1 億円
国土交通省のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、外国人旅行者等を農山漁村に呼び込むためのモデル的な取組を支援。また、当事業で育成した観光ガイド等の地域での雇用に当たっては、厚生労働省の緊急地域雇用創出特別交付金を活用。	
バイオマス利活用高度化実証事業（新規）	1 億円
バイオマス由来自動車燃料の円滑な導入に向け環境省等と連携し、国内のバイオマス由来燃料の原料の供給の可能性について検証。	
環境研究総合イニシアティブ（拡充）	2 4 億円
農林系廃棄物のリサイクル技術や地球温暖化対策技術の開発をはじめとする環境研究については、総合科学技術会議のイニシアティブの下、環境省、文部科学省等の関係府省と連携して実施。	
農林水産研究情報デジタルコミュニティの構築（拡充）	3 億円
筑波研究学園都市の研究機関（研究所、大学等）を超高速ネットワークで結ぶ「つくばWAN」に参画するとともに、これを通じて、文部科学省の学術情報ネットワーク（SINET）等と接続し、共同研究を推進。	

木造公共施設整備事業（継続）	8 億円
文部科学省や厚生労働省との連携により、学校や保育所等で地域材を利用したモデル的な公共施設を整備。	
漁業集落環境整備事業（公共）（継続）	1 2 6 億円
環境省及び総務省との連携により、汚水処理施設の効率的整備を推進。（漁業集落排水施設と浄化槽）	
豊かな海と森林を育む総合対策（公共）（新規）	
（林野） 3 6 3 億円の内数、（水産） 5 億円	
森林整備事業及び治山事業と水産基盤整備事業の連携により、豊かな海を育む森林等の整備と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施。	
海岸事業（公共）（継続）	2 2 1 億円の内数
厚生労働省（健康増進施設）、文部科学省（学校教育施設）、国土交通省（河川事業）等と緊密に連携して海岸事業を実施。	

4. 「担い手」への施策の重点化

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指し、担い手への支援の重点化をより徹底する観点から、16年度農林水産予算において、事業対象者の要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を実施。

1. 事業対象者要件における「担い手」の明確化

(1) 16年度新規事業において「担い手」要件を設定するもの

- ・ 重点作物特別対策など6事業

※ 重点作物特別対策のうち、麦・大豆品質向上対策においては、支援対象者を高品質の麦・大豆等の生産に取り組む認定農業者、特定農業団体、一定の基準を満たす生産集団に限定。

(2) 既存事業で16年度予算から「担い手」要件の見直しを行うもの

- ・ 農業経営体活性化事業など5事業

※ 農業経営体活性化事業において、経営改善に関する相談活動の対象者を認定農業者に限定。

2. 事業対象地区における「担い手」への事業効果要件

(1) 16年度新規事業において「担い手」への事業効果要件を設定するもの

- ・ 水田農業経営構造確立緊急対策事業など2事業

※ 水田農業経営構造確立緊急対策事業において、目標年度までに水田の60%以上を認定農業者、特定農業団体等の担い手に利用集積することを必須要件。

(2) 既存事業で16年度予算から「担い手」への事業効果要件の見直しを行うもの

- ・ 経営構造対策事業など7事業

※ 経営構造対策事業及び経営体育成基盤整備事業において、「市町村長が認める者」への農地集積を担い手への農地集積要件のカウントに含める場合には、市町村長がその基準を策定し、都道府県知事の承認を得ることに変更。

5. その他の補助事業の重点化

平成16年度農林水産予算においては、「4. 担い手への施策の重点化」のほか、以下のようなその他の補助事業についても、特定の要件の下に補助対象を限定するなど、施策の集中化・重点化を実施。

卸売市場施設整備事業（拡充）	60億円
大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、HACCP的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮断等）の整備を義務付け（水産物、食肉市場）。また、PFIの普及・導入の促進に努めるとともに、17年度以降は民間の創意工夫を活かしたPFIによる事業実施を原則義務付けて実施。	
農村振興総合整備事業（公共）（拡充）	139億円
農村生活環境整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化。	
広域農道整備事業（公共）（継続）	389億円
広域農道について、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、新規採択予定路線を限定。	
地域水産物供給基盤整備事業（公共）（継続）	595億円
地域水産物供給基盤整備事業（第1種漁港の整備）について新たな定量指標の導入により新規採択の対象を限定。	
漁業経営構造改善事業（拡充）	44億円
持続的な漁業生産体制を構築するため、「資源回復計画の加速化」、「漁業協同組合の事業・組織基盤の強化」に対する施設整備を重点実施。	

6. 地方分権の推進

国と地方の役割分担に応じた事務事業の見直し

平成16年度農林水産予算においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）等を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるよう、事業の統合補助金化や交付金の創設、国庫補助負担金事業の重点化・効率化を図った。

1. 事業の統合補助金化の推進

- ・美しいむらづくり総合整備事業（新規）（5億円）
（農林水ヨコ型統合補助金の創設）
農村振興総合整備統合補助事業（農）、フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業（林）、漁港環境整備統合補助事業（水）
※ ヨコ型統合補助とは、地区別の実施事業毎の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み
- ・地域用水環境整備統合補助事業（新規）（4億円）
- ・田園自然環境保全整備事業（新規）（10億円）
- ・フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業（新規）（50億円）
地域の環境整備に係る居住環境整備及び居住地森林環境整備を統合補助金化
- ・漁村づくり総合整備事業（拡充）（21億円）
統合補助の対象を、これまでの市町村営事業から、都道府県営事業まで拡大

（平成16年度予算における創設・拡充分 90億円）

2. 交付金の創設

- ・むらづくり交付金（新規）（100億円）
地域の創造力を活かし、個性あるむらづくりを推進するため、地域が自ら客観的な目標・指標を設定し、事業完了後に客観的に評価・公表を行う仕組みを導入することなどにより、国の関与を大幅に縮減し、効率的・効果的に事業を推進

3. 国庫補助負担事業の重点化・効率化

○ 農業委員会・普及事業の改革

- ・ 農業委員会及び協同農業普及事業については、活動・事業の重点化・効率化、組織のスリム化を促進するため、
 - ① 農業委員会活動、委員会設置基準、委員定数等についての見直し
 - ② 普及職員の一元化、地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等を内容とする関係改正法案を次期通常国会に提出予定

- ・ 交付金については、今後３年間（平成16年度～平成18年度）で、組織のスリム化に沿って計画的に２割程度の縮減を行い、平成16年度においては、対前年度比6.9%縮減
- ・ なお、林業普及指導事業及び水産業改良普及事業については、上記に準じて対応

○ 国庫補助負担金の縮減

上記の農委・普及交付金以外に、地方公共団体向け国庫補助負担金については、総額４４０億円（シーリングによる縮減分等を除く。）の縮減等を実施

（内訳）

- ・ 農林水産公共事業関係費 ▲ 3 1 6 億円
- ・ 植物防疫事業交付金（職員設置費に係る部分） ▲ 5 億円
- ・ 農業共済事業事務費負担金 ▲ 4 2 億円
- ・ 中山間地域等直接支払交付金 ▲ 5 1 億円
- ・ 森林整備地域活動支援交付金 ▲ 2 4 億円
- ・ 漁業調整委員会等交付金（職員設置費に係る部分） ▲ 2 億円

○ 採択基準の引上げ

- ① 農村振興総合整備事業
 - 団体営事業 5 千万円 → 2 億円
 - 都道府県営事業 1 億円 → 2 億円
- ② 森林居住環境整備事業（居住環境基盤の整備を重点的に行う場合）
 - 5 億円 → 8 億円
- ③ 地すべり防止施設修繕統合補助事業
 - 1 千 5 百万円 → 1 千 7 百万円
- ④ 漁港環境整備事業
 - 3 千万円 → 5 千万円
- ⑤ 海岸保全施設補修統合補助事業
 - 都道府県営事業 4 千万円 → 4 千 5 百万円
- ⑥ 高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業
 - 市町村営事業 6 千万円 → 7 千万円
- ⑦ 海岸環境整備事業
 - 8 千万円 → 8 千 5 百万円

○ 事業対象の重点化

- ① 農村振興総合整備事業について、農村生活環境整備のあり方につき、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化
- ② 広域農道整備事業について、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、新規採択予定路線を限定
- ③ 地域水産物供給基盤整備事業（第１種漁港の整備）について、新たな定量指標の導入により新規採択の対象を限定

7. 地域の自主性を尊重した補助体系の創設・統合補助金の推進等

地域にとって使いやすく、また、その特性を活かした農林水産政策の展開が可能となるよう、地域の自主性を尊重した補助体系の創設、統合補助金化等を実施。

水田農業構造改革交付金（新規）	1, 508 億円
水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援するため、対策期間中安定した一定額を国が都道府県水田農業推進協議会に交付し交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みを創設。	
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（拡充）	30 億円
地方の実状に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入。	
優良種苗確保対策事業（拡充）	1 億円
地球温暖化対策に掲げる健全な森林整備の推進に即し、地域ごとに求められる樹種に応じた優良種苗の安定供給を図るため、広葉樹等の種子採取補助対象樹種を追加するとともに、種子生産の作業工程を全体的、統一的な補助体系に整理。	
漁村づくり総合整備事業（公共）（拡充）	21 億円
地方分権の推進に資する観点から、協議会の設置等により地域住民主体の漁村づくりシステムを導入するとともに、都道府県事業を含め全て統合補助金化。	

8. 農協改革の推進（系統へ交付される補助金の見直し）

「農協のあり方についての研究会」報告書及び「基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）を踏まえ、行政運営の上で、農協系統と農協系統以外の生産者団体とのイコール・フットィング（競争を行う際の諸条件を平等にすること）を確保することとし、以下のように、各種事業についての交付対象、事業主体等を見直しを実施。

1. 16年度予算における新規補助金については、交付先を農協系統に限定しないこととする。
2. 特に、米政策改革の関連施策については、次のとおり措置することを検討。
 - （1）産地づくり対策（水田農業構造改革交付金及び重点作物特別対策）、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策については、交付先を都道府県水田農業推進協議会とする。

なお、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策については、農協系統、商系の他に、個人加入ルートを設けることを検討。
 - （2）従来、全農に限定して交付されていた「とも補償事業（15年度：704億円）」は廃止。
3. 事業主体が全農に限定されていた「農業経営体活性化事業のうち農業経営展開支援リース事業（15年度：100百万円）」については、農協系統以外の全国団体も事業主体となれるよう措置。

9. 公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）

平成16年度農林水産予算においては、公共事業の一部（125億円）を活用し、以下の農林水産業の緊急かつ必要な課題に対する施策の充実・強化を図ったところ。

水田利活用緊急支援事業（新規）	50億円
地域の主体性を活かした産地づくりなどを支援するため、畑地転換、土づくり等のきめ細かな条件整備を機動的・緊急的に実施。	
地域環境保全型農業推進総合整備事業（新規）	20億円
土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における目標の達成に向けて必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。	
田園自然環境保全整備事業（新規）	10億円
地域住民、NPO等と連携した、農地、土地改良施設等の自然再生の視点に基づく環境保全型の整備を実施。	
その他農村振興対策	11億円
美しいむらづくりに向けた地域の計画・体制づくり、産地づくりに有効な農地情報等の整備、環境省等と連携したバイオマス由来燃料の実用化に向けた検証等を支援。	
飼料基盤活用促進事業（新規）	12億円
自給飼料の生産性の向上を促進するため、地域の実情に即したきめ細かい飼料基盤の整備を機動的に推進。	
資源回復計画推進支援施設整備事業（新規）	5億円
資源回復計画の策定を加速化させるため、資源回復計画を策定・実施する漁協に対する施設整備を重点化するとともに、休漁漁業者の活用を推進。	
漁業生産構造強化促進事業（新規）	10億円
漁協の事業・組織基盤の強化を図るため、漁協合併や認定漁協に対する施設整備を重点化するとともに、合併後の既存施設の効率的な使用を推進。	
漁港高度利用促進対策事業（新規）	2億円
漁港の高度利用を図るため、事業実施主体に漁協等を追加するとともに、漁港における既存施設の小規模改良等、きめ細かな対応を実施。	
美しい漁村づくり対策（新規）	2億円
美しい漁村づくりを推進するため、地域住民、NPO等が一体となり、地域景観保全等の取組を行う地域において、景観形成等に資する施設を整備。	
災害に強い漁村づくり対策（新規）	4億円
大規模地震による津波等の自然災害の被害が懸念されている地域において、緊急時のための避難施設等を整備。	

（注）計数は四捨五入によっているので、端数において計が合致しない。

10. 公共事業の効率的実施に向けた取組

政策評価を施策へ反映

～ 企画立案－実施－評価・改善を徹底する行政運営制度を確立 ～
(成果重視と説明責任の徹底)

○ 政策手段別の評価結果を反映

政策目標別に分類された16の政策分野（公共関係）について実績評価を行い、個々の政策手段の効果まで検証が必要とされた6分野17事業について政策手段別評価を実施。評価結果を踏まえ、16事業について内容を改善

○ 個別の事業地区毎の事業評価結果を反映

- ・ 新規着工は費用対効果分析等による事前評価の結果が一定基準を満たした地区に限定
- ・ 農林公共の直轄・機構営事業について159地区の期中評価を実施。評価結果を踏まえ、29地区について事業計画を変更
- ・ 個別の事業地区（1,008地区）の完了後評価を実施。評価結果を踏まえ、事業内容の見直しに活用

(政策評価結果を受けた改善（例）)

- ・ 森林の整備について、民有林における適切な森林整備を推進するため、長期育成循環施業のさらなる推進を図るほか、公的主体である森林整備法人やNPO等多様な主体の参加による整備を可能とする仕組みを追加
- ・ 漁村の生活環境の改善を推進するために、漁業集落排水施設を整備する対象集落について拡充。また、地域の実情に応じた汚水処理施設の効率的な整備を推進するため、漁業集落排水施設と浄化槽とを一体的に整備できるよう仕組みを見直し

コストを縮減

～ 平成15年度からの5年間で15%のコスト縮減を目指す ～
(農林水産公共事業コスト構造改革の実施)

【地域の実情に応じた柔軟な整備を推進】

- 農道、林道整備において、地域の選択により幅員を狭める等、柔軟な整備への取組を強化
- 地域の創意工夫を活かした住民参加型事業を拡大
 - ・ 地域住民が自ら工事を実施する直営施工方式を積極的に導入
 - ・ 美しい農山漁村づくりに資する施設の整備・維持管理について、都市住民、NPO等も含めた幅広い層の参画を促進
- 地域資源の活用を拡大
 - 工事の実施段階において、バイオマス資源、現場発生材、間伐材を最大限に利用
- 既存ストックを有効に活用
 - 林道の整備について、現地の状況に応じ、新規の開設のみならず、既存の作業道に局部改良を施し林道として活用していく取組を推進

【積算・入札・契約方法を見直し】

- 積算の見直し
 - ・ インターネット等を活用して資材単価を調査し、それを積算に反映
 - ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、工事価格の実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニット・プライス型積算方式」を検討
- 電子入札等を推進
 - ・ 農業農村整備事業
 - 技術提案による競争など民間の技術力を活用する新しい入札契約方式を推進するとともに、平成16年度から全ての直轄工事に電子入札を拡大
 - ・ 林野公共事業
 - 平成16年度から直轄工事について一部導入
- PFIを積極的に活用
 - 対象事業に草地畜産活性化環境整備事業を追加

事業間の連携を強化

～ 事業効果の効率的な発現を目指す ～

○ 上流・下流の連携

- ・ 豊かな海と森を育む総合対策

流域水環境の保全・形成を図るため、森林整備事業及び治山事業と水産基盤整備事業の連携により、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施

○ 農山漁村の広域的な連携

- ・ 美しいむらづくり総合整備事業

農・林・水各サイド（農村振興総合整備統合補助事業、フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業、漁港環境整備統合補助事業）の連携により、広域的な美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を実施（ヨコ型統合補助の創設）

○ 漁業集落排水施設整備と浄化槽整備の連携

- ・ 漁業集落環境整備事業

環境省及び総務省との連携を図りながら、地方の選択により、漁業集落において漁業集落排水施設と浄化槽を組み合わせることで汚水処理施設整備を効率的に実施

予算配分を重点化

～ 政策課題の緊急性を踏まえて配分 ～

○ 重点4分野への重点化

15年度 77.4% → 16年度概算決定 78.5%

○ メリハリのついた事業別配分

【機能別分類（シェア）】

	H15当初		H16概算決定	対前年比
国土保全	23.3%	→	24.0%	+0.7ポイント
生活環境整備	25.9%	→	23.8%	▲2.1ポイント
食料供給基盤整備	50.8%	→	52.2%	+1.4ポイント

国の役割を重点化

～ 地域の力を最大限に発揮できる仕組みを目指す ～
(地方分権の推進)

【地方の裁量を拡大】

- 地区別の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み（統合補助金）を拡充
 - ・ 地域用水環境整備事業、森林居住環境整備事業（居住環境基盤・居住地森林環境整備）を新たに統合補助金化
 - ・ 漁村づくり総合整備事業について、これまでの市町村事業に加え、都道府県事業まで対象を拡大
- 地区別の実施事業毎の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み（ヨコ型統合補助）を拡充
 - ・ 農村、山村、漁村が連携しながら、広域的な美しいむらづくりへ取り組むことを可能とするため、農、林、水各サイドの事業を地域の裁量で一体的に実施できる「美しいむらづくり総合整備事業」を創設
- むらづくり交付金の創設
 - ・ 地域の創造力を活かし、個性あるむらづくりを推進するため、地域が自ら客観的な目標・指標を設定し、事業完了後に客観的に評価・公表を行う仕組みを導入することなどにより、国の関与を大幅に縮減し、効率的・効果的に事業を推進
- 地方の裁量によるメニュー選択を可能とする仕組み(事業の大きくくり化)を拡充
 - ・ 漁村づくり総合整備事業
- 事業の採択において地方の裁量が活かせる仕組みを導入
 - ・ 農業生産基盤の整備において、産地づくり等の視点から、受益地の設定について地方の自主的判断を活かした柔軟な仕組みとする地域水田農業支援緊急整備事業を創設
- 地方の創意工夫を活かした住民参加型事業の拡大
 - ・ 地域住民が自ら工事を実施する直営施工方式を積極的に導入
 - ・ 森林整備にNPO、ボランティア団体等の幅広い層の参加を促進
 - ・ 美しい農山漁村づくりに資する施設の整備・維持管理について、都市住民、NPO等も含めた幅広い層の参画を促進

【国庫補助負担金を廃止・縮減】

○ 農林水産関係一般公共に占める地方公共団体向け国庫補助金の割合

15年度 19.8% → 16年度概算決定 18.5% (▲1.3ポイント)

○ 国庫補助負担事業の重点化

(採択基準の引き上げ)

- ・ 農村振興総合整備事業

団体営	5,000万円以上	→	2億円以上
県営	1億円以上	→	2億円以上
- ・ 森林居住環境整備事業（居住環境基盤の整備を重点的に行う場合）

	5億円以上	→	8億円以上
--	-------	---	-------
- ・ 地すべり防止施設修繕統合補助事業

	1,500万円以上	→	1,700万円以上
--	-----------	---	-----------
- ・ 漁港環境整備事業

	3,000万円以上	→	5,000万円以上
--	-----------	---	-----------
- ・ 海岸事業：高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業

（市町村事業）	6,000万円以上	→	7,000万円以上
補修統合補助事業（都道府県事業）	4,000万円以上	→	4,500万円以上
海岸環境整備事業	8,000万円以上	→	8,500万円以上

(補助事業の対象見直し)

- ・ 農村生活環境整備に係る国庫補助負担事業について、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化するため、対象施設を整理・統合
- ・ 広域農道について、産地形成の視点等から必要性を見直し、新規採択予定路線830kmを500kmに限定
- ・ 市町村等が実施する農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の新規採択を原則中止
- ・ 地域水産物供給基盤整備事業（第1種漁港の整備）について、原則として、国民への水産物の安定供給の観点から魚種別の生産量に着目した定量指標の導入により、5万人以上の消費を賄える漁港に新規採択の対象を限定

公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフト

～ 政策目的に照らし公共事業・非公共事業の区分にとらわれない配分を実施 ～

- 農業農村整備事業において公共事業予算の一部を活用し、
 - ・ 地域水田農業ビジョンに即した営農の条件を整備するための地域の実情に応じたきめ細やかな生産基盤の整備
 - ・ 地域一体となった環境保全型農業の推進に必要な生産基盤や環境保全施設の整備
 - ・ 地域住民・NPO等と連携した、農地、土地改良施設等の自然再生の視点に基づく環境保全型の整備
 - ・ 美しいむらづくりのための計画・体制づくり、産地づくりに有効な農地情報等の整備、バイオマス由来燃料の実用化の検証等
 - ・ 自給飼料に立脚した畜産経営を確立するための地域の実情に応じた機動的な飼料生産基盤の整備に取り組む新たな非公共事業を実施（１０３億円）
- 水産基盤整備事業において公共事業予算の一部を活用し、
 - ・ 資源回復計画の策定や漁業協同組合の経営基盤の強化に資する施設整備
 - ・ 美しい漁村づくり、災害に強い漁村づくりに資する施設整備
 - ・ つくり育てる漁業や都市漁村交流に対応した既存漁港施設の高度利用促進対策に取り組む新たな非公共事業を実施（２２億円）

農林水産関係公共投資をグリーン化

～ 自然と共生する循環型社会を目指す ～

- 「農林水産省環境配慮の方針（H15.6.27）」に沿って事業を展開。環境配慮の観点からの目標を定め、目標の達成度合いを点検しながら事業を実施
- 個性ある魅力的な農山漁村づくりに向けた、「水とみどりの『美の里』プラン21」（H15.9.5公表）に沿って地域の景観との調和を図りつつ事業を展開
- 「農林水産省木材利用拡大行動計画（H15.8.20）」に基づき、農林水産公共土木工事において、具体的な目標を定めて木材利用を促進（目標）
 - 安全柵、手すりなどの柵工（農林水産公共事業）
 - ・・・木製の割合を100%に
 - 土留工、筋工、伏工等（林野公共事業）
 - ・・・木材使用量を現状の2倍程度に

11. 「重点4分野」への予算配分の重点化

(単位：億円)

区 分	主 な 事 業 内 容	16年度 概算決定額
I 人間力の向上 ・発揮		1,334
1. 教育・文化	・「食育」の推進 ・新規就農対策の充実 ・森林環境教育の推進	64
2. 科学技術	・農林水産バイオリサイクル研究 ・食品の安全性及び機能性に関する総合研究 ・研究開発の推進のための競争的研究資金の拡充	1,168
3. IT	・農林水産業・農山漁村におけるIT化推進 ・行政の情報化の推進 ・食品流通における無線ICタグ等新技術の活用	101
II 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	・地域水田農業ビジョンの実現を支援する産地づくり対策 ・農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立 ・風格ある美しい農山漁村づくり ・地域特性を活かし、多様な農水産物の安定供給を担う豊かで個性ある産地づくり ・防災対策を通じた安全な地域づくり	8,783
III 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	・消費者に信頼される食の安全安心体制の構築 ・高齢者が生き生きと働き、安心して暮らせる環境づくり	2,480
IV 循環型社会の構築 ・地球環境問題への対応	・バイオマス利活用の推進 ・健全な森林の育成等を通じた地球温暖化の防止 ・自然生態系の保全・再生に資する農山漁村環境の創造 ・豊かな海の森づくりの推進	5,042
重 点 4 分 野 計		17,638 (57.8%)
合 計		30,522 (100%)

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数においては計が合致しない場合がある。
 なお、平成15年度予算における「重点4分野」のカバー率は、52.6%であった。

○ 公共投資関係費重点化措置の概要

(単位：億円)

区 分	主 な 事 業 内 容	16年度 概算決定額
I 人間力の向上・発揮		99
1. 教育・文化	・ 農林漁業研修体制の充実 ・ 森林環境教育の推進	16
2. 科学技術	・ 農林水産分野に係る試験研究施設の整備	44
3. IT	・ 農林水産業・農山漁村におけるIT化推進 ・ ITを活用した防災システム等の整備	38
II 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	・ 都市近郊の豊かな森林空間の形成 ・ 安全・安心な都市生活確保のための防災対策 ・ 都市と農山漁村が共生・対流する新たなむらづくりの推進 ・ 豊かな自然景観、伝統や文化等の地域資源を活かした美しいむらづくり ・ 地域特性を活かし、多様な農水産物の安定供給を担う豊かで個性ある産地づくり ・ 防災対策を通じた安全な地域づくり ・ 農林水産業の振興等による市町村合併の支援	6,651
III 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	・ 消費者に信頼される食の安全安心体制の構築 ・ 高齢者が生き生きと働き、安心して暮らせる環境づくり	697
IV 循環型社会の構築・地球環境問題への対応	・ バイオマスの利活用等有機性資源等のリサイクルの推進 ・ 健全な森林の育成等を通じた地球温暖化の防止 ・ 自然生態系の保全・再生に資する農山漁村環境の創造	4,485
重 点 4 分 野 計		11,931 (79.5%)
合 計		15,015 (100%)

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数においては計が合致しない場合がある。
 なお、平成15年度予算における公共投資関係費に係る「重点4分野」のカバー率は78.3%であった。

V 平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項

平成16年度予算の重点事項	主要新規拡充事項の概要	概算決定額
1. 米政策改革の着実な実施等農業構造改革の促進 ○ 産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化	【産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化】 (水田農業構造改革交付金（新規）) ・対策期間中安定した一定額を国が都道府県水田農業推進協議会に交付し交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みにより、水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援。 (重点作物特別対策（新規）) ・担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産を支援するとともに、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。 (集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金（新規）) ・需要に応じた米の生産を促進するとともに、出来秋の段階で豊作による過剰米を市場から隔離することにより米価の下落を防止する観点から、豊作による過剰米の販売可能価格に見合った短期融資を行うために必要な原資を造成。	1,508億円 143億円 75億円
○ 担い手の育成支援、農地の利用集積、新規就農の促進等の総合的な推進	【担い手の育成支援】 (担い手への支援の重点化・総合化) ・担い手への支援の重点化をより徹底する観点から、事業対象者の要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図る。特に農地保有合理化促進事業、経営構造対策事業において、①担い手要件の明確化、②担い手の受益に係る要件設定を実施。 (経営構造対策事業（拡充）) ・消費者の望む地域農畜産物の高付加価値化や水田農業の構造改革に取り組む地域に対して重点的な支援を行うとともに、農業経営基盤強化促進法の改正の趣旨を踏まえ、特定農業団体の育成や農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。 (経営支援情報化施設整備事業（拡充）) ・ITの活用による水田農業の構造改革を推進するため、衛星画像解析による品質解析や生育予測などの情報を活用する等水田農業の効率化に資する情報拠点施設の整備を促進。 (アグリ・チャレンジャー支援事業（拡充）) ・農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究を実施するとともに、農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。	177億円 4億円 14億円

(販路開拓緊急対策事業（拡充）） ・実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の構築に積極的に取り組む特定農業法人等の育成や実需サイドとの連携に伴う農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。	8億円
【農地の利用集積の促進】	
(水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規）） ・地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。	19億円
(認定農業者農地集積促進事業（拡充）） ・認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体等が行う効率的な農地利用のための活動等に対して、促進費を交付。賃借権の設定のほか、農作業受委託による利用集積も交付対象に追加。	10億円
(農地保有合理化促進事業（拡充）） ・農地の売渡し時の年齢要件を見直し、更に一時貸付タイプの事業について、農地の売渡し又は貸付けの相手方を認定農業者等に限定するとともに、長期貸付けの後に農地を売り渡す事業において、農地代金の分割払い方式を導入。	250億円
(農地保有合理化担い手育成地域推進事業（新規）） ・水田農業地帯の集落内に担い手ゾーンを設定し、当該ゾーンにおいて、農地保有合理化法人が関係機関と協力して、農地を担い手に集中するような仕組みを構築。	2億円
(担い手育成農作業受委託促進事業（新規）） ・農地保有合理化法人が農作業の受委託のあつせん、担い手に対する支援を行うとともに、併せて農作業を受託した認定農業者等に対し受託料相当額を農業改良資金において貸し付けることにより、水田農業地域における受委託の安定的拡大と農地の利用集積を促進。	1億円
【新規就農対策の充実】	
(新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業（拡充）） ・新規就農相談センターにおいて、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務、無料職業紹介を実施。また、円滑な就農のため、主要都市でのニューファーマーズフェア（農業法人合同就職説明会等）の開催等を実施。	6億円
(農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業（拡充）） ・道府県農業大学校において、離職者を対象とした能力開発・技術習得支援のための職業訓練コースの設置に必要な研修用施設、機械を整備。	10億円
(就農支援資金制度（拡充）） ・自営形態での就農を希望する青年等を貸付対象としている現行の就農支援資金制度を拡充し、農業法人等への就農に対する資金面での支援措置を実施。	貸付枠 [161億円]

	【女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策】 (出産・育児期農業経営サポート活動支援事業(新規)) ・出産・育児期の女性農業者への支援活動を促進するため、現場の担当者に対する活動支援ハンドブック等の作成やインターネットによる相談システムの構築を行うとともに、全国的な普及啓発等を実施。 (農村高齢者福祉支援事業(新規)) ・農村地域における介護資格者の人材育成を図るとともに、育成したヘルパーの民間事業者による活用を推進。	0.3億円 1億円
○ 農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立	【農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立】 (農林水産物貿易円滑化推進事業等(拡充)) ・諸外国の貿易制度等の調査、海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用したPR活動、産品毎の新規輸出開拓事例構築等の活動を行い、生産者等が輸出しやすい環境を整備。 (日本産ブランド輸出促進事業(新規)) ・アジア諸国を中心に、日本産ブランド(国産の高品質な産品)の生産者団体等が行う輸出促進活動(展示・商談会、テスト輸出、メニュー提案等、海外バイヤーの日本招へい、商品開発等)を支援。 (輸出促進型米消費拡大(新規)) ・売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとかからめた日本米の紹介等の販売促進活動を支援。 (ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業(新規)) ・海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化、高付加価値化、低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援。	3億円 1億円 1億円 4億円
○ 水利施設の効率的な管理のための条件整備	【水利施設の効率的な管理等のための条件整備】 (新農業水利システム保全対策(公共)(新規)) ・都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化と多様な水田営農の展開に対応するため、担い手育成に資する施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、施設の機動的な更新・整備を通じて、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施。 (地域水田農業支援排水対策特別事業(公共)(新規)) ・地域水田農業ビジョンに即し、田畑輪換等を通じた水田の有効活用を促進する観点から、特に排水条件が不良で畑利用が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を実施。	100億円 43億円
○ 畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備	【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】 (地域水田農業支援緊急整備事業(公共)(新規)) ・地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、一定規模の範囲を対象に、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等地域特性に	85億円

	応じた営農展開のための条件整備を、地域の意向を重視した計画に即して、機動的かつ緊急的に実施。 (水田利活用緊急支援事業(新規)) ・地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等、水田の畑地化の促進や定着に向けた条件整備を、農地の状況に応じてよりきめ細かく機動的かつ緊急的に実施。 (産地づくり支援農地情報整備促進事業(新規)) ・産地づくりに有効な、各農業団体等が個別に保有する情報の共有化・相互利用を図るため、農地情報等のデータ整備やシステム導入について支援。 (地域環境保全型農業推進総合整備事業(新規)) ・土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。	50億円 9億円 20億円
○ 畜産環境対策の促進、和牛繁殖経営地域の活性化・育成	【畜産環境対策の促進】 (家畜排せつ物処理のための施設の整備等(拡充)) ・平成16年10月末を期限とする家畜排せつ物法に基づく管理基準の猶予期限内に、家畜排せつ物の管理の適正化が図られるよう、家畜排せつ物処理施設の整備を促進。	237億円の内数
	【和牛のみなもと再生・強化対策の推進】 (和牛のみなもと再生・強化対策(拡充)) ・和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進。	20億円の内数
○ バイオマス、ゲノム等産業実用化を促進する技術開発の実施	【農林水産業を支える技術開発 ―食と農の未来を拓く技術開発―】 (アグリバイオ実用化・産業化研究(新規)) ・バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、イネゲノムの解読成果等を早期に実用化・産業化に結びつける民間との共同研究を促進。	10億円
	(農林水産バイオリサイクル研究(拡充)) ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システムを構築。	13億円
	(生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発(新規)) ・農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身が持つ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術など作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発。	4億円
	(食品の安全性及び機能性に関する総合研究(拡充)) ・生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術を開発。	10億円

	(先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(拡充)) ・地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入。 (生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業(拡充)) ・新たに、ベンチャー(新技術を軸に、創造的・革新的な経営を展開する企業)の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施。	30億円 18億円
2. 食の安全・安心の確保と食品産業の活性化 ○ 食品の安全・安心の確保に向けたリスク管理・表示の適正化の一層の徹底	【農産物の安全性確保の強化】 (農産物の安全性確保対策(拡充)) ・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の安全性の確保策の強化、農産物等に含まれる有害物質等対策の強化、より安心な病虫害防除手法の確立等を行うことにより、安全・安心な農産物の供給を確保。 【家畜防疫体制の強化】 (家畜防疫体制の強化(拡充)) ・生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疫病の危機管理体制の整備等を行うとともに、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施することにより、安全・安心な畜産物の供給を確保。 【食品表示・JAS規格の適正化の推進】 (食品表示・JAS規格の適正化の推進(拡充)) ・不正表示・格付を見逃さないための監視指導や普及啓発の強化、社会的ニーズに応えた新たなJAS規格の検討等により、食品表示・JAS規格の適正化を推進。	17億円 12億円 5億円
○ 信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進	【信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化】 (トレーサビリティシステムの開発・導入促進(拡充)) ・生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応した、モデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により各業界における自主的なシステム導入を促進。	23億円
○ 国民生活の基礎である「食」を健全なものとするための「食育」の展開	【「食育」活動の推進】 (「食育」を推進する国民的な活動の展開(拡充)) ・「食を考える国民会議」や「食を考える月間」を中心とした国民全体に対する食育活動の推進、フードチェーン各段階の取組や地域の伝統的な食文化等を含めた総合的な情報提供活動等を全国的に展開するとともに、食育推進ボランティアの活動強化、地域特産物の活用や学校給食を通じた地域レベルにおける食育の実践活動を推進。	7億円
○ 消費者等とのリスクコミュニケーションの推進	【消費者等とのリスクコミュニケーション】 (消費者等とのリスクコミュニケーションの推進(拡充)) ・消費者・生産者・事業者などの関係者にわかりやすい情報の積極的な提供、意見交換に努め、関係者の意向が施策に反映されるようにするための取組を推進。	4億円

○ 国内農林水産業との連携による食品製造業の活性化	【食品製造業の活性化】 (食品産業と国内農林水産業との連携の推進等(拡充)) - 原料取引等における食品製造事業者と農業生産者等の連携を促進するためのマッチング等を行うとともに、地域の食品企業の人材育成等を実施。 (高付加価値食品の開発を可能とする技術開発の環境整備等(新規)) - 食品企業と技術シーズ(研究開発成果、ノウハウ等)を有する者の連携による、新製品開発のための共同技術開発等を促進するための環境を整備。	2億円 1億円
○ 卸売市場の整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りする電子荷札(無線ＩＣタグ)等新技術の活用等による食品流通の効率化	【食品流通の構造改革の推進】 (卸売市場施設整備事業(拡充)) - 大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、H A C C P 的な管理が可能な高機能施設(低温化、外気の遮断等)の整備を義務付け(水産物、食肉市場)。また、P F I の普及・導入の促進に努めるとともに、17年度以降は民間の創意工夫を活かしたP F I による事業実施を原則義務付けて実施。 (物流新技術を活用した食品流通効率化対策(新規)) - 食品流通の効率化を図る観点から、無線ＩＣタグを活用した新たな物流管理システムの開発、通い容器の利用拡大を図る基盤となる容器の規格の標準化と管理回収システムの開発、地方の卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。 (食品小売業の活性化対策事業(新規)) - 経営効率化を図り食品小売業を活性化させるため、魅力ある食品小売業を振興するための人材育成とネットワーク形成等の新たなビジネスモデルの開発を支援。	60億円 1億円 1億円
3. 都市と農山漁村の共生・対流の促進		
○ 風格ある美しい農山漁村づくり	【風格ある美しい農山漁村づくり】 (美しいむらづくり支援事業(新規)) - 持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、地域住民等の参画による計画づくりや施設整備への技術的支援、地域住民等の能力構築を促進する取組や体制づくりなどを、大学やN P O 等と連携し、支援。 (美しいむらづくり総合整備事業(公共)(新規)) - 営農や地域活動を通じ、農地、水などの地域資源が十分に活用・保全され、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤等の総合的な整備を、林野庁、水産庁の事業とも連携し、地方公共団体、地域住民、N P O 等の多様な主体の参画により実施。 (里山林再生総合対策(公共・非公共)(拡充)) - 健全な森林の整備、国土の保全等を図るため、森林整備事業と治山事業による効率的・効果的な里山林の再生・整	1億円 5億円 100億円の内数

	備を進めるとともに、NPO等の多様な主体の参加による森林づくりや多様な利用、竹材の積極的な利用等を総合的に推進。 (風格ある美しい山村づくりモデル事業(新規)) ・山村の魅力ある景観の再発見と向上により地域の活性化を図るため、地域住民が主体的に行う景観づくり活動の検証、実証調査、人材育成、普及啓発等を推進。 (漁港漁村活性化支援事業(美しい日本の漁村づくり支援(新規))) ・美しい漁村づくりを円滑に推進するため、地域住民、NPO等の参加した景観づくりの取組、埋もれた地域資源の掘りおこし、地域の魅力を活用した体験活動等を支援。 (新漁村コミュニティ基盤整備事業(拡充)) ・美しい漁村づくりを推進するため、地域住民、NPO等が一体となり地域の景観保全等の取組を行う地区において、景観形成等に資する施設を整備。	0.2億円 0.2億円 2.1億円
○ 観光立村の推進	【観光立村の推進】 (観光立村の推進(新規)) ・「美しい農山漁村づくり」を進めつつ、グリーン・ツーリズム(農山漁村で楽しむ余暇活動)などの施策と一体的に、外国人旅行者等も訪れる農山漁村資源を活用した「一地域一観光」の取組を支援。	1億円
○ バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進	【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】 (バイオマスプラスチックの利用促進(新規)) ・バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、技術・研究開発、普及啓発、導入実証、技術実証施設の整備等をモデル事業として実施。 (革新的な研究・技術開発の推進(拡充)) ・バイオマスの地域循環利用システム化技術の研究開発、様々なバイオマスのエネルギー化効率の向上、高付加価値な製品の生産等、バイオマスの利活用の促進のための研究・技術開発を実施。 (バイオマス利活用を促進するための取組への支援(拡充)) ・地域の実情に応じたバイオマスの利活用を推進するため、バイオマス利活用計画の策定、利活用システム構築、バイオマス利活用に関する調査・実証、情報収集・情報発信等の取組を支援。 (バイオマス利活用のための施設整備(拡充)) ・バイオマス利活用の全国の取組モデルとなる事例を構築し、その普及を図るため、新技術等を活用した利活用施設整備を実施。また、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質系廃材・未利用材等の各バイオマスの特性に応じた利活用施設の整備を実施。	1.2億円 [下記合計額の内数] 2.0億円 3.0億円 21.6億円

4. 森林・林業政策の展開
 ～ 多様で健全な森林の整備
 ・保全 ～

○ 多様で健全な森林の整備
 ・保全等を通じた地球温暖化防止

【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】

(長期育成循環施業の推進 (公共)(拡充)) ・抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施業の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進。	491億円 の内数
(特定保安林整備総合対策 (公共・非公共)(拡充)) ・間伐等が不十分で機能が低下した保安林を特定保安林に指定するための調査を行うとともに、新たに特定保安林を対象として治山施設の整備と本数調整伐を一体的に行うほか、要整備森林における間伐の推進を図るなど、重点的な森林の整備・保全を推進。	945億円 の内数
(NPO等の多様な主体の参加による森林の整備の推進 (公共)(拡充)) ・森林整備事業の事業主体として新たな協定制度の認定を受けた者(NPO等)を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進。	1,058億円 の内数
(森林整備法人による多様な森林整備の推進 (公共・非公共)(拡充)) ・地域に根ざした公的主体である森林整備法人による多様な整備を推進。	65億円 の内数
(効率的な林内路網の形成 (公共)(拡充)) ・既設作業道の局部改良による既存ストックの活用や、森林管理道と森林施業道を効果的に組み合わせる「組合せ型路網」の推進により、効率的に林内路網を整備。	502億円 の内数
(奥地水源林における多様な森林の整備 (公共)(拡充)) ・国有林の奥地水源林において、生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種(広葉樹)を主体とした保護樹帯を設定することにより地域固有の森林を再生する等、天然力を活用しつつ効果的・効率的な森林の整備を推進。	309億円
(豊かな海と森林を育む総合対策 (新規)) ・森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施。	367億円 の内数
(土石流・流木災害等防止強化対策 (公共)(拡充)) ・土石流・流木等による災害を未然に防止するための治山施設の整備や災害に強い森林づくり、災害に対する監視・観測体制の整備等から成る総合的な防災対策を重点的に実施。	1,048億円 の内数
(松くい虫被害対策の推進 (拡充)) ・生活環境の保全に重要な役割を果たしている松林の保全のため、松くい虫被害に対して、松林保全対策を重点的に実施。	25億円

	(森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策(拡充)) ・森林のCO₂吸収量報告に不可欠な森林資源データの精度の検証・向上、保安林の森林経営に関する管理情報の整備及びデータの効率的な収集手法の開発等を実施するとともに、国レベルでデータを一元化するためのシステム開発等を実施。	25億円
○ 今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成	【今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成】 (緑の雇用担い手育成対策事業(新規)) ・森林整備を担う林業就業者の確保・育成を図るため、緊急雇用対策で森林作業に従事した者を対象に専門的技術・技術を付与するための実地研修等を実施。	70億円
○ 大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進	【大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進】 (地域材の新しい流通・加工システムの確立対策(新規)) ・大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施。	14億円
○ 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進	【里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進】 (ふるさとの森再生対策(公共)(拡充)) ・経験豊かなボランティア団体等の多様な主体の参加により、植栽、間伐等の適切な施業を実施し、管理不十分な里山林の再生・整備を推進。 (竹材利用促進緊急対策事業(新規)) ・竹の利用を促進し、里山林の再生を図るため、NPO等を含む生産者と加工業者間の竹材需給情報交換等の実施、汚染土壌浄化能力が高い竹炭や竹繊維等竹材の新たな利用に必要な加工施設の整備等を支援。 (国民参加の緑づくり活動推進事業(拡充)) ・美しい景観の形成など森林の多面的機能や山村に対する国民の理解を深めるため、森林づくりボランティアの活動の場である「みどり世紀の森」づくり等を進め、都市と山村の共生・対流に寄与。 (森の体験交流活動推進事業(拡充)) ・森林環境教育を推進するため、NPO等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動や森林体験学習、人材の育成等を行うモデル事業を実施。	864億円の内数 2億円 4億円 0.1億円
5. 水産政策の展開 ～「海の恵み」の持続的な利用の推進～ ○ 資源管理の徹底等による「海の恵み」の持続的な利用	【科学的知見に基づく資源管理の徹底】 (我が国周辺水域資源調査等推進対策(拡充)) ・気象条件や海洋環境の変化に伴う資源変動のメカニズムを解明し、より精度の高い資源評価を実施するとともに、TAC対象魚種及び資源回復計画対象魚種の調査を充実。	20億円

	(資源回復等推進支援事業(新規)) ・資源回復計画等に沿って行われる減船・休漁等の措置について、関係漁業者への影響の緩和を支援する事業を統合して実施。	20億円
	(漁業経営構造改善事業(資源回復計画推進支援施設整備事業)(新規)) ・資源回復計画の策定を加速化させるため、資源回復計画を策定・実施する漁協に対する施設整備を重点化するとともに、休漁漁業者の活用を推進。	8億円
	(水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業(資源回復計画促進型(新規)) ・資源回復計画対象種等の早急な資源回復を図るため、当該計画による漁獲努力量の削減等とともに行う種苗放流等を支援。	2億円
	【沿岸域における豊かな環境の創造】	
	(「豊かな海の森づくり」の推進(公共・非公共)(拡充)) ・藻場・干潟の造成等を重点的に実施するとともに、併せて生物多様性に配慮したアマモ場造成に係る調査及びマニュアル作成、磯焼け海域における藻場の回復を図るためのモデル事業等を実施。	258億円
	(豊かな海と森林を育む総合対策(公共)(新規)) ・林野公共と水産公共の連携により、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、漁場等の整備において間伐材等の利用を促進。	5億円
	(川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業(拡充)) ・沿岸域等の漁場におけるゴミ除去対策、有害生物駆除対策等を漁場環境の整備と一体的に行い、効果的な漁場環境の保全を図るとともに、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の防止対策を推進。	7億円
○ 技術革新の推進等による収益性の高い魅力ある漁業の確立	【つくり育てる漁業の推進】	
	(養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(拡充)) ・地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援策を実施。また、コイヘルペスウィルス病への対策を実施。	5億円
	(水産資源増強施設整備事業(新規)) ・水産資源の維持・増大に資する栽培漁業の推進のため、種苗生産能力を高めるための施設整備を実施。	6億円
	【漁船入手や資金調達の円滑化等】	
	(担い手確保・育成漁船建造等推進事業(拡充)) ・漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化のため、経営改善漁業者等の担い手漁業者に対する漁船のリース事業を推進するとともに、厳しい国際競争にさらされているまぐろ漁業における担い手の確保を図るため、操縦性、居住性に優れた漁船の建造等を支援。リース期間の延長による単年度負担の軽減を実現。	3億円

	(責任あるまぐろ漁業実践推進事業) ・国際的なIUU漁業問題を惹起することなく、輸出による中古まぐろ漁船の適正な活用を確保するため、輸出漁船の使用状況や被代船処理等について検査・確認を実施。 (漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業) ・求人・求職情報の提供、漁業者フェア等の開催及び漁業現場でのオリエンテーション(体験乗船等)を通じて新規就業の促進を図るとともに、研修等を通じて漁業就業者の資質を高めるなど、漁業の担い手を確保・育成。	0.3億円 の内数 11億円
	【水産技術の革新】 (水産技術革新対策(拡充)) ・大学や公的研究機関の知見も活かした産学官の共同研究等により、ニーズに直結した新たな技術の開発や実証試験を通じた普及を推進し、漁船・漁労等のコストの削減や漁獲物の高付加価値化を進めるなど、水産業を支える技術の革新を推進。	10億円
	【消費者の求める水産物の生産・供給】 (地域水産総合衛生管理対策推進事業(公共)(拡充)) ・地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、清浄海水導入施設や鳥獣等進入防止施設等の整備に加え、岸壁から発生する汚水の浄化施設を整備。 (水産物安全・安心推進強化事業(拡充)) ・水産加工場におけるHACCP導入を加速するため、加工場の衛生管理レベルの判定基準の策定。 (漁業経営構造改善事業(漁業生産構造強化促進事業)(新規)) ・漁協の事業・組織基盤の強化を図るため、漁協合併や認定漁協に対する施設整備を重点化するとともに、合併後の既存施設の効率的な使用を促進。 (調整保管事業資金造成(拡充)) ・近年の我が国水産資源の変動や流通情勢の変化に対応した効果的な水産物価格の安定を図るため、主要水産物について漁業者団体等が水揚げ集中時にこれを買取り、保管し、水揚げ集中時以外に放出する水産物調整保管事業を支援。	326億円 2億円 16億円 17億円
○ 衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備等による消費者の求める水産物の生産・供給		
○ 漁村の総合的な整備等による豊かで活力ある「浜」づくり	【豊かで活力ある「浜」づくり】 (漁村づくり総合整備事業(公共)(拡充)) ・離島等の条件不利地域において、地域住民等の意見等を反映し、地域が主体となった漁村づくりを推進。 (漁港高度利用促進対策事業(拡充)) ・漁港の高度利用を図るため、事業実施主体に漁協等を追加するとともに、事業内容の見直しを図り、漁港漁村活性化対策事業を再編。 (漁業集落環境整備事業(公共)(拡充)) ・都市部と比べ立ち後れた污水处理施設等の整備について、漁村の生活環境及び漁場の水域環境の改善を推進するために、事業の対象集落を拡充。また、污水处理施設の効率的な整備を図るために浄化槽との一体的な整備を推進。	21億円 19億円 126億円

(漁港漁村活性化支援事業(新規)) ・都市と農村の共生・対流を推進し漁村の総合的な振興を図るため、漁業海洋性レクリエーションとの共存、美しい漁村づくり及び子どもたちの漁業体験活動等を支援。	1 億円
(漁港における保安対策の強化(公共・非公共)(新規)) ・外国船が入港する特に重要な漁港において、漁港機能の維持・保全上必要となる保安施設を漁港施設の付帯施設として設置するとともに、効率的な漁港漁場の高度管理システムの開発等を実施。	1,476 億円 の内数
(放置座礁船対策(公共)(拡充)) ・原因者への求償が困難な放置座礁船による漁港や漁場への影響を防ぐため、水産基盤整備事業において当該船舶の撤去に係る制度を創設。	3 4 億円 の内数

VI 平成16年度農林水産予算主要施策別概算決定の概要

－ 目 次 －

1. 米政策改革の着実な実施等農業構造改革の促進

【産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化】

1. 産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化……………56

【担い手の育成支援、農地の利用集積、新規就農の促進等の総合的な推進】

2. 担い手への支援の重点化・総合化……………58
3. 経営構造対策等の推進……………60
4. 農地の利用集積の促進……………62
5. 新規就農対策の充実……………64
6. 女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策……………66

【農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立】

7. 農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立……………67

【水利施設の効率的な管理のための条件整備】

8. 水利施設の効率的な管理等のための条件整備……………69

【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】

9. 畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備……71

【畜産環境対策の促進、和牛繁殖経営地域の活性化・育成】

10. 畜産環境対策の促進……………74
11. 和牛のみなもと再生・強化対策の推進……………75

【バイオマス・ゲノム等産業実用化を促進する技術開発の実施等】

12. 農林水産業を支える技術開発－食と農の未来を拓く技術開発－……………76
13. 飢餓・貧困の解消及び農林水産業の持続可能な開発等に向けた国際協力……79
14. 農林水産分野の情報化と電子政府の実現……………80
15. ニーズに即した統計の充実……………82

2. 食の安全・安心の確保と食品産業の活性化

【食品の安全・安心の確保に向けたリスク管理・表示の適正化の一層の徹底】

- 16. 農産物の安全性確保の強化……………84
- 17. 家畜防疫体制の強化……………86
- 18. 食品表示・J A S規格の適正化の推進……………87

【信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進】

- 19. 信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進……………88

【消費者等とのリスクコミュニケーションの推進】

- 20. 消費者等とのリスクコミュニケーション……………89

【国民生活の基礎である「食」を健全なものとするための「食育」の展開】

- 21. 「食育」活動の推進……………90

【国内農林水産業との連携による食品製造業の活性化】

- 22. 食品製造業の活性化……………92

【卸売市場の整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りする電子荷札（無線 I C タグ）等新技術の活用等による食品流通の効率化】

- 23. 食品流通の構造改革の推進……………93

3. 都市と農山漁村の共生・対流の促進

【風格ある美しい農山漁村づくり・観光立村の推進】

- 24. 風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進……………95

【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】

- 25. バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進……………99

4. 森林・林業政策の展開 ～多様で健全な森林の整備・保全～

【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】

26. 多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止……………101

【今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成】

27. 今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成……………104

【大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進】

28. 大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進……………105

【里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進】

29. 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進……………106

5. 水産政策の展開 ～「海の恵み」の持続的な利用の推進～

【資源管理の徹底等による「海の恵み」の持続的な利用】

30. 科学的知見に基づく資源管理の徹底……………108
31. 沿岸域における豊かな環境の創造……………110
32. つくり育てる漁業の推進……………111

【技術革新の推進等による収益性の高い魅力ある漁業の確立】

33. 漁船入手や資金調達の円滑化等……………112
34. 水産技術の革新……………114

【衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備等による消費者の求める水産物の生産・供給】

35. 消費者の求める水産物の生産・供給……………115

【漁村の総合的な整備等による豊かで活力ある「浜」づくり】

36. 豊かで活力ある「浜」づくり……………117

産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化

需要に応じた売れる米づくりを進めるとともに、構造改革の加速化により担い手を育成・確保するため、農業者・農業者団体による自主的な努力を支援することを通じて地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、豊作による過剰米を市場から隔離する取組を支援。

172,574(0)百万円

1 ポイント

(1) 産地づくり対策

165,074(0)百万円

地域の多様な取組に応えられるよう、これまでの全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系から転換し、地域自らの発想の下に作成する地域水田農業ビジョンの実現を支援する産地づくり対策を創設。

① 水田農業構造改革交付金

150,813(0)百万円

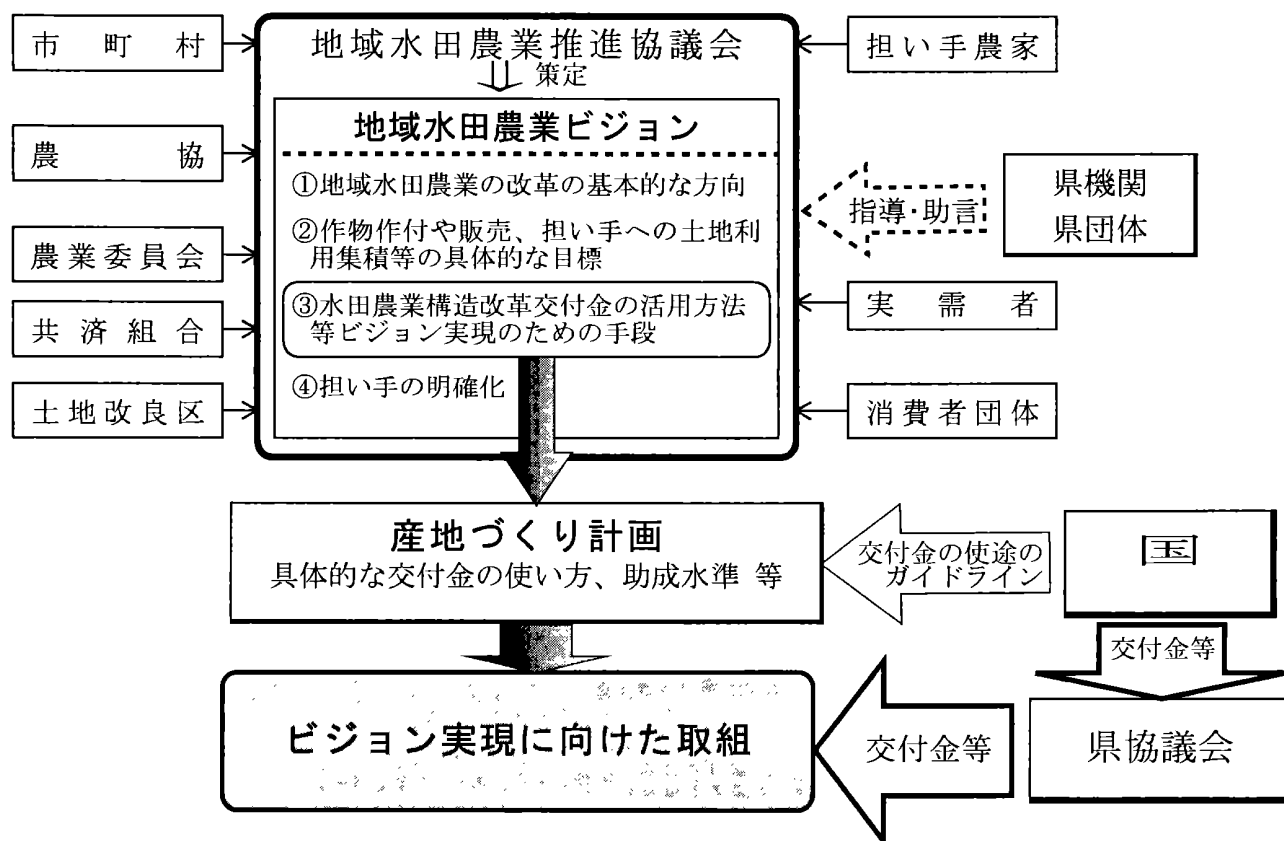
対策期間中安定した一定額を国が都道府県水田農業推進協議会に交付し交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みにより、水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援。

② 重点作物特別対策

14,261(0)百万円

担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産を支援するとともに、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。

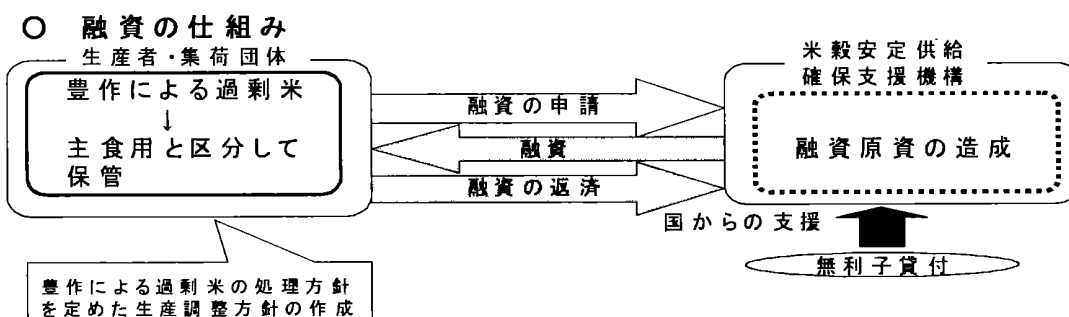
○ 産地づくり対策のイメージ



(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金 7,500(0)百万円

豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を行い、需要に応じた米づくりを促進するとともに、出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止。

この短期融資に必要な原資の造成に対して、国から無利子貸付を実施。



2 助成要件 ((2) にあつては融資要件)

(1) ① 水田農業構造改革交付金

地域水田農業ビジョンの作成。交付金の使途は国の示すガイドラインの範囲内であること。個人交付する場合は、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること。

② 重点作物特別対策のうち麦・大豆品質向上対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

品質等要件：農産物検査等級、容積重、タンパク含有率等

重点作物特別対策のうち耕畜連携推進対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

取組要件：団地化、稲発酵粗飼料、わら専用稲、資源循環等

(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金

生産調整方針に従い生産調整を実施し、豊作による過剰米処理に係る拠出を行うとともに、豊作による過剰米を主食用米と区分して保管している生産者

3 事業実施主体

(1) ① 水田農業構造改革交付金

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

② 重点作物特別対策

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金

米穀安定供給確保支援機構

4 補助率

(1) ① 水田農業構造改革交付金

定額（交付金）

② 重点作物特別対策

定額

[担当課：

(産地づくり対策) 生産局農産振興課 (03-3502-5956 (直))

(集荷円滑化対策) 総合食料局計画課 (03-3501-3798 (直))]

担い手への支援の重点化・総合化

効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、担い手の育成支援等を重点的・総合的に推進。

ポイント

(1) 担い手への支援の集中化・重点化

担い手への支援の重点化をより徹底する観点から、事業対象者の要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図る。

[担い手要件の明確化]

- ・ 農地保有合理化促進事業の一時貸付タイプの事業において、事業対象者を認定農業者^{※1}、基本構想水準到達農業者^{※2}及び認定就農者^{※3}に限定。
- ・ 経営構造対策事業及び経営体育成基盤整備事業において、「市町村長が認める者」への農地集積を担い手への農地集積要件のカウントに含める場合には、市町村長がその基準を策定し、都道府県知事の承認を得ることに変更。
- ・ 経営体育成基盤整備事業において、面積の規模要件により事業上の担い手ととらえる者について、目標年度までに認定農業者になるように要件を設定。

[担い手の受益に係る要件設定]

- ・ 経営構造対策事業において、任意団体、農協等が事業実施主体となる場合、生産性の向上、コスト削減等担い手の経営の合理化に資する施設については、原則として、認定農業者、特定農業団体等が受益の過半となるものに限定。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して策定した育成すべき農業経営の目標を目指して、農業経営改善計画を策定し、市町村に認定された農業者。

※2 基本構想水準到達農業者

市町村が策定した育成すべき農業経営の目標の水準に既に到達している農業者。

※3 認定就農者

青年就農促進法に基づき、新規就農青年等が、都道府県が策定した就農促進方針に照らして就農計画を策定し、都道府県知事に認定された者。

(2) 集落営農の組織化と農地の利用集積

一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等一定の要件を満たす集落営農（特定農業団体）を新たに地域の担い手として位置付けるとともに、地域の話し合い、合意形成活動により、その組織化と農作業受委託を通じた農地の利用集積を支援。

地域農業構造改革緊急対策推進事業

83(115)百万円

担い手育成農作業受委託促進事業（新規）

121(0)百万円

※ 特定農業団体

本年の農業経営基盤強化促進法の改正により担い手として位置づけられた集落営農組織であり、経営主体としての実体を有し、将来的には法人化した上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが見込まれるもの。

○ 農業経営改善計画の認定状況

	認定農業者数（うち法人）	認定市町村数
H6. 4月	134（0）	11
H9. 3月	98, 232（3, 488）	2, 798
H12. 3月	145, 057（4, 950）	2, 956
H15. 3月	171, 746（6, 444）	2, 980

[担当窓口課：経営局総務課（03－3501－3701（直））]

経営構造対策等の推進

認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地利用集積の加速化等を図るため、農業生産を核として加工、流通、販売等のアグリビジネスに取り組むために必要な体制整備及び諸施設の整備等を一層推進。

22,692(24,197)百万円
別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分
7,315(0)百万円

1 ポイント

(1) 経営構造対策推進事業 394(437)百万円

経営構造対策事業において、一層の「最小の事業費で最大の効果発現」や円滑かつ確実な目標達成のため、コスト抑制事例の調査・紹介や数値目標の達成阻害要因の分析等の指導強化活動を実施。

(2) 経営構造対策事業 17,667(19,491)百万円

消費者の望む地域農畜産物の高付加価値化や水田農業の構造改革に取り組む地域に対して重点的な支援を行うとともに、農業経営基盤強化促進法の改正の趣旨を踏まえ、特定農業団体の育成や農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

① 全国共通目標の見直し

担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）における担い手の育成に関する目標要件として、特定農業団体の設立を追加。

② 経営継承円滑化支援施設の拡充

特定農業法人等が地区内の農業用機械施設を買い上げ、農地の利用集積のために有効利用する取組を支援。

③ リース事業の拡充

分社化・のれん分け等による農業法人の経営発展を前提とした農業用機械施設の導入を支援し、独立子会社等へのリースの実施等を通じた農業法人の経営の多角化等を支援。

〔農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成15年6月）の概要〕

① 農業生産法人による多様な経営展開

農業生産法人の多様な経営展開（分社化、のれん分け等）が容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件に係る特例措置

② 集落営農組織の担い手（特定農業団体）としての育成

地域の農地を面としてまとめて利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織（特定農業団体）を農用地利用規程に位置付け、その経営体としての発展を促進

(3) 経営支援情報化施設整備事業 **438(633) 百万円**

地域情報化の中核となる高度情報化拠点施設の整備及び温室等の遠隔環境制御・監視システムの整備を推進するとともに、ITの活用による水田農業の構造改革を推進するため、衛星画像解析による品質解析や生育予測などの情報を活用する等水田農業の効率化に資する情報拠点施設の整備を促進。

(4) 水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規） **1,870(0) 百万円**

地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために地域で必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。

(5) アグリ・チャレンジャー支援事業 **1,362(1,548) 百万円**

農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究を実施するとともに、農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

(6) 販路開拓緊急対策事業 **829(990) 百万円**

実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の構築に積極的に取り組む特定農業法人等の育成や実需サイドとの連携に伴う農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

(7) 別に農業経営基盤強化措置特別会計により次のような支援を充実。

① 経営構造改革緊急加速リース支援事業（新規） **7,315(0) 百万円**

担い手への農地利用集積を一層加速化することを目的として、

- ・ 農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等
- ・ 一定の利用集積を行う経営構造対策事業等により整備する農業用機械を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付を実施。

② 農業改良資金による貸付対象の拡充 **(貸付枠445億円の内数)**

経営構造対策事業等の補助対象施設と一体的な整備を要する設備・機械等について、農業改良資金による貸付を実施。

2 事業実施主体

市町村、都道府県、農協、農業者等の組織する団体、第3セクター等、PFI事業者、民間団体 等

3 補助率 1/2、4/10、1/3 以内（沖縄県にあつては 2/3 以内）、定額

[担当課：経営局構造改善課（03－3501－3768（直））]

農地の利用集積の促進

水田農業地域や農地流動化が停滞している地域において、土地利用調整等を行うとともに、規模拡大に伴って必要となる農業用機械施設の導入に対する支援等により、担い手への農地の利用集積を促進。

1, 870(0) 百万円

別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分
33, 679(19, 414) 百万円

1 ポイント

- (1) 水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規） 1, 870(0) 百万円
地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために地域で必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。
- (2) 認定農業者農地集積促進事業（拡充） 1, 047(1, 002) 百万円
認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体等が行う効率的な農地利用のための活動等に対して、促進費を交付。平成16年度は、賃借権の設定のほか、農作業受委託による利用集積も交付対象に追加。
- (3) 農地保有合理化促進事業（拡充） 25, 040(18, 412) 百万円
農地の売渡し時の年齢要件を65歳未満に見直すとともに、一時貸付タイプの事業については、農地の売渡し又は貸付けの相手方を認定農業者等に限定し、担い手に集中した農地の利用集積を促進。
更に、長期貸付けの後に農地を売り渡す事業（長期育成タイプ）において、農地代金の分割払い方式を導入。
- (4) 農地保有合理化担い手育成地域推進事業（新規） 156(0) 百万円
水田農業地帯の集落内に担い手ゾーンを設定し、当該ゾーンにおいて、農地保有合理化法人が関係機関と協力して、農地を担い手に集中するような仕組みを構築するとともに、担い手への農地利用集積、土地利用調整のための活動に対する支援を行い農地の利用集積を促進。
- (5) 担い手育成農作業受委託促進事業（新規） 121(0) 百万円
農地保有合理化法人が農作業の受委託のあっせん、担い手に対する支援を行うとともに、併せて農作業を受託した認定農業者等に対し受託料相当額を農業改良資金において貸し付けることにより、水田農業地域における受委託の安定的拡大と農地の利用集積を促進。

(6) 経営構造改革緊急加速リース支援事業（新規） 7, 315 (0) 百万円

担い手への農地利用集積を一層加速化することを目的として、

- ① 農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等
- ② 一定の利用集積を行う経営構造対策事業等により整備する農業用機械を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付を実施。

2 採択要件

目標年度（3年後）までに水田面積の60%以上を担い手に利用集積する地区等

3 事業実施主体

都道府県、市町村、農地保有合理化法人、(社)全国農地保有合理化協会等

4 補助率

1/3、1/2、6/10、7/10、定額

○ 担い手への農地の利用集積状況

目 標 と 実 績			集積対象者 (担い手)
集積見込面積(平成22年)		282万ha (A)	
実 績	平成8年3月末	180万ha	347千人
	平成9年3月末	188万ha	362千人
	平成10年3月末	196万ha	374千人
	平成11年3月末	204万ha	386千人
	平成12年3月末	210万ha	392千人
	平成13年3月末	215万ha	380千人
	平成14年3月末	218万ha (B)	387千人
集積見込面積との差(A-B)		64万ha	

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ

注：集積見込面積は、農業構造の展望における見込み

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

新規就農対策の充実

農業内外からチャレンジ精神をもった多様な人材を確保するため、厚生労働省と連携して策定した「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農対策を充実。

2, 212 (3, 292) 百万円
農業経営基盤強化措置特別会計計上分
貸付枠 16, 062 (12, 944) 百万円

1 ポイント

(1) 新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業

637 (694) 百万円

新規就農相談センターにおいて、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務、無料職業紹介を実施。

また、円滑な就農のため、主要都市でのニューファーマーズフェア（農業法人合同就職説明会等）の開催等を実施。

(2) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

1, 009 (1, 892) 百万円

道府県農業大学校において、離職者を対象とした能力開発・技術習得支援のための職業訓練コースの設置に必要な研修用施設、機械を整備。

また、道府県農業大学校、試験研究機関、農業総合支援センター（仮称）が有機的に連携・協力し、技術革新に意欲的な農業者等とともに、最先端技術についての組立・実証を短期間で推進するための施設等を整備。

(3) 就農支援資金制度の拡充

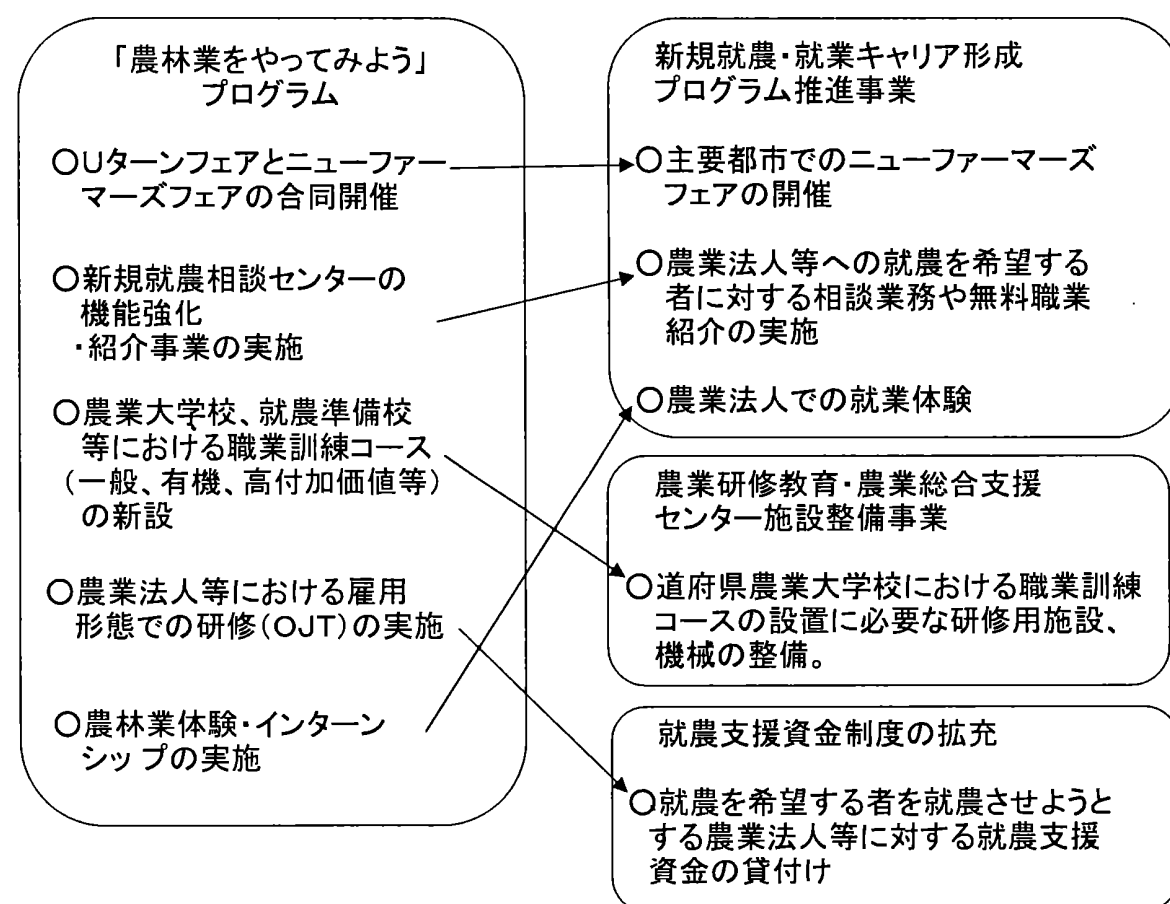
貸付枠 16, 062 (12, 944) 百万円

【農業経営基盤強化措置特別会計】

自営形態での就農を貸付対象としている現行の就農支援資金制度を拡充し、農業法人等への就農に対する資金面での次のような支援を実施。

- ① 就農を希望する者を就農させようとする農業法人等に対する貸付け
- ② 農業法人等への就農を希望する者に対する貸付け

○「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえた雇用形態での就業の促進



○新規就農者の動向

(単位:千人)

区 分	2	7	10	11	12	13	14
新規就農青年 [39歳以下]	4.3	7.6	11.1	11.9	11.6	11.7	11.9
新規学卒者	1.8	1.8	2.2	2	2.1	2.1	2.2
離職就農者 [39歳以下]	2.5	5.8	8.9	9.9	9.5	9.6	9.7
中高年 [40歳以上64歳未満の離職就農者]	10.7	30.1	38.2	47.2	40.4	44.3	45.6
総 計	15.7	48	64.2	65.4	77.1	79.5	79.8

資料:農林水産省「農業構造動態調査」等、「農業センサス」。

注:「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人(在宅、Uターンを問わない)。

2 事業実施主体 (1) 及び (2)

全国農業会議所、都道府県、都道府県青年農業者等育成センター、都道府県農業会議、市町村、広域事務組合、農協、民間団体、特認団体等

3 補助率 (1) 及び (2) 定額、1/2以内

[担当窓口課:経営局女性・就農課(03-3501-1962(直))]

女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策

農村における少子・高齢化に対応するため、出産・育児期の女性農業者への支援活動の促進、農村高齢者のための介護資格者の人材育成等を実施。

485（613）百万円

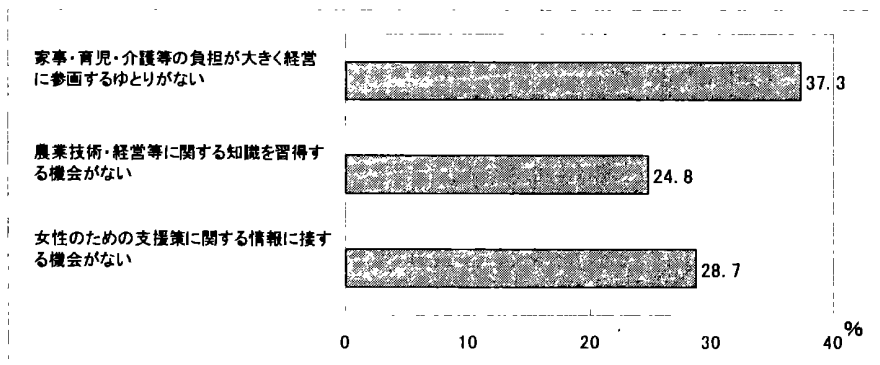
1 ポイント

（１）出産・育児期農業経営サポート活動支援事業

28（0）百万円

出産・育児期の女性農業者への支援活動を促進するため、現場の担当者に対する活動支援ハンドブック等の作成やインターネットによる相談システムの構築を行うとともに、全国的な普及啓発等を実施。

（参考１）女性が経営参画する上での課題（複数回答）



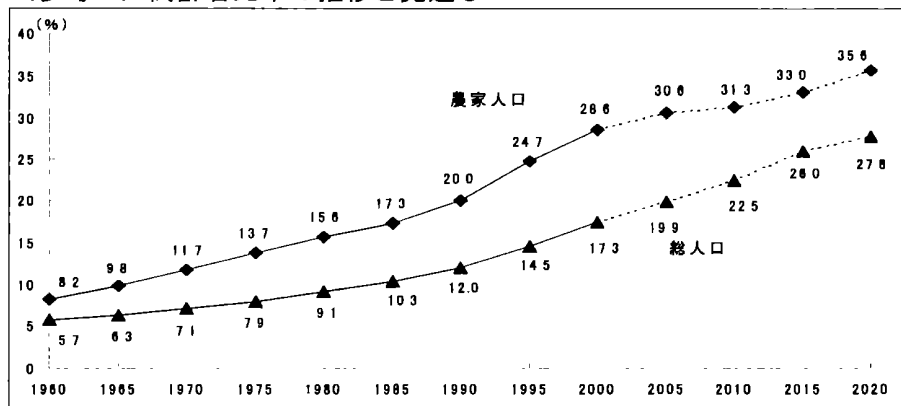
資料：農林水産省「女性の就業構造・経営参画状況調査」（平成15年7月1日現在）

（２）農村高齢者福祉支援事業

107（0）百万円

農村地域における介護資格者の人材育成を図るとともに、育成したヘルパーの民間事業者による活用を推進。

（参考２）高齢者比率の推移と見通し



資料：農林水産省「農林業センサス」、総務庁「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2002年1月）

（注）農家人口の2005年以降の数値は、農林水産省による試算

2 事業実施主体

全国農業協同組合中央会等

3 補助率

定額等

[担当窓口課：経営局女性・就農課(03-3591-5831(直))]

農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

日本の農林水産物・食品の輸出機会の拡大を図るとともに、海外ニーズにも対応する産地の体制整備等を支援。

804（47）百万円

1 ポイント

近年のアジア諸国の経済発展に伴う所得向上等により、高品質な国産農林水産物の輸出機会を拡大する好機が生じている。この機会をとらえて、日本の農林水産物・食品の輸出の促進に向けた総合的な支援体制を確立することが重要。

（1）日本の農林水産物・食品の輸出機会の拡大

①農林水産物貿易円滑化推進事業等 250（47）百万円

諸外国の貿易制度等の調査、海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用したPR活動、産品毎の新規輸出開拓事例構築等の活動を行い、生産者等が輸出しやすい環境を整備。

②日本産ブランド輸出促進事業 100（0）百万円

アジア諸国を中心に、日本産ブランド（国産の高品質な産品）の生産者団体等が行う輸出促進活動（展示・商談会、テスト輸出、メニュー提案等、海外バイヤーの日本招へい、商品開発等）を支援。

（2）売れる米づくりの推進に向けた海外での米消費拡大運動の展開

○輸出促進型米消費拡大 104（0）百万円

売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動を支援。

（3）国内外のニーズに対応した生産体制の強化

○ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業 350（0）百万円

海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化、高付加価値化、低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援。

2 事業実施主体

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（（1）①）、地方公共団

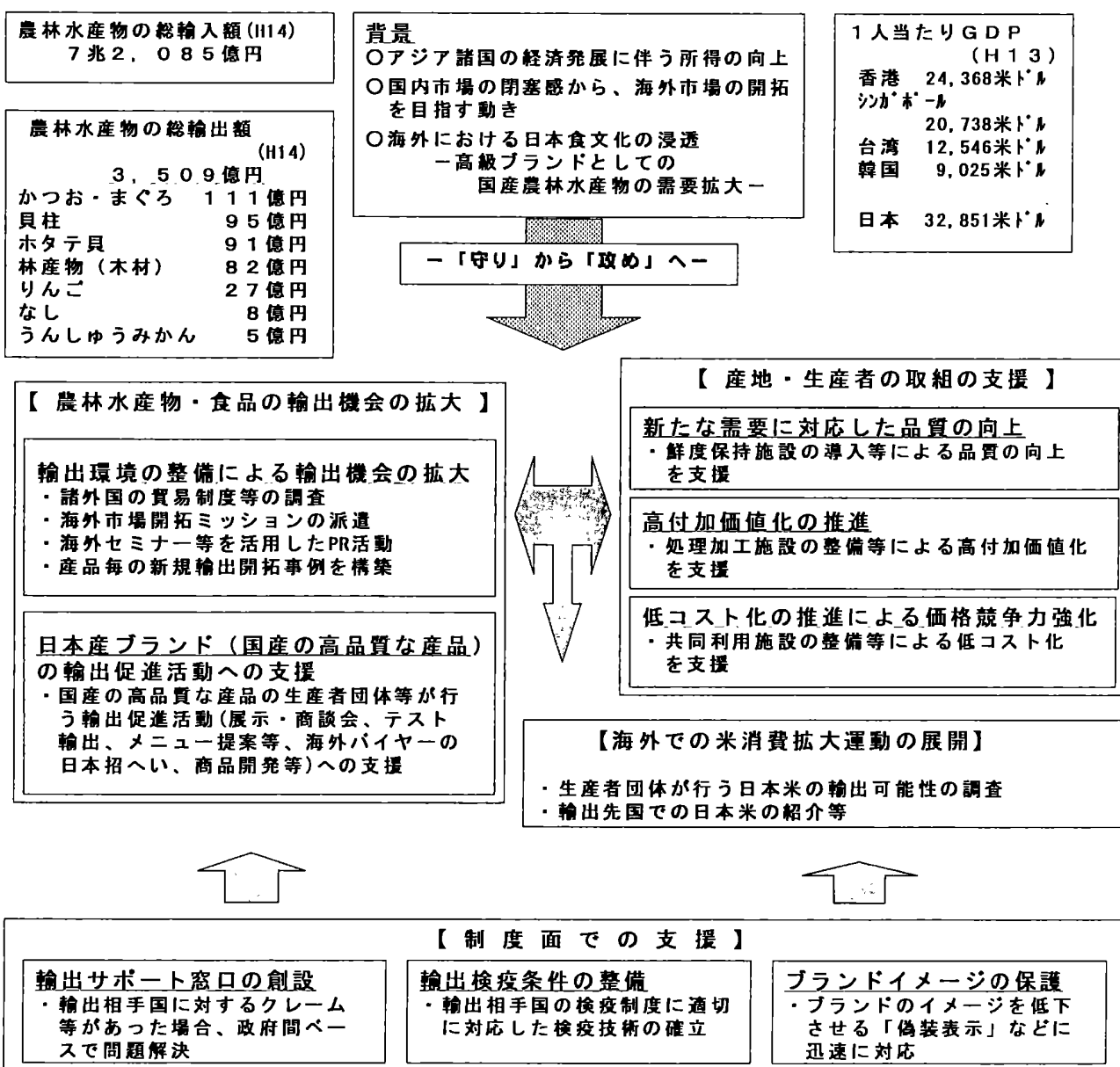
体 ((1) ②、(3))、生産者団体 ((1) ②、(2)、(3))、民間団体 ((1) ①、②)

3 補助率 (1) ①定額 ② 1/2 以内 (2) 定額 (3) 1/2 以内

担当(窓口)課：(1) 大臣官房国際部貿易関税課	(03-3501-4079 (直))
(2) 総合食料局食糧部消費流通課	(03-3501-3790 (直))
(3) 生産局総務課生産政策室	(03-3502-5940 (直))

農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

－「守り」から「攻め」へ－



水利施設の効率的な管理等のための条件整備

都市化・混住化等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備。

14,564(0)百万円

1 ポイント

都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、地域水田農業ビジョンの実現に資する農業水利施設の管理の省力化と施設の更新・整備への支援を実施。

(1) 新農業水利システム保全対策（公共） 10,000(0)百万円

都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化と多様な水田営農の展開に対応するため、担い手育成に資する施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、施設の機動的な更新・整備を通じて、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施。

(2) 地域水田農業支援排水対策特別事業（公共） 4,294(0)百万円

地域水田農業ビジョンに即し、田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で畑利用が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を実施。

(3) 農業水利ストック有効活用緊急整備調査（公共）

270(0)百万円

農業水利ストックの長期的・計画的な有効活用やライフサイクルコストの低減に向けた施設情報のデジタル化・カルテ化を図るとともに、産地づくりを支援するため、施設情報と農地情報との相互連携を図る。

2 採択要件等

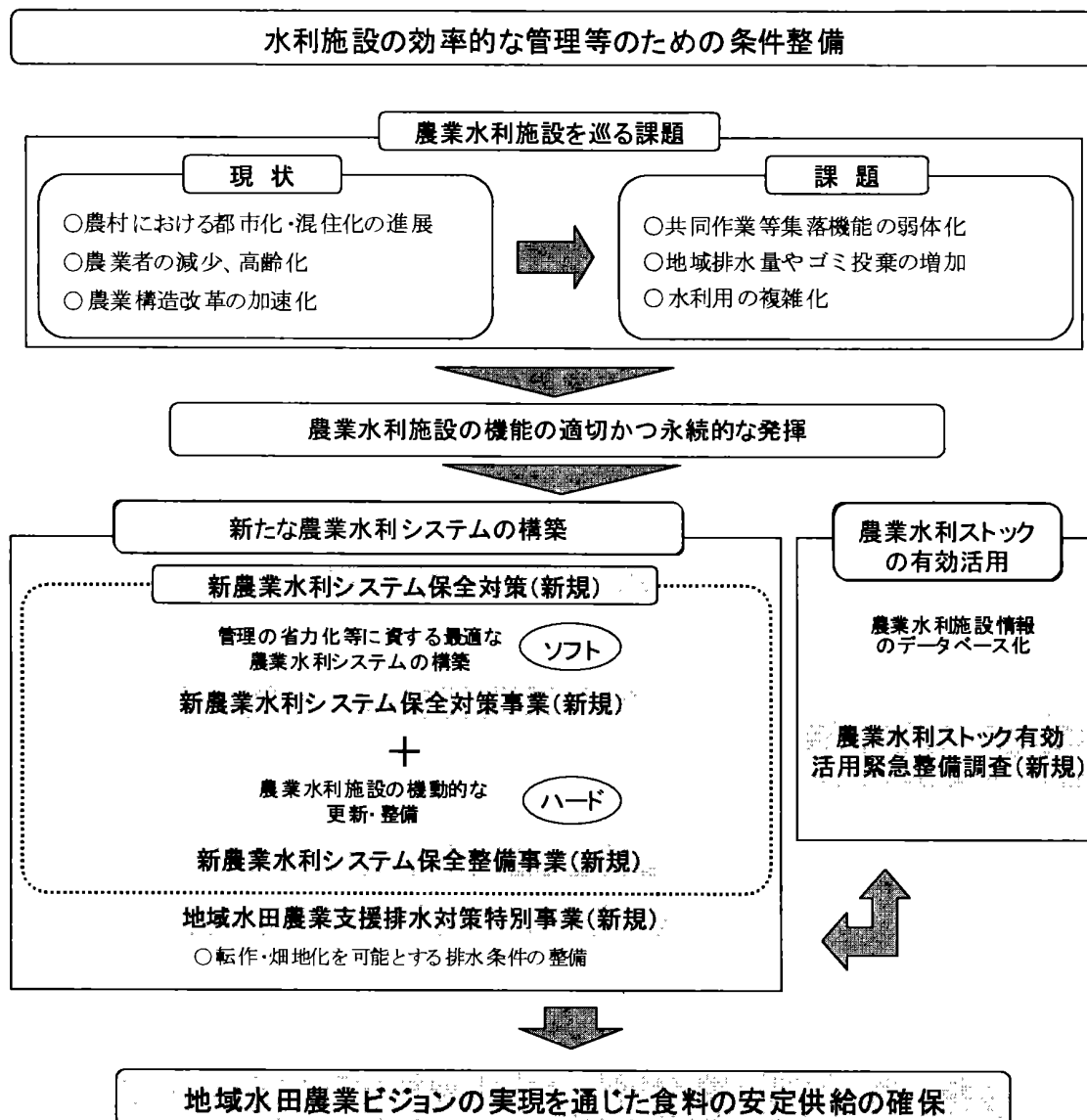
- (1) 都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積等の目標が明確化された地域水田農業ビジョン（「水利地域水田農業ビジョン」）が策定されていること等
- (2) 受益面積20ha以上、末端支配面積5ha以上等
- (3) 国営土地改良事業等により造成した基幹的な農業水利施設

3 事業実施主体

(1) 都道府県、市町村、土地改良区等 (2) 都道府県 (3) 国

4 補助率等

(1) 定額、1/2 (2) 1/2 (3) 10/10



畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備

「地域水田農業ビジョン」の実現に向けた、産地づくりや水田の利活用の促進のため、きめ細やかな基盤整備、農地情報等の整備を実施し、畑地転換、土づくりなどの取組を支援。

17,270(1,170)百万円

多様な水田農業や望ましい産地づくり等に向け、地域水田農業ビジョンに沿って、水田の有効な利活用を行うために必要な農地や水利施設の条件整備、作物作付や担い手への農地利用集積を効率的に実施する手段としての農地情報等の整備、地域資源の利活用に資する基盤整備と一体的な土づくり施設整備等を緊急的に実施し、地域の特性に応じた良好な営農条件を確保することにより、水田農業の望ましい生産構造の実現を図る。

水田利活用のための緊急対策

1 ポイント

地域水田農業ビジョンの実現に資するため、田畑輪換や畑地化、良好な土づくりなど、地域自らが選択する水田の利活用に対応したメニューを用意し、地域の戦略の実現に向けた積極的な取組を支援。

2 事業内容

(1) 地域水田農業支援緊急整備事業(公共) 8,500(0)百万円

地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、一定規模の範囲を対象に、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等、地域特性に応じた営農展開のための条件整備を、地域の意向を重視した計画に即して、機動的かつ緊急的に実施。

(2) 水田利活用緊急支援事業 5,000(0)百万円

地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等、水田の畑地化の促進や定着に向けた条件整備を、農地の状況に応じてよりきめ細かく機動的かつ緊急的に実施。

3 事業実施主体

- (1) 都道府県
- (2) 市町村、土地改良区、農協 等

4 補助率

- (1) 1／2（離島55%、沖縄75%、奄美60%）
- (2) 1／2（特殊地域等55%、沖縄80%、奄美60%）

[担当窓口課：農村振興局農地整備課（03-3502-6277（直））]

産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進

1 ポイント

農地に係る諸情報を地図上で管理する農地情報システムは、担い手への農地利用集積や土壌分析等を利用した農産物の品質向上などを行う上で有効な手段であり、今後、一層活用される見込み。

このため、地域の農業関係団体間等での農地情報の共有化や相互利用に資する農地情報システムを構築することにより、地域の産地づくりを推進。

2 事業の概要

- (1) 産地づくり支援農地情報整備促進事業 910（0）百万円
産地づくりに有効な、各農業団体等が個別に保有する情報の共有化・相互利用を図るため、農地情報等のデータ整備やシステム導入について支援。
- (2) 農村振興地理情報統合システム開発整備事業 49（55）百万円
農業関係団体等が地域水田農業ビジョンに基づく農地の利用集積や米の需給調整などを効率的かつ的確に進められるよう、行政及び農業関係機関との間で相互利用可能な地理情報システムを開発。

3 事業実施主体

- (1) 市町村、土地改良区、農協、農業委員会等
- (2) 民間団体

4 補助率

(1) 1／2

(2) 定額

[担当窓口課：農村振興局農村整備課（03－3501－9979（直））]

「土づくり」などの地域資源の利活用の推進

1 ポイント

地域資源の利活用を図り、環境に配慮した持続的な農業の取組を促進するため、基盤整備と土づくり施設整備等を一体的に実施。

2 事業の概要

(1) 地域環境保全型農業推進総合整備事業 2,000（0）百万円

土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向け、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。

(2) 農村地域有機質資源再利用促進モデル事業のうち

耕畜連携基盤整備実験事業（公共） 35（0）百万円

耕畜連携による家畜排せつ物の有効利用の観点から、基盤整備実施中の地区において、たい肥と飼料作物の利活用に係る技術的課題等について調査・検証を行い、その成果を活用して、農地の良好な土づくりや地域における有機質資源循環を促進。

3 事業実施主体

(1) 都道府県、市町村等

(2) 都道府県、民間団体

4 補助率

(1) 1／2

(2) 定 額

[担当窓口課：農村振興局農村整備課（03－3501－9979（直））]

畜産環境対策の促進

家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備計画を達成するため、家畜排せつ物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進。

23,670(11,163)百万円の内数

1 ポイント

平成16年10月末を期限とする家畜排せつ物法に基づく管理基準の猶予期限内に家畜排せつ物の管理の適正化が図られるよう、処理施設の整備を強力に推進。

○ 家畜排せつ物処理のための施設等の整備

23,670(11,163)百万円の内数

- ・ バイオマス利活用フロンティア整備事業 8,883百万円の内数
市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業（公共） 7,887百万円
都道府県、市町村等がたい肥還元用草地等と一体的に行う施設の整備
- ・ 経営構造改革緊急加速リース支援事業 6,900百万円
農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費の無利子貸付け。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、都道府県公社、(社)全国農地保有合理化協会、農協、営農集団等

3 補助率

1/2以内 55% 定額 等

(関連事業)

その他家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる事業

223,228百万円の内数

中山間地域等における農業集落の環境を保全管理するための施設整備、農業関係排出物等の処理施設の整備等

[担当窓口課：生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

和牛のみなもと再生・強化対策の推進

和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進。

2, 039 (1, 805) 百万円の内数
 その他 畜産担い手育成総合整備事業（公共・新規）
 8, 747 (0) 百万円の内数

1 ポイント

安全・安心な牛肉の安定的な供給を図る観点から、肉用牛生産の“みなもと”となる和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、「人」、「牛」、「草」の確保対策を総合的に推進。

(1) 「人」：担い手の確保対策

- ① 超早期離乳等新たな生産方式の普及、ほ育・育成センターの整備による子牛のほ育・育成の外部化等
- ② 経営の円滑な継承と新規就農を促進するための研修施設等の整備
- ③ 水田地域及び酪農地域における肉用牛繁殖経営の育成のための飼養管理施設の整備

(2) 「牛」：優良種畜の確保対策

- ① 広域後代検定(県域を越えて行う能力評価)等による優良な種雄牛の作出
- ② 優良な繁殖雌牛群の整備と農家への導入促進

(3) 「草」：飼料基盤の確保対策

- ① 水田飼料作物・稲わらの広域流通
- ② 労働力軽減や耕作放棄地の畜産的利用を図るための日本型放牧（各地域の自然条件に適応した放牧）の推進
- ③ 担い手への土地利用集積を伴う草地整備改良等の推進

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農協、営農集団、民間団体 等

3 補助率

定額、1／2 等

[担当(窓口)課：生産局畜産部畜産企画課（03－3502－5979（直））]

農林水産業を支える技術開発 ―食と農の未来を拓く技術開発―

バイオマス、ゲノム等バイオテクノロジー、環境分野に研究を重点化し、その実用化を促進するとともに、農林水産分野で新たな産業創出を進めるため競争的研究資金を拡充。

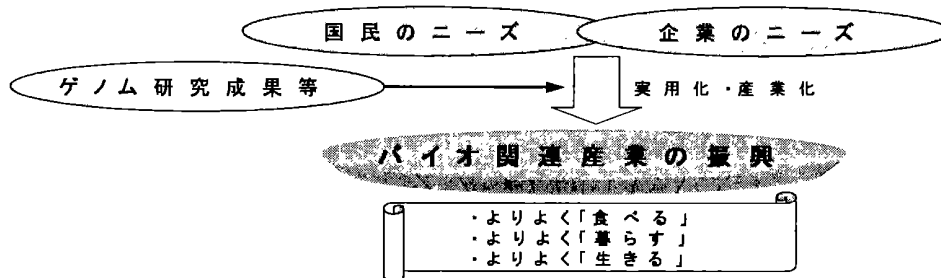
8,419(3,940)百万円

1 ポイント

(1) ライフサイエンス・環境等重点分野の研究開発の推進

① アグリバイオ実用化・産業化研究(新規) 1,004(0)百万円 ーゲノム研究成果等の実用化・産業化ー

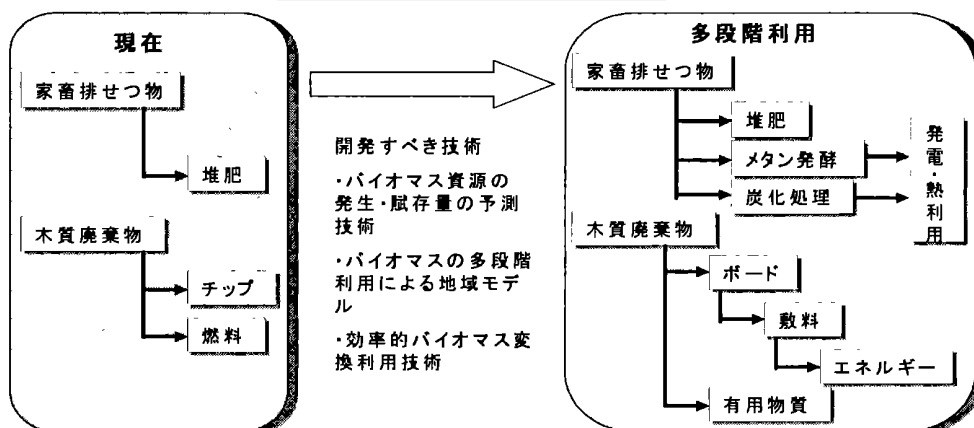
バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、イネゲノムの解読成果等を早期に実用化・産業化に結びつける民間との共同研究を促進。



② 農林水産バイオリサイクル研究(拡充) 1,260(800)百万円 ーバイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化ー

「バイオマス・ニッポン総合戦略」を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システムを構築。

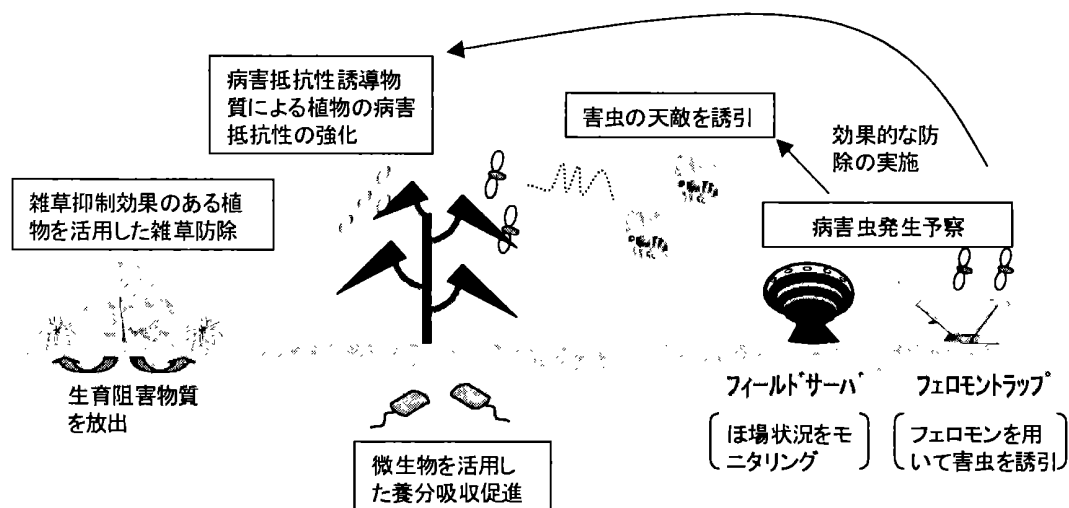
地域循環システム開発の概念図



③ 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発（新規）
 ー作物が本来持つ機能等を活用した生産技術の開発ー

354（0）百万円

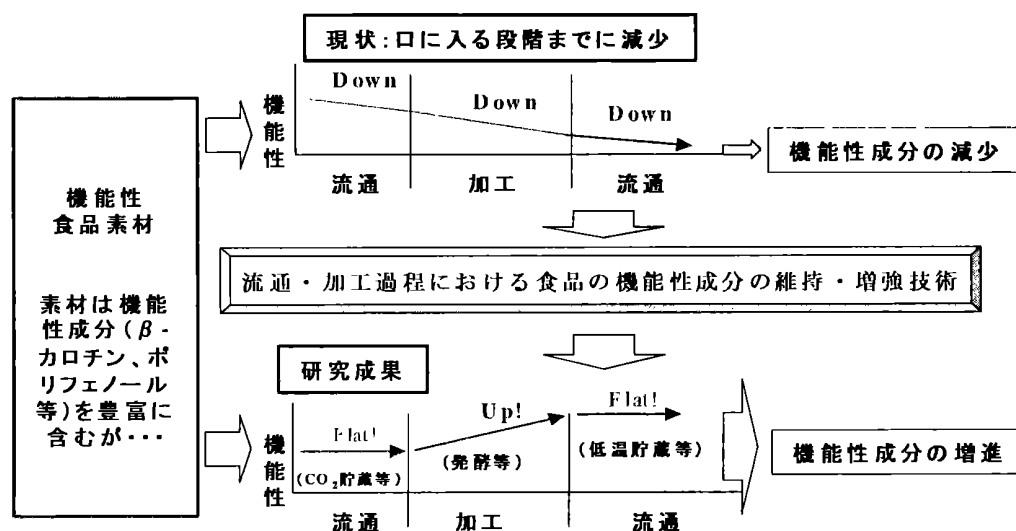
農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身が持つ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術など作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発。



④ 食品の安全性及び機能性に関する総合研究（拡充）
 ー流通・加工過程における食品の機能性成分の維持・増強ー

1,041（828）百万円

生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術を開発。



(2) 競争的研究資金の拡充等による地域経済活性化・新産業の創出

①地域の施策課題に対応した研究の推進

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（拡充）

3,000（1,973）百万円

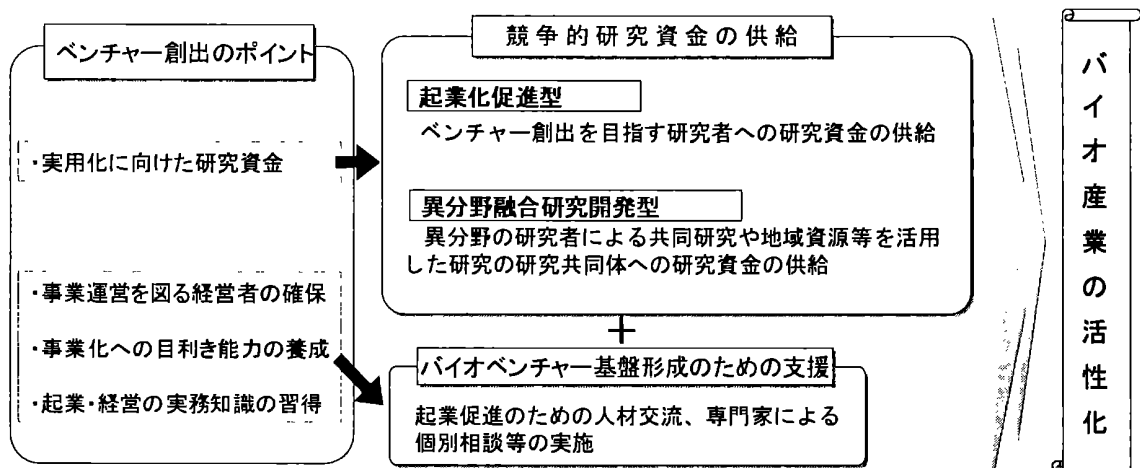
地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入。

②研究開発型バイオベンチャーの育成

生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業（拡充）

1,760（339）百万円

新たにベンチャー（新技術を軸に、創造的・革新的な経営を展開する企業）の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施。



2 事業実施主体

独立行政法人、大学、民間等

[担当窓口課：農林水産技術会議事務局総務課（03-3591-7902（直））]

飢餓・貧困の解消及び農林水産業の持続可能な開発等に向けた国際協力

開発途上国の飢餓・貧困の解消に積極的に取り組むとともに、砂漠化の防止や水産資源の適正な管理等による持続可能な農林水産業の開発を推進。

5, 479 (5, 796) 百万円

1 ポイント

開発途上国の飢餓・貧困や砂漠化など地球的規模の問題は、国際社会の安定のため直ちに対応すべき問題であり、農林水産業の持続的な開発を通じて、これらの解消に積極的に取り組むとともに、WTO農業交渉における我が国主張の理解を促進するため、以下の事業を推進。

2 事業内容

(1) フード・フォー・ワーク広域普及支援事業 163 (0) 百万円

持続可能な農業生産等を目的としたフード・フォー・ワーク（住民参加型農村開発事業）を行い、アフリカの飢餓・貧困の解決を推進。

(2) 地域資源利活用型砂漠化防止対策調査 117 (0) 百万円

東アフリカ地域において、地域資源利活用型の砂漠化防止対策を確立することにより、持続可能な農業農村開発を推進し、飢餓・貧困の解決を支援。

(3) 漁業対象種のCITES付属書掲載評価検討事業 63 (0) 百万円

ワシントン条約(CITES)における漁業対象種への過剰な規制を抑制するため、資源状況についての調査等を行い、持続可能な漁業の振興を支援。

(4) 黄砂対策植生回復実証調査事業 15 (0) 百万円

近年深刻化している黄砂問題に対応するため、黄砂抑制効果が高い植生回復パターンについて実証調査を行い、持続可能な森林経営の取組を支援。

(5) アジア地域食料安全保障強化支援事業 42 (0) 百万円

WTOにおける国際備蓄提案の具体化の第1歩として、東アジア米備蓄システムの形成に向けたパイロット事業の運営を支援。

(6) 「国際コメ年」推進事業費〔非ODA〕 17 (0) 百万円

2004年を国際コメ年とする国連決議に基づき、食料安全保障等におけるコメの役割の重要性についての認識を深めるための取組を実施。

[担当窓口課：大臣官房国際部国際協力課（03－3591－4918(直)）]

農林水産分野の情報化と電子政府の実現

「食」と「農」の再生プラン、e-Japan戦略Ⅱに基づき、農山漁村における情報通信基盤の整備、農林漁業者の情報を利活用する能力の向上、情報利活用システムの開発・普及等を一体的に推進。

また、電子政府構築計画に基づき、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等を図るため、農林水産省における行政の情報化を推進。

16,147(15,307)百万円

1 ポイント

- (1) 「食」と「農」の再生プラン（食の安全と安心の確保、都市と農山漁村の共生・対流）及びe-Japan戦略Ⅱ（情報通信技術（IT）の先導的利活用7分野の第2として「食」が明定）の実現を図るため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、農林漁業者の情報を利活用する能力の向上、情報利活用システムの開発・普及等を一体的に推進。
- (2) また、電子政府構築計画（2003～2005年度）に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等を図るため、農林水産省における行政の情報化を推進。

2 主な事業内容

(1) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2,647(2,951)百万円

都市地域と農山漁村地域の情報格差を是正するとともに、農林水産業及び農山漁村の振興を図るため、e-むらづくり計画（農山漁村の情報化のための基本方針）に基づき、情報通信基盤の整備を推進。

(2) 人材の育成並びに教育及び学習の振興 118(431)百万円

農業者等の情報を利活用する能力の向上を図るため、普及員等を情報通信技術（IT）を指導する人材として育成するとともに、高齢農業者等のための情報通信技術（IT）教材の開発等を推進。

(3) 電子商取引等の促進 738(1,019)百万円

電子商取引（ITを活用した商取引）をさらに促進するため、生鮮食品の流通において、無線ICタグ（無線で情報をやり取りする電子荷札）を活用した新たな物流管理技術を開発し、検品、分荷等を効率的に行うことができるシステムを確立。

また、衛星画像の解析による稲の品質解析や生育予測ができるシステムを整備し、的確な営農指導等に活用するとともに、木材製品の情報ネットワークシステムを開発し、取引の合理化を推進。

(4) 行政の情報化の推進

4, 970 (4, 704) 百万円

① 行政情報等の電子的提供

農業者等が生産・経営において必要とする情報を場所を選ばず携帯端末等からも入手可能な「バーチャル普及センター」の構築を推進。

② 行政手続の電子化等

電子政府構築計画に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、電子申請システムの24時間365日安定稼働を行う環境を整備。

また、輸出入港湾手続のワンストップサービスを維持するため、動・植物検疫検査手続電算処理システムと通関情報処理システムを接続しているシステムを更新。

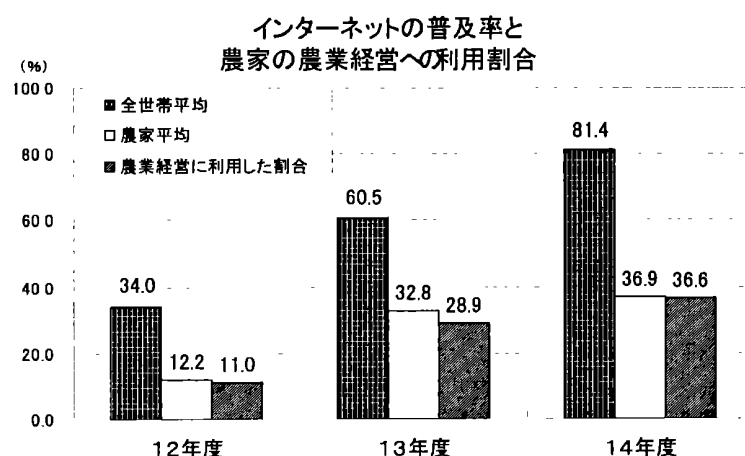
(5) 公共分野における情報通信技術の活用

7, 674 (6, 202) 百万円

生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応したトレーサビリティシステムを開発。

また、多様な地理情報をデータベース化することにより、検索や表示、解析などを簡単に行えるようにした農地、森林の地理情報システム等の整備を推進。

(参考)



(出典)

○総務省「通信利用動向調査」

○農林水産省「農家のパソコン・インターネット利用状況アンケート」

[担当窓口課：大臣官房情報課 (03-3501-3778 (直))]

ニーズに即した統計の充実

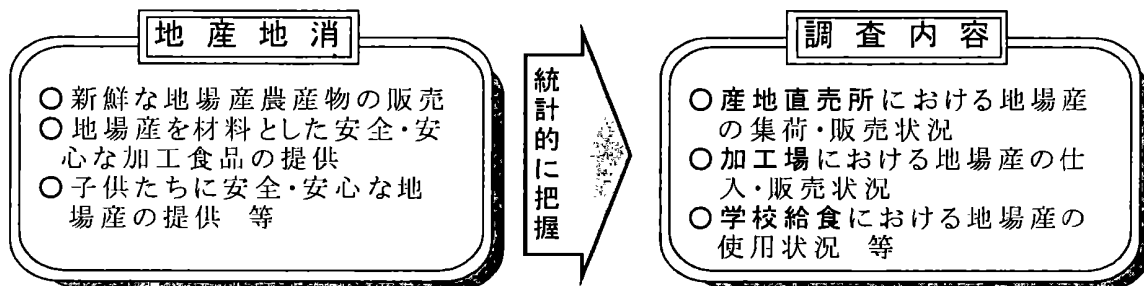
農林水産施策の新たな展開方向に即し、多様な食料消費、農林水産業の実態等を的確に把握。

15,450(11,220)百万円

ポイント

1 多様な食料消費の把握と食品産業統計の充実

- (1) 「食」の安全・安心を求める消費者と生産者等との間で、「顔の見える関係」の構築に向けて、農産物の「地産地消」の取組が広がってきていることから、地場産農産物の取扱状況等を把握。

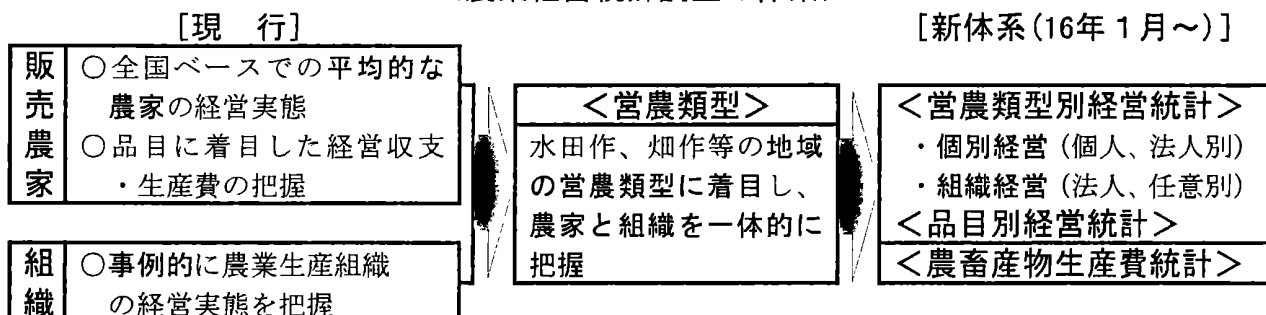


- (2) 家庭における食料消費・食品ロス、食品産業における食品廃棄物等のリサイクルの実態を把握。
- (3) 外食における食品の需要量を把握するための試行調査を実施。
- (4) 青果物、水産物及び畜産物の生産から小売に至る量的フローをローテーションで把握（16年度は水産物の調査を実施）。

2 農林水産業の新たな方向に即した経営・構造統計の充実

- (1) 地域・営農類型ごとに農業経営をとらえつつ、法人・集落営農等を幅広く把握する体系により農業経営統計調査を実施するとともに、農林水産業の基本構造を総合的に把握するため、経営に着目した調査体系により2005年農林業センサスの調査を実施。

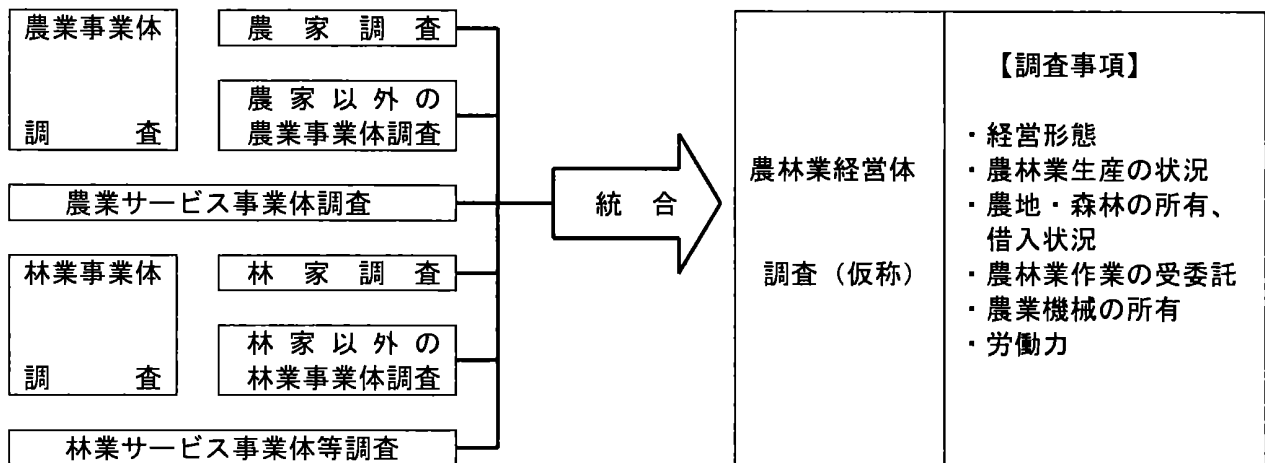
<農業経営統計調査の体系>



＜農林業センサスの体系＞

【2000年世界農林業センサス】

【2005年農林業センサス（17年2月実施）】

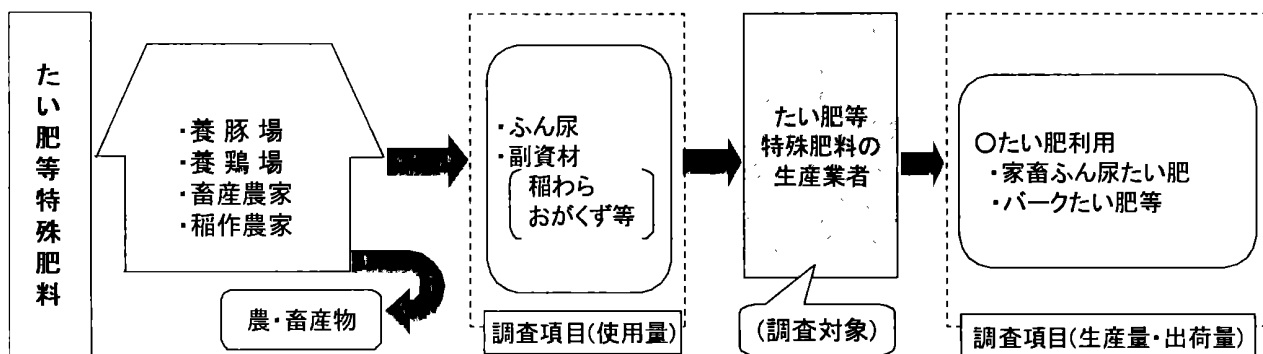


（２）地域水産業の担い手の実態を把握するため、地域水産業の担い手の実態に関する調査を実施。

３ 地域資源・環境保全政策の展開に即した統計の充実

（１）森林・棚田等の地域資源の賦存状況、保全・活用状況等農山村地域の実態を総合的に把握するため、2005年農林業センサスにおいて農山村地域に関する調査を実施。

（２）「地球温暖化対策推進大綱」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等の推進に資するため、たい肥等の生産出荷状況を把握。



[担当窓口課：大臣官房統計部管理課（０３－３５０１－３７２４（直））]

農産物の安全性確保の強化

農薬等の生産資材の安全性の確保策の強化、有害物質対策の強化、より安心な病虫害防除手法の確立等により農産物の安全性を確保。

1, 727 (849) 百万円
(関連施策分を除く。)

1 ポイント

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の安全性の確保策の強化、農産物等に含まれる有害物質等対策の強化、より安心な病虫害防除手法の確立等を行うことにより、安全・安心な農産物の供給を確保。

2 施策の内容

(1) 生産資材の安全性の確保策の強化

- ① 「植物活力剤」等の農薬に類似する資材の安全性の確認調査を実施するとともに、農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、インターネット等により広く情報提供を実施。

〈農薬的資材のリスク情報収集 158 (0) 百万円〉

〈農薬情報の公開体制の整備

((独) 農薬検査所運営費交付金 824 (755) 百万円の内数)〉

- ② 汚泥肥料等や飼料について、有害物質の調査及び検定技術の開発等を実施。

〈汚泥肥料等の有害物質調査

((独) 肥飼料検査所運営費交付金 1, 812 (1, 773) 百万円の内数)〉

〈飼料の安全性監視体制の強化

((独) 肥飼料検査所運営費交付金 1, 812 (1, 773) 百万円の内数)〉

- ③ 動物用医薬品等の使用基準等の設定に必要な試験、調査等を実施。

〈動物用医薬品の使用基準の設定 120 (36) 百万円〉

〈飼料の有害物質残留基準の設定 325 (4) 百万円〉

〈水産用医薬品の残留性の検証 12 (0) 百万円〉

(2) 農産物等に含まれる有害物質等対策の強化

カドミウム、ダイオキシン、カビ毒、アクリルアミド等農産物等に含まれる有害物質の実態の把握を行うとともに、リスク低減に資する栽培管理技術の実証、リスク管理のための生産ガイドラインの確立・普及、農用地土壤汚染防止法に基づく対策地域における土壤汚染の除去を推進。

〈有害物質のリスク管理等 150 (102) 百万円〉

〈農産物の安全性確認等 324 (248) 百万円〉

〈生鮮農産物の安全性確保 39 (0) 百万円〉

〈土壤汚染の除去等 227 (187) 百万円〉

(3) より安心な病虫害防除手法の確立

耕種的、物理的防除技術を含めた総合的な防除体系の確立、農薬の飛散防止技術の確立、農産物の見栄えのためのみの農薬使用を低減するための方策の検討等。

〈総合的な病虫害防除体系の確立等 125(55)百万円〉

〈農薬の飛散防止技術の確立等 214(216)百万円〉

〈見栄えのためのみの農薬使用の低減方策の検討等 12(0)百万円〉

(4) 輸入農産物の安全確保対策

輸出国における農産物のリスク管理対策の状況調査を行うとともに、リスク管理関連情報の提供を実施。

〈輸入農産物のリスク管理 16(0)百万円〉

(5) 国際食品規格への対応強化

国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会に対応するためのデータ作成、情報収集・提供、意見交換の実施等。

〈国際規格対応強化の推進 6(0)百万円〉

3 関連施策の推進

(1) 農作物の有害物質残留を抑制する栽培管理技術の普及等

カドミウムやかび毒等の米麦への残留を抑制するための栽培管理技術の導入、自主検査機器の整備等を支援。

〈生産振興総合対策事業(19,439(21,970)百万円の内数)〉

(2) 食の安全性に関する研究の推進

食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を行うとともに、カドミウム、ダイオキシン類、ドリリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を実施。

〈食品の安全性及び機能性に関する総合研究

(1,041(828)百万円の内数)〉

〈農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

(450(410)百万円)〉

[担当窓口課：消費・安全局農産安全管理課(03-3591-6585(直))]

家畜防疫体制の強化

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備等を行うとともに、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施することにより、生産段階における畜産物の安全性を確保。

1, 169 (782) 百万円

1 ポイント

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備等家畜防疫体制等を強化するとともに、BSE対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査（16年度から完全実施）を着実に実施することにより、安全・安心な畜産物の供給を確保。

(1) 飼養衛生管理の向上対策の推進

生産者に対する飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針の周知徹底等により飼養衛生管理の向上を推進。

＜家畜衛生対策事業のうち家畜伝染病防疫対応の強化 245 (0) 百万円＞

＜家畜伝染病予防費（1, 804 (1, 346) 百万円の内数）＞

(2) 人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備

人畜共通感染症などのリスク管理を適切に進めるため、サーベイランスの実施、新たな診断手法の実用化等を行うとともに、海外でのリスク管理に関する情報収集を強化。

＜人畜共通感染症等の危機管理体制の整備 107 (0) 百万円＞

＜動物リスク管理の実施状況等の調査 8 (0) 百万円＞

(3) 死亡牛全頭のBSE検査の着実な実施

BSE検査キットの購入費等の支援により、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施。

＜家畜衛生対策事業のうちBSE検査・清浄化の推進

606 (577) 百万円＞

＜家畜伝染病予防費（1, 804 (1, 346) 百万円の内数）＞

(4) 魚類防疫体制の強化

魚病のまん延防止に万全を期すため、養殖衛生管理技術者の育成、魚病の予防・まん延防止のための調査・研究・研修・指導、ワクチンの開発等を実施するなど、魚類防疫体制を強化。

＜養殖衛生管理技術者の育成等 96 (99) 百万円＞

＜魚類防疫技術の向上のための調査・研究 36 (36) 百万円＞

＜養殖衛生管理体制の整備 70 (70) 百万円＞

2 事業実施主体

(1) 都道府県、民間団体

(2) (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所等

(3) 都道府県

(4) 都道府県、民間団体、(独) 水産総合研究センター

3 補助率 1/2、10/10、定額

[担当課：消費・安全局衛生管理課 (03-3502-8206 (直))]

食品表示・J A S 規格の適正化の推進

不正表示・格付を見逃さないための監視指導や普及啓発の強化、社会的ニーズに応えた新たな J A S 規格の検討等により、食品表示・J A S 規格の適正化を推進。

5 3 6 (4 4 8) 百万円

1 ポイント

(1) 食品表示の監視指導等の強化

事業者への食品表示制度の普及啓発や食品表示の科学的検証の拡充による監視指導の強化等により、食品表示の適正化を推進。

- ① 食品表示の監視指導・普及啓発 3 3 3 (3 3 9) 百万円
- ② DNA解析技術を活用した食品表示の科学的検証 4 1 (3 4) 百万円
- ③ J A S 法・食品衛生法の一元的相談窓口の拡充
(独)農林水産消費技術センター運営費交付金 5, 2 8 5 (5, 4 8 0) 百万円の内数)

(2) J A S 規格の普及啓発と新たな J A S 規格の検討

J A S 規格の普及啓発や新たなニーズに対応した J A S 規格の検討等により、J A S 規格の適正化を推進。

- ① 有機 J A S 規格の普及推進 1 4 (1 2) 百万円
- ② 生産情報公表 J A S 規格の普及推進 5 5 (6 3) 百万円
- ③ 社会的ニーズに対応した新たな J A S 規格の検討のための調査
7 (0) 百万円
- ④ 林産物等の J A S 規格不正格付の防止 5 (0) 百万円
- ⑤ シックハウス対策に資する J A S 規格検討のための試験施設整備
8 1 (0) 百万円

2 事業実施主体

- (1) (独)農林水産消費技術センター、都道府県、民間団体等
- (2) (独)農林水産消費技術センター、民間団体等

3 補助率 1 / 2、定額

[担当課：消費・安全局表示・規格課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 7 2 7 (直))]

信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進

牛肉トレーサビリティ法を確実に実施するとともに、国産牛肉以外の品目についてのトレーサビリティシステムの開発と普及を推進。

3, 935 (4, 961) 百万円

1 ポイント

(1) 国産牛肉

牛肉トレーサビリティ法（生産段階は本年12月から、流通段階は16年12月から施行）を、耳標の装着や牛肉への個体識別番号の表示等の監視、DNA鑑定による表示内容の確認等により、確実に実施するとともに、このシステムを活用した飼料給与歴等の付加価値情報を提供するシステムの構築を推進。

① 牛肉トレーサビリティシステムの確立

873 (1, 145) 百万円

② 付加価値情報を提供するシステムの構築等

484 (543) 百万円

(2) 国産牛肉以外の品目

生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応したモデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により各業界における自主的なシステム導入を推進。

① トレーサビリティシステムの開発

400 (400) 百万円

② トレーサビリティシステムの導入促進

1, 866 (2, 500) 百万円

③ 米生産流通履歴情報システムの導入支援

66 (84) 百万円

2 事業実施主体

(1) (独) 家畜改良センター、都道府県、農業協同組合、民間団体等

(2) 農業協同組合、民間団体等

3 補助率 1/3、1/2、10/10、定額

[担当窓口課：消費・安全局消費・安全政策課(03-3591-4963(直))]

消費者等とのリスクコミュニケーション

消費者・生産者・事業者などの関係者にわかりやすい情報の積極的な提供、意見交換に努め、関係者の意向が施策に反映されるようにするための取組を推進。

353（330）百万円

1 ポイント

食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者・生産者・事業者などの関係者に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、意見交換に努め、関係者の意向を施策に反映。

（1）消費者・生産者・事業者等とのリスクコミュニケーションの運営推進

29（0.5）百万円

懇談会・意見交換会の開催、ホームページ開設、冊子の作成などにより情報提供を行うとともに、アンケート調査等により関係者の懸念や意見を把握。

（2）食の安全・安心情報交流ひろばの運営推進（農林水産消費技術センター）

324（330）百万円

食品の安全・安心に関する情報の提供、パブリック・コメントの募集、NPO・市民サークル・試験研究機関等との意見交換会開催、消費者からの通報に対応した機動的な確認検査の実施、消費者等への食品事故情報の提供等。

2 事業実施主体 （独）農林水産消費技術センター等

3 補助率 定額

[担当窓口課：消費・安全局消費者情報官 03-3502-8504（直）]

「食育」活動の推進

国民生活の基礎である「食」を健全なものとし、人間力を養うための重要な柱として、家庭、教育現場、地域等における「食育」を総合的に推進。

8, 350 (7, 870) 百万円

1 ポイント

国民生活の基礎である「食」を健全なものとし、人間力を養うための重要な柱として、家庭、教育現場における食育、地域に根ざした食育、体験を通じた食育、食品の安全性に関する食育等を国民運動として、関係府省、都道府県等の関係機関、民間団体等との連携の下に総合的に推進。

2 施策の内容

○ 「食育」を推進する国民的な活動の展開 680 (680) 百万円

- ① 「食を考える国民会議」や「食を考える月間」を中心とした国民全体に対する食育活動の推進、フードチェーン各段階の取組や地域の伝統的な食文化等を含めた総合的な情報提供活動等を全国的に展開。
- ② 食育推進ボランティアの活動強化、地域特産物の活用や学校給食を通じた地域レベルにおける食育の実践活動を推進。

3 関連施策の推進

(1) 体験を通じた食や農林水産業などへの理解の促進

2, 646 (2, 726) 百万円

食や農林水産業などへの理解を促すとともに、食を選ぶ力を育むため、食の生産現場や農山漁村における体験活動をベースとした諸活動を展開。

(2) 学校給食等を通じた啓発活動

3, 995 (4, 058) 百万円

給食における米飯や牛乳の供給の支援など、日常的な学校生活の場における生きた教材を通じて、子どもたちが食に対する理解と関心を持てるよう啓発活動を実施。

(3) 安心・信頼確保のための消費者と生産者等との交流等の促進

1, 028 (406) 百万円

食と農の距離を近づけ、消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産業や食品・食生活等に関する消費者が求める情報を分かりやすく提供するとともに、地域の特色を活かした消費者と生産者との交流活動等を促進。

○「食育」活動の推進

国民的な食育活動の展開

- ・農業、食品産業などフードチェーン各段階における体験学習等のモデル的なシステム作りを推進
- ・単身世帯や若年層に対し、外食等を活用した食育推進方策を検討、成果の普及・啓発
- ・「食育教室」を開催し、親子で食の安全・安心等について学習するとともに、産地や生産過程を明らかにした食材を使った調理教室等を開催
- ・対象特性毎の普及・啓発資材の作成・配布
- ・マスメディアを通じた食に対する情報提供活動の展開
- ・「食を考える国民会議」会員による啓発活動を支援

全国的な取組の展開

食を考える月間

- ・平成15年から毎年1月を「食を考える月間」とし、国民各層の参加を得て「食」について改めて考え直すための様々な取組を展開

食育実践手法の高度化・多様な活動の推進

- ・食育推進コンクール
- ・食育の実践方策に関する研究活動の実施
- ・地域食材・食文化の発掘調査、成果の全国的な普及・啓発

食育推進ボランティア

- ・全国で約3万人を養成（各都道府県で食育推進のための講習会を実施し、専門分野ごとにリスト化）
- ・生産者、衛生管理関係者、栄養学関係者、学校給食関係者などで構成し、食生活改善や食の安全・安心、地域食文化の増進等に関する普及・啓発活動を推進

地域での取組の実践

学校給食等を通じた取組

- ・地域の食材等を活用した給食等により、子供たちに「食」や農業生産現場についての理解を深めてもらい、安全・安心に関する理解の増進に資するための活動への支援を強化

消費者と生産者の相互理解に向けた取組

- ・朝市・夕市等を通じた消費者と生産者の相互理解の促進
- ・地域特産物を用いた調理講習会等による地域の食に対する理解の増進

[担当窓口課：消費・安全局消費者情報官：03-3502-8504（直）]

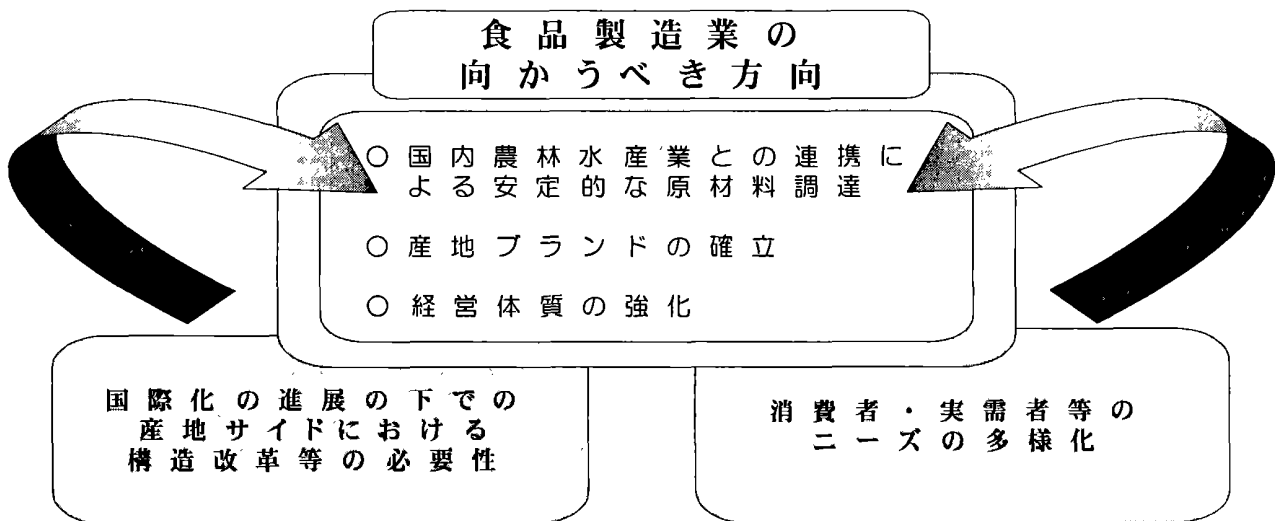
食品製造業の活性化

地域に密着した食品産業と農林水産業の連携による、国産農林水産物を活用した高付加価値食品の供給等を通じた食品製造業の活性化を推進。

321(261)百万円

1 ポイント

地域ブランド食品の製品化・事業化等を促進するため、地域の食品製造事業者と農業生産者等の連携、食品企業と技術シーズ（研究開発成果、ノウハウ等）を有する者の共同による技術開発等を支援。



2 事業内容

(1) 食品産業と国内農林水産業との連携の推進等

原料取引等における食品製造事業者と農業生産者等の連携を促進するためのマッチング等を行うとともに、地域の食品企業の人材育成等を実施。

232(261)百万円

(2) 高付加価値食品の開発を可能とする技術開発の環境整備等

食品企業と技術シーズを有する者の連携による、新製品開発のための共同技術開発等を促進するための環境を整備。

89(0)百万円

3 事業実施主体 民間団体・都道府県経由事業協同組合等

4 補助率 定額、1/2

[担当窓口課：総合食料局食品産業企画課（03-3591-8654（直））]

食品流通の構造改革の推進

卸売市場整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りできる電子荷札（無線ＩＣタグ）等新技術の活用等により卸売市場流通をはじめとする食品流通の構造改革を推進。

6, 346（5, 991）百万円

1 ポイント

食品流通の効率化を推進するとともに、食の安全・安心に対する要請の高まり、消費者ニーズの多様化に対応することにより、生産サイド・消費サイド両面の期待に応えられるよう、卸売市場整備の抜本的な見直し、無線ＩＣタグ等の新技術の活用等を実施。

（１）食の安全・安心の確保

卸売市場施設整備事業

6, 009（5, 721）百万円

大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、HACCP的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮断等）の整備を義務付け（水産物、食肉市場）。また、PFIの普及・導入の促進に努めるとともに、17年度以降は民間の創意工夫を活かしたPFIによる事業実施を原則義務付けて実施。

（２）低コスト流通の実現

物流新技術を活用した食品流通効率化対策

124（50）百万円

食品流通の効率化を図る観点から、無線ＩＣタグを活用した新たな物流管理システムの開発、通い容器の利用拡大を図る基盤となる容器の規格の標準化と管理回収システムの開発、地方の卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。

（３）ニーズに対応した商品提供機能の強化

食品小売業の活性化対策

150（82）百万円

経営効率化を図り食品小売業を活性化させるため、魅力ある食品小売業を振興するための人材育成とネットワーク形成等の新たなビジネスモデルの開発を支援。

（４）卸売市場関係者の経営体質強化

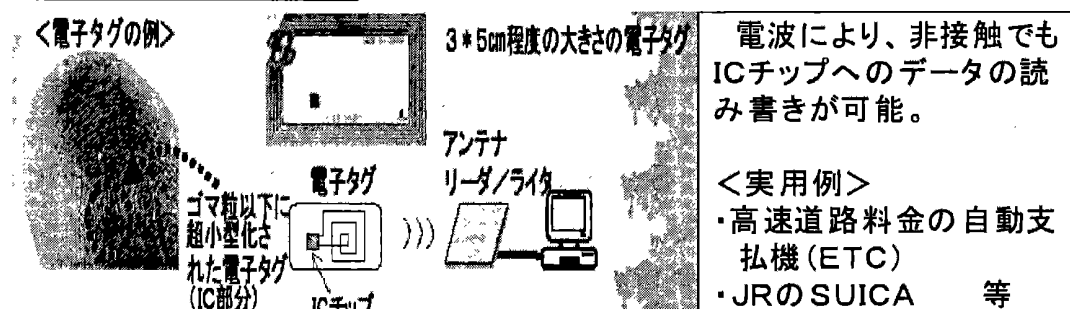
仲卸業者再編促進支援事業費

20（20）百万円

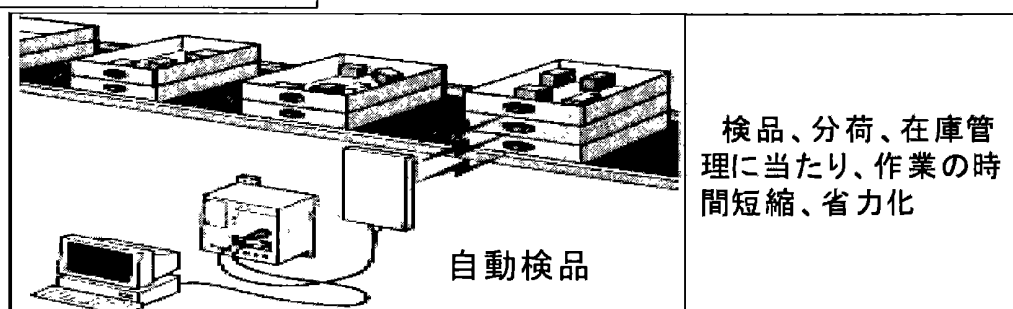
市場開設者による仲卸業者の再編等市場構造改善を促す「市場経営体質強化計画」の策定を支援。

食品流通における無線ICタグの利用による効率化

1. 無線ICタグ技術の進展



2. 食品流通への導入



食品流通コストの削減

[担当窓口課：総合食料局流通課（03-3502-8236（直））]

風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進

都市と農山漁村の共生・対流を一層促進するため、豊かで住みよく風格があり美しい農山漁村を保全、形成するとともに、観光立村を実現するための支援策を実施。

66,307(65,795)百万円の内数

風格ある美しい農山漁村づくり

1 ポイント

地域のイニシアティブや多様な主体の参加による風格ある美しい農山漁村づくりに向けた施策を推進。

2 事業の概要

(1) 美しいむらづくり支援事業 50(0)百万円

持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、地域住民等の参画による計画づくりや施設整備への技術的支援、地域住民の能力構築を促進する取組や体制づくりなどを、大学やNPO等と連携し、支援。

(2) 美しいむらづくり総合整備事業等(公共)

14,436(20,786)百万円の内数

営農や地域活動を通じ、農地、水などの地域資源が十分に活用・保全され、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤等の総合的な整備を、林野庁、水産庁の事業とも連携し、地方公共団体、地域住民、NPO等の多様な主体の参画により実施。

(3) 田園自然環境保全整備事業 1,000(0)百万円

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、地域住民やNPO等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設等の整備を実施。

(4) 風格ある美しい山村づくりモデル事業 20(0)百万円

山村の魅力ある景観の再発見と向上により地域の活性化を図るため、地域住民が主体的に行う景観づくり活動の検証・実証調査、人材育成、普及啓発を推進。

(5) 里山林再生総合対策（公共・非公共）

10,035（5,224）百万円の内数

健全な森林の整備、国土の保全等を図るため、森林整備事業と治山事業による効率的・効果的な里山林の再生・整備を進めるとともに、NPO等の多様な主体の参加による森林づくりや里山林における自然・文化体験活動、竹材の積極的な利用等を総合的に推進。

(6) 国民参加の緑づくり活動推進事業

369（475）百万円

美しい景観の形成など森林の多面的機能や山村に対する国民の理解を深めるため、森林づくりボランティアの活動の場である「みどり世紀の森」づくり等を進め、都市と山村の共生・対流に寄与。

(7) 漁港漁村活性化支援事業のうち美しい日本の漁村づくり支援

20（0）百万円

美しい漁村づくりを円滑に推進するため、地域住民、NPO等の参加した景観づくりへの取組、埋もれた地域資源の掘りおこし、地域の魅力を活用した体験活動等を支援。

(8) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

2,052（1,600）百万円の内数

美しい漁村づくりを推進するため、地域住民、NPO等が一体となり地域の景観保全等の取組を行う地区において、景観形成等に資する施設を整備。

3 事業実施主体

民間団体、都道府県、市町村 等

4 補助率

(1) 1／2

(2) 1／2（沖縄2／3、奄美52％）

(3) 1／2（5法指定地域等55％、沖縄2／3）

(4) 1／2

(5) 1／2、1／3、3／10 等

(6) 1／2、定額

(7) 1／2

(8) 1／2（沖縄2／3）、情報基盤1／3

観光立村の推進－「日本の田舎」を世界へ発信－

1 ポイント

「美しい農山漁村づくり」を進めつつ、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）などの施策と一体的に、外国人旅行者等も訪れる農山漁村資源を活用した「一地域一観光」の取組を支援。

2 事業の概要

○観光立村の推進（新規）

87（ 0）百万円

（１）全国段階

- ① 外国人の我が国への農山漁村旅行へのニーズの分析と受入地域向け手引き書の作成
- ② 国内滞在外国人及び外国旅行業者・マスコミに対する我が国の地方・農山漁村文化に関する情報の提供
- ③ 国内滞在外国人等を対象とした「にっぽんの田舎ライフPRイベント」の開催

（２）都道府県段階

県、民間事業者、市町村等からなる推進体制のもと、次の活動を実施

- ① 関係機関（病院、警察、保健、観光等）・民間企業・NPO・市町村・隣接都道府県間との連携及び観光ガイドや地域の食を担う人材の育成（研修会の実施）
- ② 県内の農山漁村における伝統文化など外国人向け観光資源の発掘とモデル的な旅行コースの育成を討論するシンポジウムの開催
- ③ 県全域を対象に数ヶ所のモデル地域を選定し、重点育成地域を指定

（３）市町村段階

- ① 外国人旅行者のニーズ等を踏まえた「一地域一観光」のための地域観光プラン（仮称）及び観光交流拠点に係るマップの作成
- ② 「地域の魅力」発信・向上活動の支援
 - ア．地域の魅力PR活動の展開
 - (ア)外国人向けパンフレット等の作成
 - (イ)「観光大使」による地域の魅力の発信
 - イ．「日本の田舎」体験交流イベントの実施
 - 国内滞在外国ジャーナリスト等の外国人を招へいし、リピート客の確保や参加者を通じた情報発信を図るための交流イベントを実施し、当該イベントを地域住民のホスピタリティ向上のためのOJT研修の場として活用
 - ウ．交流施設等の外国人対応化

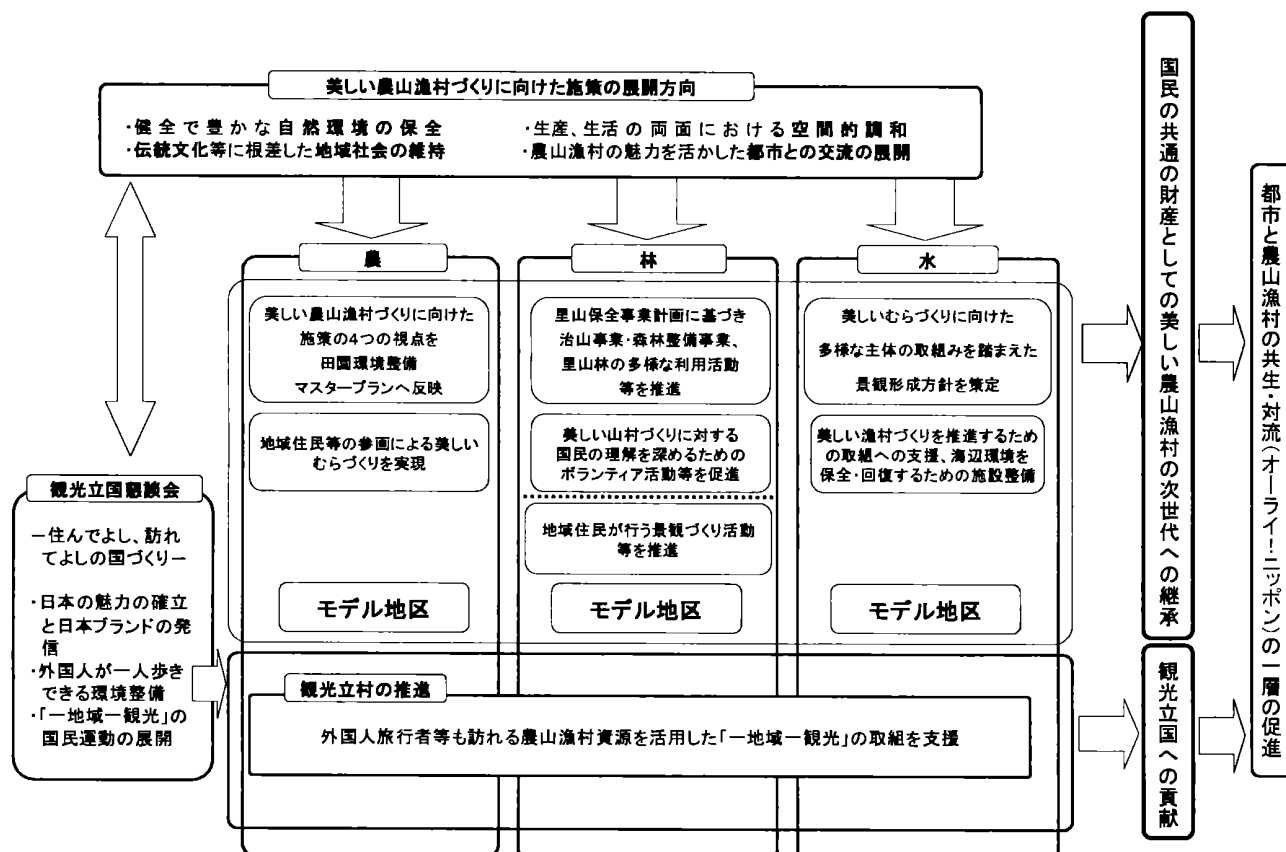
3 事業実施主体

- (1) 民間団体
- (2) 都道府県
- (3) 市町村 等

4 補助率

- (1) 定額
- (2) 1／2
- (3) 1／2

『風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進』について



[担当窓口課：農村振興局農村政策課（03-3591-8651（直））]

バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進

循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向け、バイオマスを最大限利活用する社会「バイオマス・ニッポン」の実現を強力に推進。

26,616(22,016) 百万円

1 ポイント

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用に関する取組や資源循環型コミュニティづくりを推進するため、次の取組を総合的な対策として実施。

(1) バイオマスプラスチックの利用促進

1,164() 百万円

バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、研究開発、普及啓発、導入実証、技術実証施設の整備等をモデル事業として実施。

(注) 本モデル事業に要する経費は、以下の(2)、(3)①及び②の内数である。

(2) 革新的な研究・技術開発の推進

1,999(1,664) 百万円

バイオマスの地域循環利用システム化技術の研究開発、様々なバイオマスのエネルギー化効率の向上、高付加価値な製品の生産等、バイオマスの利活用の促進のための研究・技術開発を実施。

(3) 地域の実情に応じたバイオマス利活用の推進

24,618(20,352) 百万円

① バイオマスの利活用を促進するための取組への支援

3,028(3,415) 百万円

地域の実情に応じたバイオマスの利活用を推進するため、バイオマス利活用計画の策定、利活用システム構築、バイオマス利活用に関する調査・実証、情報収集・情報発信等の取組を支援。

② バイオマス利活用のための施設整備

21,590(16,937) 百万円

バイオマス利活用の全国取組モデルとなる事例を構築し、その普及を図るため、新技術等を活用した利活用施設整備を地域における①の取組への支援と連携して実施。また、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質系廃材・未利用材等の各バイオマスの特性に応じた利活用施設の整備を実施。

2 事業実施主体

独立行政法人、民間団体、地方公共団体、PFI事業者等

3 補助率

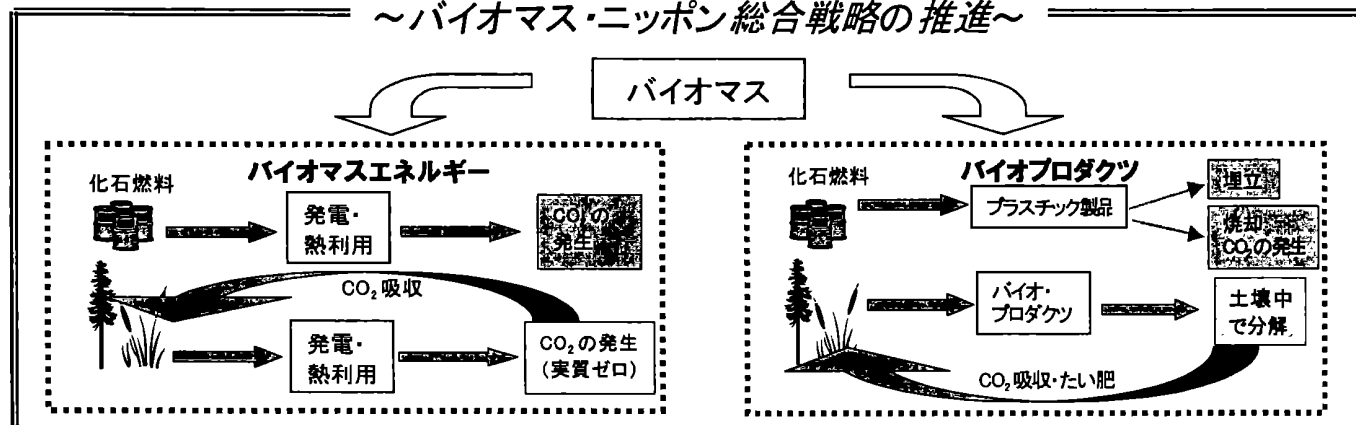
(1) 定額等、(2) 定額等、(3) ① 定額、1/2以内等、

(3) ② 1/2以内、1/3以内等

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

「バイオマス・ニッポン」 生物系循環資源の持続的活用への転換

～バイオマス・ニッポン総合戦略の推進～



～バイオマスの総合的な利活用に関する取組や
資源循環型コミュニティづくりを推進～

モデル事業
～バイオマスプラスチックの利用を
複数年に渡り計画的に推進～

研究
開
発

研究開発・実用化技術開発

- バイオマスの地域循環利用システム技術の開発
- 様々なバイオマスのエネルギー化効率の向上
- 高付加価値な製品の生産 等

技術開発の推進

プラスチックへの変換コストの低減

普
及
・
実
証

＜バイオマスの総合利用計画による総合的な施策の推進＞

地域の実状に応じたバイオマス利活用の推進

- バイオマス利活用計画の策定
- バイオマス利活用システムの構築
- バイオマス利活用に関する調査・実証
- バイオマスに関する情報収集・情報提供

バイオマス利活用のための施設整備

- 新技術を活用したバイオマス利活用施設の整備
- 食品廃棄物、家畜排せつ物、木質系廃材・未利用材等の各バイオマスの特性に応じた利活用施設の整備

地域での導入への支援

バイオマスプラスチック導入の社会実験

バイオマスプラスチックの普及促進

バイオマスプラスチックの特徴
を生かしたリサイクルの推進

トータルでのライフサイクルコストの低減

実証施設の整備

生産の低コスト化技術の実証

モ
デ
ル
施
設
等
の
整
備

期待される効果

温室効果ガス抑制

循環型社会の形成

新たな雇用の創出

農山漁村の振興

多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、多様で健全な森林の整備・保全等を重点的に推進。

438,752(447,638)百万円

1 ポイント

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、新たに「森林整備保全事業計画」を策定するとともに、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に即して、森林法の見直し（機能の低下した保安林の施業確保や、NPO等による森林施業の助長等）に併せた管理不十分な森林の整備、土石流等の災害を未然に防止するための治山施設の整備、間伐、複層林化や針広混交林化等の推進、国民参加の森林づくり、緑の雇用の創出等を図りつつ、多様で健全な森林の整備・保全を重点的に実施。

2 主な事業内容

(1) 多様で健全な森林の整備

多様で健全な森林の整備を図るため、森林整備事業及び治山事業を効果的かつ着実に推進。

林野一般公共事業 317,194(327,156)百万円

○ 長期育成循環施業の推進（公共）

49,091(49,400)百万円の内数

抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施業の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進。

○ 特定保安林整備総合対策（公共・非公共）

94,517(99,376)百万円の内数

間伐等が不十分で機能が低下した保安林を特定保安林に指定するための調査を行うとともに、新たに特定保安林を対象として治山施設の整備と本数調整伐を一体的に行うほか、要整備森林における間伐の推進を図るなど、重点的な森林の整備・保全を推進。

○ NPO等の多様な主体の参加による森林の整備の推進（公共）

105,803(113,357)百万円の内数

森林整備事業の事業主体として新たな協定制度の認定を受けた者（NPO等）を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進。

○ 森林整備法人による多様な森林整備の推進（公共・非公共）

6,488(6,219)百万円の内数

地域に根ざした公的主体である森林整備法人による多様な整備を推進。

- **森林整備活性化資金の貸付けによる健全な森林の育成**
貸付枠 3, 200 (3, 200) 百万円
無利子資金である森林整備活性化資金の貸付けにより、林業経営の改善と多様で健全な森林の育成を推進。
- **緑の雇用担い手育成対策** 7, 000 (0) 百万円
森林整備を担う林業就業者の確保・育成を図るため、緊急雇用対策で森林作業に従事した者を対象に専門的・技術的付与のための実地研修等を実施。
- **緊急間伐総合対策（公共・非公共）**
45, 808 (45, 841) 百万円
計画的な間伐の実施と路網整備の一体的な推進や間伐材利用の促進を図るなど「緊急間伐5カ年対策」を着実に推進。
- **効率的な林内路網の形成（公共）**
50, 182 (50, 492) 百万円の内数
既設作業道の局部改良による既存ストックの活用や、森林管理道と森林施業道を効果的に組み合わせる「組合せ型路網」の推進により、効率的に林内路網を整備。
- **奥地水源林における多様な森林の整備（公共）**
30, 919 (20, 734) 百万円
国有林の奥地水源林において、生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種（広葉樹）を主体とした保護樹帯を設定することにより地域固有の森林を再生する等、天然力を活用しつつ効果的・効率的な森林の整備を推進。
- **花粉抑制森林対策** 113 (119) 百万円
雄花着花量に着目した効果的な抜き伐り、花粉の少ない品種の普及等を着実に推進。
- (2) **保安林等における森林の保全**
土石流、山崩れ、地すべり等の災害の防止や良質な水の安定的な供給等、国土の保全を図るため、重点化・効率化を図りつつ、治山事業等を着実に実施。
- **土石流・流木災害等防止強化対策（公共）**
104, 753 (112, 470) 百万円の内数
土石流・流木等による災害を未然に防止するための治山施設の整備や災害に強い森林づくり、災害に対する監視・観測体制の整備等から成る総合的な防災対策を重点的に実施。
- **奥地水源地域荒廃地等の保全（公共）**
51, 717 (54, 685) 百万円の内数
流域全体に影響を及ぼす奥地水源地域の荒廃地等において、木材等現地で採取可能な資材を活用した工法等により、復旧整備を重点的に実施。

- 松くい虫被害対策の推進 2, 475 (2, 376) 百万円
生活環境の保全に重要な役割を果たしている松林の保全のため、松くい虫被害に対して、松林保全対策を重点的に実施。

(3) 国民参加の森林づくり等の推進

- 国民参加の緑づくり活動の推進 382 (483) 百万円
幅広い国民の参加による森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティア活動情報の発信、NPOによる活動の支援、活動フィールドの拡大等を促進。

- 豊かな海と森林を育む総合対策 36, 704 (36, 591) 百万円の内数
森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施。

(4) 木材・木質バイオマス利用の推進

- 木材・木質バイオマスの利活用の促進 3, 394 (1, 906) 百万円
大手住宅メーカー等のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築や、木質バイオマス利活用施設の整備、合板や新たな木質資材への地域材利用を促進するための技術開発等を実施。

(5) 森林吸収量の報告・検証体制の整備

- 森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策 2, 450 (1, 279) 百万円
森林のCO₂吸収量報告に不可欠な森林資源データの精度の検証・向上、保安林の森林経営に関する管理情報の整備及びデータの効率的な収集手法の開発等を実施するとともに、国レベルでデータを一元化するためのシステム開発等を実施。

3 事業実施主体 国、都道府県、市町村、民間団体等

4 補助率 1／2、3／10、45／100、定額等

[担当窓口課：林野庁計画課 (03-3502-8700 (直))]

今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成

今後の森林整備を支える林業就業者を確保・育成するとともに、安定的に林業経営を継続できる林業経営体・林業事業体を育成。

7, 524 (737) 百万円

1 ポイント

(1) 緑の雇用の推進等を通じた林業就業者の確保・育成及び林業事業体の育成

7, 088 (125) 百万円

林業就業者の確保・育成を図るため、緊急雇用対策で森林作業に従事した者を対象に専門的技能・技術を付与するための実地研修等を実施する緑の雇用担い手育成対策事業を推進するとともに、雇用の受け皿となる林業事業体の経営改善及び労働災害防止活動の強化等を推進。

(2) 林業経営を担うべき人材の確保・育成

333 (427) 百万円

林業経営を担うべき人材の確保・育成を図るため、普及指導職員の資質の向上、産学官連携による技術の実証、民間専門家の活用促進等の取組を推進。

(3) 森林組合等の育成

103 (185) 百万円

森林組合の経営基盤の強化等を図るため、人材の育成、森林管理体制の整備、森林組合等による施業の集約化等の取組を支援。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、全国森林組合連合会、都道府県森林組合連合会、森林組合、林業・木材製造業労働災害防止協会、林業者で組織する団体等

3 補助率

定額、1／2

[担当窓口課：林野庁経営課(03-3502-1629(直))]

大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進

木材利用の推進と木材産業の健全な発展を図るため、大手住宅メーカー等の大規模需要者の厳しく多様なニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等の対策を推進。

3, 394 (1, 906) 百万円

1 ポイント

地域材の利用と木材産業の健全な発展を推進するため、地域材の新しい流通・加工システムの構築、木質バイオマスの利用拡大、木材の新たな用途や低コストの加工技術の開発を重点的に実施。

2 対策の内容

(1) 地域材の新しい流通・加工システムの構築

1, 433 (0) 百万円

大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施。

(2) 木材・木質バイオマスの利活用の促進

1, 961 (1, 906) 百万円

木質バイオマスを利用した発電施設、熱供給施設等の整備を推進するとともに、地域材を利用したモデル的な公共施設の整備、合板や新たな木質資材への地域材利用を促進するための技術開発等を実施。

3 事業実施主体 都道府県、市町村、木材関連業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体、民間団体等

4 補助率 1 / 2 等

[担当課：林野庁木材課 (03-3501-3841 (直))]

里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進

都市と山村の共生・対流を一層促進し地域の活性化や観光立国の実現に寄与するため、多様な主体の参加による里山林の再生・整備・利用を進めるとともに、美しい山村・森林に対する国民の理解を深めつつ、地域主体の景観づくり活動や人材育成の支援等により美しく住みよい山村づくりを推進。

91, 952 (97, 671) 百万円の内数

1 ポイント

NPO、都市住民等の森林施業を助長する協定制度の創設に併せて、これらの者の参画を得つつ、地域の豊かな山村づくりを推進する事業を実施。

(1) 里山林の再生・整備と多様な利用の推進

健全な森林の整備、国土の保全等を図りつつ、多様な主体の参加による森林づくり、森林利用等を総合的に推進。

① ふるさとの森再生対策（公共）

86, 439 (91, 787) 百万円の内数

経験豊かなボランティア団体等の多様な主体の参加により、植栽、間伐等の適切な施業を実施し、管理不十分な里山林の再生・整備を推進。

② 里山林環境防災機能再生整備対策（公共）

4, 754 (5, 224) 百万円の内数

地域住民やNPO等地域の多様な主体の参画を図りながら、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した防災機能等の高い里山林の再生・整備を推進。

③ 国民参加の緑づくり活動推進事業のうち

里山林自然・文化体験活動の促進

6 (0) 百万円

里山林等での多様な自然・文化体験活動を推進するため、森林ボランティア活動の情報ネットワーク等を活用しつつ、里山林利用協定等の締結の促進、活動の立上げ支援、人材育成等を実施。

④ 共生林の多様な利用活動推進事業

6 (0) 百万円

森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や里山林等を活用した健康づくりのための「健康と癒しの森」推進モデル事業等を実施。

⑤ 竹材利用促進緊急対策事業

226 (0) 百万円

竹の利用を促進し、里山林の再生を図るため、NPO等を含む生産者と加工業者間の竹材需給情報交換等の実施、汚染土壌浄化能力が高い竹炭や竹繊維等竹材の新たな利用に必要な加工施設の整備等を支援。

(2) 美しく住みよい地域づくりの推進

① 風格ある美しい山村づくりモデル事業 20(0)百万円

山村の魅力ある景観の再発見と向上により地域の活性化を図るため、地域住民が主体的に行う景観づくり活動の検証・実証調査、人材育成、普及啓発等を推進。

② 森林病虫害等防除の推進 130(177)百万円

地域住民の安全な生活の確保等に必要な森林の保全を図るため、松くい虫の被害の発生しにくい森林環境の整備等を進めるとともに、地域住民自ら松くい虫の防除等を行い、松林を保全する事業をモデル的に実施。

③ 地域の自主性を活かした環境整備の推進（公共）

5,043(0)百万円

地域の自主性を活かした緑豊かな生活空間を創出するため、フォレスト・コミュニティ総合整備事業のうち地域の環境整備に係る事業を統合補助金化するとともに、広域的に美しいむらづくりを進める観点から、農林振興局・水産庁の事業とも連携して推進。

(3) 国民参加の森林づくり及び森林環境教育の推進

① 国民参加の緑づくり活動推進事業 369(475)百万円

美しい景観の形成など森林の多面的機能や山村に対する国民の理解を深めるため、森林づくりボランティアの活動の場である「みどり世紀の森」づくり等を進め、都市と山村の共生・対流に寄与。

② 森の体験交流活動推進事業 8(8)百万円

森林環境教育を推進するため、NPO等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動や森林体験学習、人材の育成等を行うモデル事業を実施。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

3 補助率

1/2 等

[担当窓口課：林野庁計画課（03－3502－0048（直））]

科学的知見に基づく資源管理の徹底

持続的な利用が可能な水産資源について、科学的な知見を踏まえ、より適切な利用及び管理を実現するための体制を整備するとともに、国際的な資源管理を推進。

25,894(24,296)百万円

1 ポイント

(1) 水産資源調査の充実と資源回復への取組の強化

① 我が国周辺水域資源調査等推進対策

2,000(1,790)百万円

TAC対象魚種及び資源回復計画対象魚種の調査を充実するとともに、海洋環境の変化に伴う資源変動のメカニズムを解明し、より精度の高い資源評価を実施。

② 資源回復等推進支援事業（減船・休漁等への支援）

1,996(0)百万円

資源回復計画等に沿って行われる減船・休漁等の措置について、関係漁業者への影響を緩和するための支援。

(注) 平成15年度 資源回復推進等再編整備事業 1,501百万円
資源回復計画推進支援事業 600百万円

③ 資源回復支援基盤整備事業（公共）

9,450(9,400)百万円

藻場・干潟の造成等による漁場環境の整備や休漁漁業者対策に加え、効率的な資源増大を図るため、中間育成施設の整備において、新たに防風・防雪施設等を補助対象とし、資源回復計画等の施策を支援。

④ 漁業経営構造改善事業のうち資源回復計画推進支援施設整備事業

782(0)百万円

資源回復計画の策定を加速化させるため、資源回復計画を策定・実施する漁協に対する施設整備を重点化するとともに、休漁漁業者の活用を推進。

⑤ 水産資源増強施設整備事業のうち資源回復支援施設整備事業

325(0)百万円

資源回復計画対象種等の早急な資源回復を図るため、種苗生産能力を高めるための施設整備を実施。

⑥ 水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業のうち資源回復計画促進型

174(0)百万円

資源回復計画対象種等の早急な資源回復を図るため、当該計画による漁獲努力量の削減等とともに行う種苗放流等を支援。

(2) 漁業取締の強化

我が国200海里内の指導監督及び取締

8,614(8,430)百万円

外国漁船等による操業の適正化を図り、我が国200海里水域における水産資源の適切な保存・管理の実効性を確保するため、漁業取締船による取締りの充実を行うなど、指導・取締体制を強化。

(3) 国際的な資源管理の推進

① 国際資源調査等推進対策 1,269(1,258)百万円

公海等において漁獲される国際漁業資源の調査に加え、高次捕食海洋生物の生態系への影響及び漁業への影響を定量的に評価するために必要な調査を実施し、国際的な資源管理体制の確立に貢献。

② 責任ある国際漁業推進事業 741(776)百万円

かつお、まぐろ等の国際資源について、適正な管理と持続的利用を図るため、国際漁業管理機関等における科学的議論に資する科学的調査、IUU漁船対策を行うとともに、輸出されたまぐろ漁船の使用状況等についての調査・確認を実施。また、混獲回避のための手法を活用した操業形態を支援。

③ 鯨類調査捕獲事業 541(541)百万円

商業捕鯨モラトリアム決定の見直しに資するための鯨類資源の包括的評価に必要となる鯨類資源の生物学的データを収集するため、南氷洋及び北西太平洋において鯨類の捕獲調査を実施。

2 事業実施主体等 国、地方公共団体、(独)水産総合研究センター等

3 補助率 定額、1/2、4/10、1/3等、(委託)

[担当窓口課：水産庁管理課(03-3502-0198(直))]

沿岸域における豊かな環境の創造

水産生物の良好な生息場となる藻場・干潟の造成、水の循環を通じてつながる海と森の一体的な整備に加え、生態系にも配慮しつつ良好な漁場を確保するための技術開発等を通じ、沿岸域における豊かな環境の創造を図る。

26,958(26,008)百万円

1 ポイント

(1)「豊かな海の森づくり」の推進

(公共) 25,223(24,985)百万円
(非公共) 579(512)百万円

うち

① 豊かな海の森づくり事業(公共)

25,223(24,985)百万円

水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。

② 生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業

90(0)百万円

アマモ場造成に係る生物多様性の低下防止のため、アマモ類の遺伝的差異の解析及び分布の把握並びに藻場造成のためのマニュアル作成。

③ 緊急磯焼け対策モデル事業

150(0)百万円

これまで研究機関等で蓄積してきた磯焼け改善技術等を活用して、モデル海域において藻場の回復・造成のためのモデル事業等を行うとともに、その成果を通じてガイドラインを作成。

④ 増養殖機能等実証調査事業

106(0)百万円

貝殻のリサイクルを図りつつ、特に要望の高い増養殖場造成への活用を推進するためのガイドラインの作成や、漁港施設の水産生物の生育・生息の場としての機能を向上させるための整備のあり方についてのガイドラインを作成。

(2) 豊かな海と森林を育む総合対策(公共)

450(0)百万円

[林野関係事業については、水土保持林整備事業等により実施]

林野公共と水産公共の連携により、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、漁場等の整備において間伐材等の利用を促進。

(3) 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業

706(511)百万円

沿岸域等の漁場におけるゴミ除去対策、有害生物駆除対策等を漁場環境の整備と一体的に行い、効果的な漁場環境の保全を図るとともに、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の防止対策を推進。

2 事業実施主体等 民間団体、都道府県、(独)水産総合研究センター等

3 補助率 定額、1/2等、(委託)

[担当窓口課：水産庁計画課(03-3506-7897(直))]

つくり育てる漁業の推進

水産資源の拡大を図るため、種苗の生産技術の開発、健康な種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及など、増養殖の推進を図るとともに、地域において行われる外来魚への取組の支援など、内水面の合理的な利用を促進。

2, 665 (2, 180) 百万円

1 ポイント

(1) 増養殖の推進

① 水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業 1, 263 (0) 百万円

水産資源の維持・増大に資する栽培漁業の推進のため、種苗の大量生産・放流、放流効果のモニタリング等を実施するとともに、ブランド性の高いサクラマス資源の回復やサケ資源の安定的な維持を図るため、健康な種苗放流の推進、資源動態調査等を実施。

(注) 平成15年度 栽培資源ブランド・ニッポン推進事業 660 百万円
サケ・マス・リバイバル事業 655 百万円

② 養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業 513 (553) 百万円

地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援策を実施。

③ 水産資源増強施設整備事業 556 (0) 百万円

水産資源の維持・増大に資する栽培漁業の推進のため、種苗生産能力を高めるための施設整備等を実施。

(2) 内水面の合理的な利用

健全な内水面生態系復元等推進事業 333 (296) 百万円

ブラックバス等の外来魚について、地域において行われる駆除等の取組を支援するとともに、生態系と調和したアユ等の効果的な増殖手法の確立、在来魚に対する外来魚の影響調査等を実施。

2 事業実施主体等 都道府県、市町村、漁連・漁協、 (独)水産総合研究センター等

3 補助率 定額、1/2、4/10、1/3、(委託)

[担当窓口課：水産庁栽培養殖課 (03-3501-3848 (直))]

漁船入手や資金調達の円滑化等

漁船リースの推進等による漁船入手の円滑化及び保証制度の活用等による資金調達の円滑化を図るとともに、漁業の担い手の確保・育成を進め、収益性の高い漁業経営への転換、水産業の健全な発展を推進。

1, 473 (1, 854) 百万円

1 ポイント

(1) 漁船入手の円滑化

① 担い手確保・育成漁船建造等推進事業 296 (296) 百万円

漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化のため、経営改善漁業者等の担い手漁業者に対する漁船のリース事業を推進するとともに、厳しい国際競争にさらされているまぐろ漁業における担い手の確保を図るため、操縦性、居住性に優れた漁船の建造等を支援。リース期間の延長による単年度負担の軽減を実現。

② 漁業経営改善支援資金の条件改定

漁船の使用年数が長期化していること、収益力の低下から短期間での返済が困難となっていること等に対応し、経営改善漁業者が漁船の建造等をする場合の公庫資金の償還期限を延長。

③ 責任あるまぐろ漁業実践推進事業 34の内数(0) 百万円

国際的なIUU(違法・無規制・無報告)漁業問題を惹起することなく、輸出による中古まぐろ漁船の適正な活用を確保するため、輸出漁船の使用状況や被代船処理等について調査・確認を実施。

(2) 資金調達の円滑化

① 経営改善等資金融通円滑化 104 (104) 百万円

意欲をもって経営改善に取り組む漁業者や担い手として地域が支えようとする漁業者等について、関係者による一定の負担を前提として、担保や保証人を持たない場合であっても一定額までは協会の債務保証が受けられるよう、協会が求償権を償却する際に必要となる費用等を補助する都道府県を支援。

② 漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金の条件改定

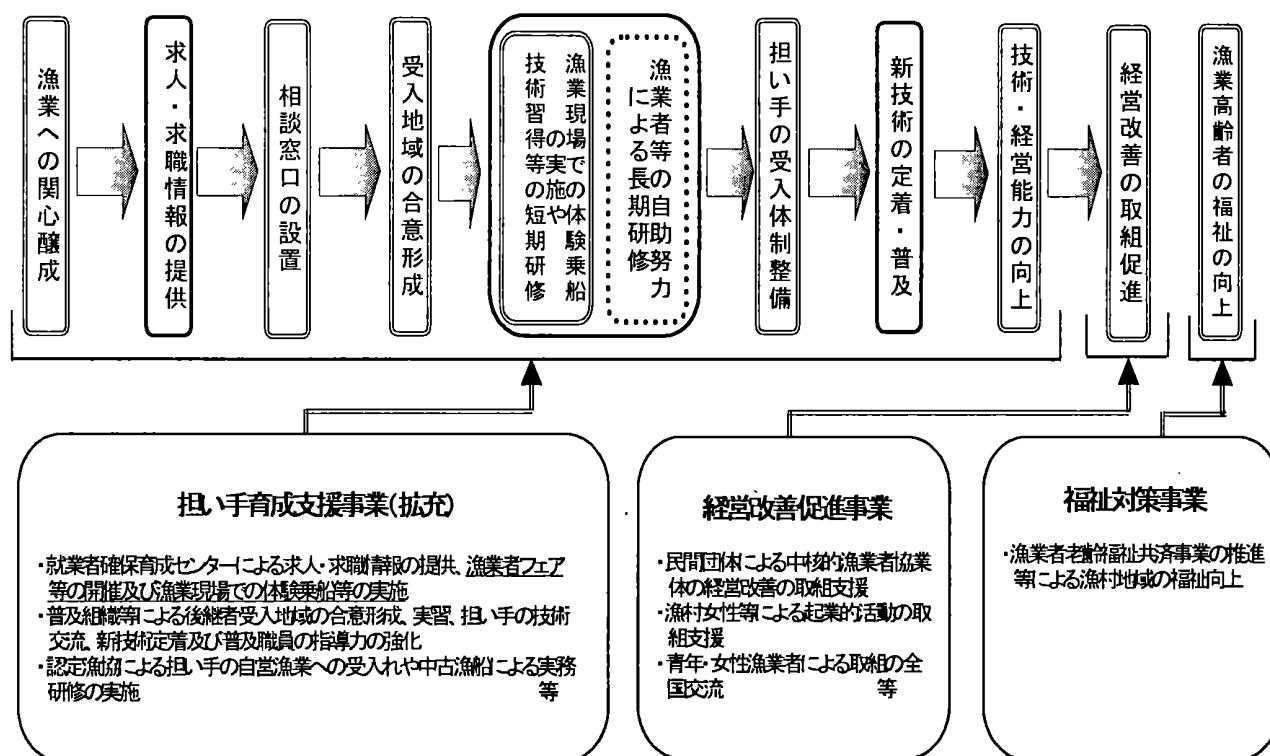
経営環境が悪化し、収益力の低下からこれまでのような短期間での経営再建等が困難となっている漁業経営の現状に対応するため、負債整理資金の償還期限の延長等の条件改定を実施。

(3) 漁業の担い手の確保・育成

漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業

1, 073 (1, 455) 百万円

漁業の担い手確保・育成のため、求人・求職情報の提供、漁業者フェア等の開催及び漁業現場でのオリエンテーション(体験乗船等)の実施、認定漁協による担い手の自営漁業への受入れや中古漁船を活用した実務研修、漁業技術・経営能力の向上支援、普及職員の指導力向上等のほか、漁業者等による自主的な経営改善の取組や漁村地域における福祉の向上を、一体的かつ有機的に推進。



2 事業実施主体等 民間団体、都道府県、市町村、漁連、漁協等

3 補助率 定額、2/3、1/2、1/3等、(委託)

[担当窓口課：水産庁水産経営課 (03-3501-3846 (直))]

水産技術の革新

収益を重視する漁業経営へ体質を転換するために必要な、生産コストの軽減、環境負荷の軽減、漁獲物の高付加価値化、漁場環境の改善等を目的とした水産技術の開発と導入を総合的に推進。

1, 047 (104) 百万円

1 ポイント

産学官連携、提案公募等の手法の活用により、ニーズに直結した技術開発を促進し、コスト削減、CO₂排出低減、高付加価値化、漁場環境の改善等を推進。

水産技術革新対策

(1) 水産業構造改革加速化技術開発事業 365 (104) 百万円

水産業の構造改革を推進するため、提案公募方式により民間企業等が主導する技術開発について、①漁船漁業が直面している課題への取組強化、②基礎的・先導的な研究能力を有する独立行政法人等との連携、③知的財産の民間移転・権利化等、総合的な技術開発体制に基づく支援を実施。

(2) 水産業振興型技術開発事業 309 (0) 百万円

水産業の競争力強化のため、低電力高効率の青色発光ダイオード集魚灯によるイカつり漁業の革命的なコスト削減、二酸化炭素排出量の削減や省エネ化を実現する技術の漁船への導入等を推進。

(3) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

374 (0) 百万円

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るため、深層水の汲上げ・拡散による漁場造成技術、遺伝子組換え魚介類を効率的に識別する技術、廃FRP漁船の高度利用のための技術等を開発。

2 事業実施主体等 (独)水産総合研究センター、民間団体等

3 補助率 1 / 2、定額、(委託)

[担当課：水産庁研究指導課 (03-3591-7410 (直))]

消費者の求める水産物の生産・供給

水産物の生産・供給において消費者の信頼に応えるための対策を充実するとともに、技術の革新等を通じた水産加工の体質強化や流通の効率化を進めるほか、漁業協同組合の改革を促進。

51,932(45,671)百万円

1 ポイント

(1) 衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備

地域水産総合衛生管理対策推進事業（公共）

32,601(32,583)百万円

地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、清浄海水導入施設や鳥獣等進入防止施設等の整備に加え、岸壁から発生する汚水の浄化施設を整備。

(2) 水産加工の体質強化

667(257)百万円

① 水産業構造改革加速化技術開発事業（再掲）

365(104)百万円

② 水産物安全・安心推進強化事業

167(153)百万円

水産加工場におけるHACCP導入を加速するため、加工場の衛生管理レベルの判定基準の策定。

③ 水産物産地流通・加工機能強化対策事業

135(0)百万円

水産加工業の事業基盤強化を図るため、原料調達方法の改善や新製品開発等の加工地域の再生強化、地域水産加工品のブランド化を推進。

(3) 水産物の流通の効率化と漁業協同組合の体質強化

18,799(12,831)百万円

① 「生産流通構造再編支援」基盤整備事業（公共）

15,336(11,704)百万円

漁協合併や産地市場の統合を支援するため、合併や統合後の拠点となる漁港における水産施設用地や蓄養施設等の整備に対して重点投資を実施。

② 漁業経営構造改善事業のうち漁業生産構造強化促進事業

1,618(0)百万円

漁協の事業・組織基盤の強化を図るため、漁協合併や認定漁協に対する施設整備を重点化するとともに、合併後の既存施設の効率的な使用を促進。

③ 水産物産地流通・加工機能強化対策事業（再掲）

135(0)百万円

統合産地市場等における経営戦略の策定、効率的な地場流通体系の確立、消費地への直接出荷による新たな流通チャンネルの開拓、人材育成等の促進。

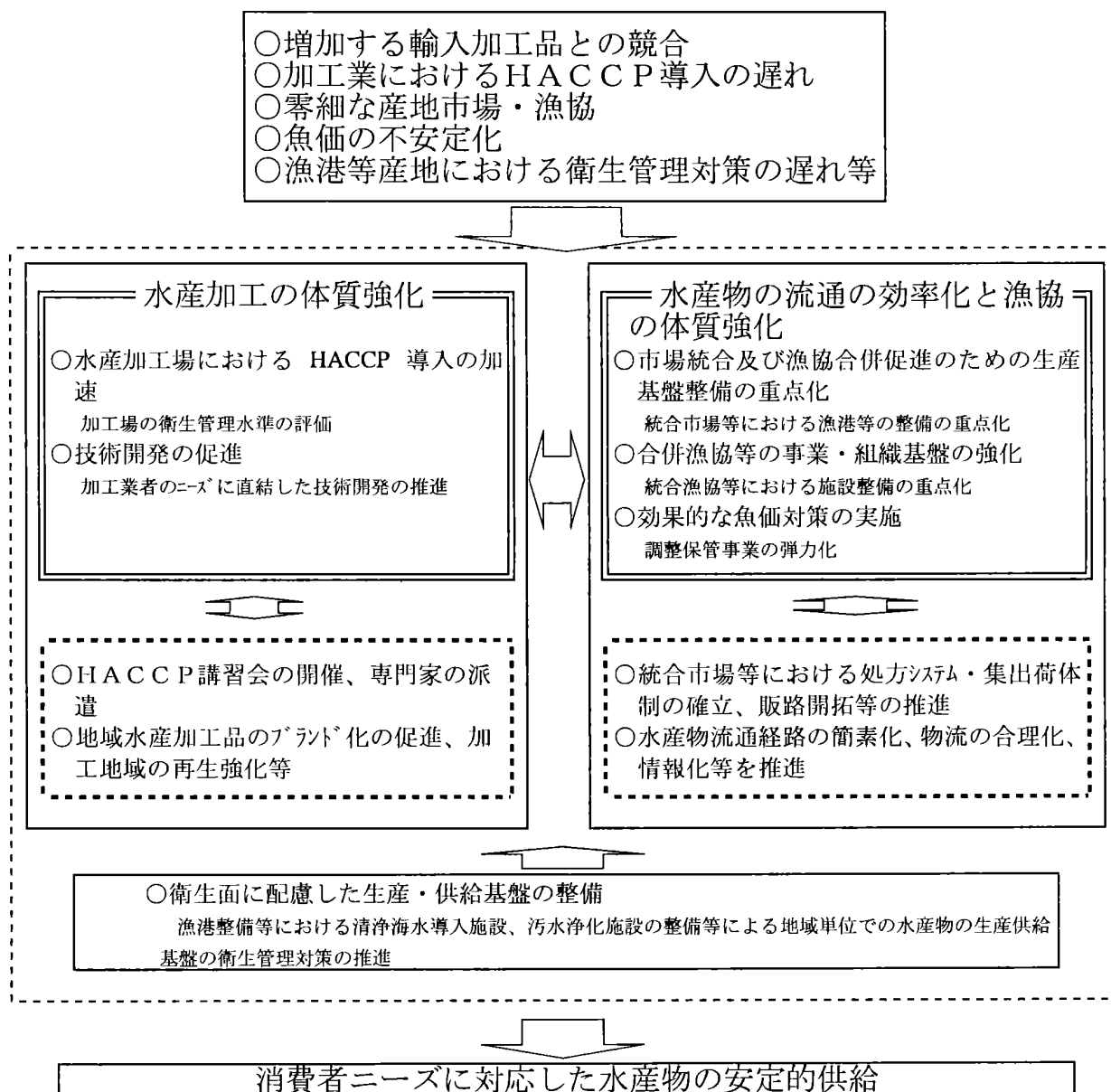
④ 調整保管事業資金造成

1, 710 (1, 127) 百万円

近年の我が国水産資源の変動や流通情勢の変化に対応した効果的な水産物価格の安定を図るため、主要水産物について漁業者団体等が水揚げ集中時にこれを買取り、保管し、水揚げ集中時以外に放出する水産物調整保管事業を支援。

2 事業実施主体等 国、地方公共団体、民間団体、漁協 等

3 補助率 定額、1 / 2 等、(委託)



[担当窓口課：水産庁加工流通課（03－3502－4190（直））]

豊かで活力ある「浜」づくり

水産業や漁村の有する多面的機能を踏まえ、社会経済条件等に応じて、漁村の総合的な整備や都市と漁村の共生・対流等による漁村の活性化を図るとともに、漁港・漁村の危機管理対策等を推進。

23,518(23,887)百万円

1 ポイント

(1) 漁村の総合的な整備

① 漁村づくり総合整備事業（公共） 2,064(2,510)百万円

離島等の条件不利地域において、地域住民等の意見等を反映した計画を基に、地域が主体となった漁村づくりを推進。

② 漁港高度利用促進対策事業 1,937(1,893)百万円

漁港の高度利用を図るため、事業実施主体に漁協等を追加するとともに、事業内容の見直しを図り漁港漁村活性化対策事業を再編。

③ 漁業集落環境整備事業（公共） 12,593(13,497)百万円

都市部と比べ立ち後れた污水处理施設等の整備について、漁村の生活環境及び漁場の水域環境の改善を推進するために、事業の対象集落を拡充。また、污水处理施設の効率的な整備を図るために浄化槽との一体的な整備を推進。

(2) 都市と漁村の共生・対流

① 新漁村コミュニティ基盤整備事業のうち美しい漁村づくり対策

200(0)百万円

美しい漁村づくりを推進するため、地域住民、NPO等が一体となり地域の景観保全等の取組を行う地区において、景観形成等に資する施設を整備。

② 漁港漁村活性化支援事業 136(0)百万円

都市と漁村の共生・対流を推進し漁村の総合的な振興を図るため、漁業と海洋性レクリエーションとの共存、美しい漁村づくり及び子どもたちの漁業体験活動等を支援。

③ 都市漁村交流促進事業 69(78)百万円

子どもたちの漁村における中長期滞在型体験活動を推進するための方策を調査検討するとともに中長期型体験活動マニュアルの作成を実施。

④ いきいき・海の子・浜づくり（公共） 233(146)百万円

海浜における自然・社会教育活動並びに都市と農山漁村との交流を一層推進するため、青少年にとって安全で自然・景観に富んだ利用しやすい海岸づくりを推進。

(3) 多面的機能の発揮の支援

水産業・漁村の多面的機能支援化事業

25 (25) 百万円

水産業・漁村の有する多面的機能について、モデル地域を選定し、その具体的有効性についてのケーススタディを行い、多面的機能の実証化を図るとともに、更なる国民的理解を促進。

(4) 漁港漁村の危機管理対策の推進

① 災害に強い漁村づくり

(公共) 5,762 (5,652) 百万円

(非公共) 350 (0) 百万円

大規模地震による津波等の自然災害の被害が懸念されている地域において、公共・非公共の連携を図りつつ緊急時のための避難施設等を効率的に整備。

② 漁港における保安対策の強化

(公共) 147,404の内数(0) 百万円

(非公共) 149 (0) 百万円

外国船が入港する特に重要な漁港において、漁港機能の維持・保全上必要となる保安施設を漁港施設の附帯施設として設置するとともに、効率的な漁港漁場の高度管理システム開発等を実施。

③ 放置座礁船対策 (公共)

3,416の内数(0) 百万円

原因者への求償が困難な放置座礁船による漁港や漁場への影響を防ぐため、水産基盤整備事業において当該船舶の撤去に係る制度を創設。

2 事業実施主体等 都道府県、市町村、民間団体等

3 補助率 1／2等、(委託)

[担当窓口課：水産庁防災漁村課 (03-3501-0697 (直))]

Ⅶ 米政策改革関係予算について

米政策改革関係予算について、次のような考え方に沿って平成16年度予算を措置する。

1. 生産調整関係対策

- ① 水田農業構造改革対策のうち産地づくり対策については、16年産対策のうち本体部分、特別調整促進加算部分、地域水田農業再編緊急対策（C T E対策）及び重点作物特別対策（麦・大豆品質向上対策（麦分）、耕畜連携推進対策）の所要額として、合計1,651億円を16年度予算として措置する。

（重点作物特別対策（麦・大豆品質向上対策（大豆分））及び畑地化推進対策については、助成対象の確認に時間を要すること等を踏まえ、16年産対策部分を17年度予算として要求する予定。）

- ② 水田農業構造改革対策のうち稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策については、16年産に係る加入状況を踏まえ所要額を17年度予算として要求する予定。

- ③ 集荷円滑化対策については、融資原資の造成に対する無利子貸付け分75億円を16年度予算として措置する。

（16年産の豊作による過剰米に係る保管料等経費助成、集荷奨励については、区分集荷等の状況を踏まえ17年度予算として要求する予定。）

- ④ なお、これらのほか、15年産に係る生産調整関係対策として、稲作経営安定対策を16年度予算として措置する。

2. 需給適正化対策

平成16年産米の生産目標数量については、平成15年産米が作況指数90の不作となったことから、平成16年産米の需要見通しと同水準の857万トンとする。

また、政府備蓄米のうち、保管期間の長期化により、主食用として販売することが適当でないと判断される平成8・9年産米の一部については、政府備蓄米に対する消費者の不安感を緊急に解消する観点から、食糧援助用備蓄米と差替えを行った上で、主食用以外の用途（飼料用、生分解性プラスチック等）に処理する。これにより生ずる損失を補てんするため、15年度補正予算で494億円を措置する。

3. その他関連対策

米政策改革を促進し、早期に米づくりの本来あるべき姿と構造展望の実現を図る観点から、地域水田農業ビジョンの実現に向けた関係団体等の有機的連携の下に、担い手に対する農用地の利用集積、多様な水田農業を支える基盤づくり等を促進するため、農業関連施策全体を総合的に見直し、別紙のとおり関連対策を実施する。

関連対策には、①今回の米政策改革の具体化に特に必要なものとして、新規事業、事業内容の拡充又は米政策改革のための特別枠の設定を行うもの、②既存事業等を米政策改革の趣旨を踏まえつつ推進していくもの、の双方が含まれる。このうち①の新規事業等として合計368億円を措置する（このうち計画的な米の流通支援対策40億円は16年産分を17年度予算として要求する予定。その他の対策については16年度予算として措置。）。

米政策改革関係予算の全体像

	16年度予算	17年度（予定）												
1. 生産調整関係対策	16年産対策 <table><tr><td>水田農業構造改革対策</td><td></td></tr><tr><td>産地づくり対策 1651億円 *1</td><td>105億円 *2</td></tr><tr><td>稲作所得基盤確保対策 —</td><td>502億円</td></tr><tr><td>担い手経営安定対策 —</td><td>102億円</td></tr><tr><td>集荷円滑化対策 75億円 *3</td><td>100億円 *4</td></tr><tr><td>計 1726億円</td><td>808億円</td></tr></table>		水田農業構造改革対策		産地づくり対策 1651億円 *1	105億円 *2	稲作所得基盤確保対策 —	502億円	担い手経営安定対策 —	102億円	集荷円滑化対策 75億円 *3	100億円 *4	計 1726億円	808億円
水田農業構造改革対策														
産地づくり対策 1651億円 *1	105億円 *2													
稲作所得基盤確保対策 —	502億円													
担い手経営安定対策 —	102億円													
集荷円滑化対策 75億円 *3	100億円 *4													
計 1726億円	808億円													
2. 需給適正化対策	494億円 *5													
3. その他関連対策	新規事業等 368億円 *6													
		総額 3,396億円												

- *1 本体部分、特別調整促進加算部分、地域水田農業再編緊急対策（CTE対策）及び重点作物特別対策（麦・大豆品質向上対策（麦分）、耕畜連携推進対策）
- *2 重点作物特別対策（麦・大豆品質向上対策（大豆分））及び畑地化推進対策
- *3 融資原資の造成に対する無利子貸付け分
- *4 保管料等経費助成、集荷奨励
- *5 15年度補正予算に計上
- *6 このうち計画的な米の流通支援対策40億円は、16年産分を17年度予算として要求
- *7 なお、15年産に係る稲作経営安定対策分を16年度予算で別途措置する。
- *8 計数は四捨五入によっているので、端数においては計は合致しないものがある。

米政策改革関係予算の概要

(単位：億円)

事業名(事業内容)	要求額	概算決定額	備考
I. 生産調整関係対策 1. 水田農業構造改革対策 ・産地づくり対策(17年度要求105億円) (地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産を図るとともに、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援。) ・稲作所得基盤確保対策(17年度要求) (米価下落が農業経営にもたらす悪影響を緩和し、米づくりの基盤を確保。) 2. 担い手経営安定対策(17年度要求) (米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に稲作収入の安定を確保。) 3. 集荷円滑化対策(17年度要求100億円) (主食用と区分して出荷した過剰米に対し短期融資(無利子)を行い、市場から隔離することを促進する等により、販売環境を整備。	1651	1651	(105) 17年度要求予定 (502) 17年度要求予定 (102) 17年度要求予定 (100) 17年度要求予定
II. 需給適正化対策 ・8・9年産米別途処理対策 (平成8・9年産米の飼料用等への処理。	200	494	15年度補正で計上
III. 関連対策 1. 構造政策 ・農地保有合理化促進事業(拡充)(特別枠)等 (① 認定農業者等の担い手に対し農地利用集積を加速化。その際、事業の対象を担い手に限定し、育成すべき担い手を明確化。 ・担い手育成農作業受委託促進事業等 (② 地域水田農業ビジョンにおける担い手の明確化作業と一体的に、集落営農の組織化や農作業受委託を通じた農地の利用集積の取組を支援。また、法人設立に当たっての専門家による濃密指導等を実施。 ・水田農業経営構造確立緊急対策事業 (③ 担い手への農地の利用集積に意欲的に取り組む地区を対象に必要な施設整備等を緊急かつ総合的に支援。	48	36	
	26	29	
	37	19	
2. 売れる米づくりの推進等 ・売れる米づくり等推進米消費拡大事業 (① 生産者団体の主体的な取組と一体となった米の消費拡大運動を、輸出促進対策を含め展開。	13	13	

・農林水産物貿易円滑化推進事業 等 〔 ② 米を含む農林水産物の輸出促進を図るため、海外貿易情 報の調査、提供を行うとともに、産地の取組を推進。 〕	8	7	
3. 計画的な米の流通支援 ・米穀安定供給支援対策事業 〔 ・ 長期契約等に基づく消費地への安定供給の促進。 〕			(40) 17年度要求予定
4. 多様な水田農業を支える水利施設維持管理対策、基 盤づくり等 ・新農業水利システム保全対策 〔 ① 米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業 水利施設の効率的な管理等を実現するための条件整備。 〕 ・地域水田農業支援緊急整備事業等 〔 ② 地域水田農業ビジョンの実現のため、きめ細かな基盤づ くりの緊急的な実施、多様な水田農業の展開に向けた「畑 地転換」、「土づくり」などの取組を支援。 〕 ・産地づくり支援農地情報整備促進事業 〔 ③ 産地づくり支援のため、農地情報等を整備し、これら情 報の利活用を推進。 〕	100 105 9	100 105 9	
5. 水田の総合的利活用に向けた生産・技術対策 ・生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発 〔 ① 農業の環境負荷低減を図るため、生物機能を活用した生 産管理技術を開発 〕 ・残留農薬の自主検査体制の整備等 〔 ② 米産地自らの残留農薬分析体制の整備等を支援。 〕	10 7	4 6	
6. バイオマス対策の推進 ・バイオマス利活用高度化実証事業 〔 ・ バイオマス由来燃料の原料となる未利用バイオマスの収 集、燃料への変換等をモデル的に実施。 〕	1	1	
関連対策の合計	365	328	(40) 17年度要求予定
総 計	2291	2548	(848) 17年度要求予定
16年産総計*2		3396	

*1 計数は四捨五入によっているので、端数においては計は合致しないものがある。

*2 15年度補正、16年度当初の予算額に、17年度要求額を加えたもの。

関連対策の概要

1. 構造政策

〈新規事業等〉

- ① 認定農業者等の担い手に対して、農地利用集積を更に進めることとし、特に、水田農業の農地の利用集積の一層の加速化を図る。その際、事業の対象を担い手に限定することにより、育成すべき担い手の明確化を図る。

農地保有合理化促進事業（拡充）（特別枠）

28（0）億円

認定農業者農地集積促進事業（特別枠） 6（0）億円

農地保有合理化担い手育成地域推進事業 2（0）億円

- ② 地域水田農業ビジョンにおける担い手の明確化作業と一体的に、集落営農の組織化や農作業受委託を通じた農地の利用集積の取組を支援するとともに、集落営農の法人化も含め、法人設立に当たっての専門家による濃密指導等のソフト支援を実施する。

地域農業構造改革緊急対策推進事業（特別枠）

0.7（0）億円

担い手育成農作業受委託促進事業（農業改良資金による貸付けのうち農作業受託料相当分を含む） 28（0）億円

農業法人総合支援事業のうち

農業法人化支援事業（特別枠） 0.2（0）億円

- ③ 担い手への農地の利用集積に意欲的に取り組む地区を対象に必要な施設整備等を緊急かつ総合的に支援する。

水田農業経営構造確立緊急対策事業 19（0）億円

〈その他〉

これらのほか、経営構造対策事業等のうち水田営農に関連する事業の実施について地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村の要請に優先的に配慮するとともに、構造改革を加速するための農地整備とそれに関連するソフト施策を密接な連携の下に行う。

また、将来的には、品目別の対策ではなく、経営全体に着目した経営安定の対策の構築を目指す。

2. 売れる米づくりの推進等

〈新規事業等〉

- ① 地域水田農業ビジョンに即した売れる米づくり等の推進に向け、生産者、生産者団体の主体的な取組と一体となった米の消費拡大を図る運動を、輸出促進対策を含め展開する。

売れる米づくり等推進米消費拡大事業 13（0）億円

（うち輸出促進型米消費拡大分 1（0）億円）

- ② 米を含む農林水産物の輸出促進を図るため、海外貿易情報の調査、提供を行うとともに、産地の取組を推進する。

農林水産物貿易円滑化推進事業等 3（0.5）億円

日本産ブランド輸出促進事業 1（0）億円

ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業

4（0）億円

〈その他〉

これらのほか、テレビ等を活用した米の消費拡大、新規需要の拡大等を引き続き推進するとともに、米を含む農林水産物についてのトレーサビリティシステムの導入、「食育」活動の総合的な展開等を引き続き図っていく。

3. 計画的な米の流通支援

〈新規事業等〉

- 消費者への米の安定供給を確保するため、長期契約等に基づく消費地への安定供給を促進する方策を講ずる。

米穀安定供給支援対策事業※ 40（0）億円

（※17年度）

4. 多様な水田農業を支える水利施設維持管理対策、基盤づくり等

〈新規事業等〉

- ① 都市化・混住化等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備する。

新農業水利システム保全対策 100（0）億円

- ② 地域水田農業ビジョンの実現のため、きめ細かな基盤づくりを緊急的に行い、効率的な畑作物の生産や環境保全型農業の拡大・定着など多様な水田農業の展開に向けた「畑地転換」、「土づくり」などの取組を支援する。

地域水田農業支援緊急整備事業 85（0）億円

地域環境保全型農業推進総合整備事業 20（0）億円

耕畜連携基盤整備実験事業 0.4（0）億円

- ③ 産地づくり支援のため、農地情報等を整備するとともに、これら情報の利活用を推進する。

産地づくり支援農地情報整備促進事業 9（0）億円

〈その他〉

これらのほか、田畑輪換による水田の有効活用など多様な水田農業の展開を図るための農地条件の整備など、米政策改革の実現に資する基盤づくり等を機動的に推進する。

5. 水田の総合的利活用に向けた生産・技術対策

〈新規事業等〉

- ① 農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身が持つ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術など作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発する。

生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発 4（0）億円

- ② 米産地自らの残留農薬分析体制の整備等を支援する。

残留農薬の自主検査体制の整備等 6（0）億円

〈その他〉

これらのほか、生産振興総合対策事業のうち水田営農に関連する事業の実施について地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村の要請に優先的に配慮するとともに、業務用需要等に対応した稲作生産の推進や、飼料作物生産、稲わらの収集・利用等の耕畜連携の取組の支援、地方独自の施策課題を解決する試験研究の推進、消費ニーズを踏まえた新品種の育成及び栽培技術の開発等を推進する。

6. バイオマス対策の推進

〈新規事業等〉

- バイオマス由来燃料の製造システムの構築に向け、原料となる未利用バイオマスの収集、燃料への変換等をモデル的に実施する。

バイオマス利活用高度化実証事業 1（0）億円

〈その他〉

このほか、バイオマス・ニッポン総合戦略に沿って、革新的な研究・技術開発、効率的な利活用システム等の構築、モデル的な施設整備等を総合的に実施する。なお、平成8・9年産米の処理の一環として、生分解性プラスチック原料への活用を図る。

Ⅷ 農・林・水の基本法及び基本計画と平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項

(1) 食料・農業・農村基本法及び基本計画と平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項

食料・農業・農村基本法及び基本計画	主要新規拡充事項の概要	概算決定額
1 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策 ○ 望ましい食料消費の姿の実現	【「食育」活動の推進】 （「食育」を推進する国民的な活動の展開（拡充）） ・「食を考える国民会議」や「食を考える月間」を中心とした国民全体に対する食育活動の推進、フードチェーン各段階の取組や地域の伝統的な食文化等を含めた総合的な情報提供活動等を全国的に展開するとともに、食育推進ボランティアの活動強化、地域特産物の活用や学校給食を通じた地域レベルにおける食育の実践活動を推進。	7億円
○ 生産努力目標の達成に向けた施策	【産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化】 （水田農業構造改革交付金（新規）） ・対策期間中安定した一定額を国が都道府県水田農業推進協議会に交付し交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みにより、水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援。 （重点作物特別対策（新規）） ・担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産を支援するとともに、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。 （集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金（新規）） ・需要に応じた米の生産を促進するとともに、出来秋の段階で豊作による過剰米を市場から隔離することにより米価の下落を防止する観点から、豊作による過剰米の販売可能価格に見合った短期融資を行うために必要な原資を造成。	1,508億円 143億円 75億円
	【和牛のみなもと再生・強化対策の推進】 （和牛のみなもと再生・強化対策（拡充）） ・和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進。	20億円の内数
2 食料の安定供給の確保に関する施策		

○ 食料消費に関する施策の充実	【信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化】	
	(トレーサビリティシステムの開発・導入促進(拡充)) ・生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応した、モデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により各業界における自主的なシステム導入を促進。	23億円
	【農産物の安全性確保の強化】	
	(農産物の安全性確保対策(拡充)) ・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の安全性の確保策の強化、農産物等に含まれる有害物質等対策の強化、より安心な病害虫防除手法の確立等を行うことにより、安全・安心な農産物の供給を確保。	17億円
	【家畜防疫体制の強化】	
	(家畜防疫体制の強化(拡充)) ・生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疫病の危機管理体制の整備等を行うとともに、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施することにより、安全・安心な畜産物の供給を確保。	12億円
	【消費者等とのリスクコミュニケーション】	
	(消費者等とのリスクコミュニケーションの推進(拡充)) ・消費者・生産者・事業者などの関係者にわかりやすい情報の積極的な提供、意見交換に努め、関係者の意向が施策に反映されるようにするための取組を推進。	4億円
	【食品表示・JAS規格の適正化の推進】	
	(食品表示・JAS規格の適正化の推進(拡充)) ・不正表示・格付を見逃さないための監視指導や普及啓発の強化、社会的ニーズに応えた新たなJAS規格の検討等により、食品表示・JAS規格の適正化を推進。	5億円
	【「食育」活動の推進】(再掲)	
○ 食品産業の健全な発展	【食品製造業の活性化】	
	(食品産業と国内農林水産業との連携の推進等(拡充)) ・原料取引等における食品製造事業者と農業生産者等の連携を促進するためのマッチング等を行うとともに、地域の食品企業の人材育成等を実施。	2億円
	(高付加価値食品の開発を可能とする技術開発の環境整備等(新規)) ・食品企業と技術シーズ(研究開発成果、ノウハウ等)を有する者の連携による、新製品開発のための共同技術開発等を促進するための環境を整備。	1億円
	【食品流通の構造改革の推進】	
	(卸売市場施設整備事業(拡充)) ・大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、HACCP的な管理が可能な高機能施設(低温化、外気の遮断等)の整備を義務付け(水産物、食肉市場)。また、PFIの普及・導入の促進に努めるとともに、17年度以降は民間の創意工夫を活かしたPFIによる事業実施を原則義務付けて実施。	60億円
	(物流新技術を活用した食品流通効率化対策(新規)) ・食品流通の効率化を図る観点から、無線ICタグを活	1億円

	用した新たな物流管理システムの開発、通い容器の利用拡大を図る基盤となる容器の規格の標準化と管理回収システムの開発、地方の卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。 (食品小売業の活性化対策事業（新規）) ・経営効率化を図り食品小売業を活性化させるため、魅力ある食品小売業を振興するための人材育成とネットワーク形成等の新たなビジネスモデルの開発を支援。	1 億円
○ 農産物の輸出入に関する措置	【農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立】 (農林水産物貿易円滑化推進事業等（拡充）) ・諸外国の貿易制度等の調査、海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用したPR活動、産品毎の新規輸出開拓事例構築等の活動を行い、生産者等が輸出しやすい環境を整備。 (日本産ブランド輸出促進事業（新規）) ・アジア諸国を中心に、日本産ブランド（国産の高品質な産品）の生産者団体等が行う輸出促進活動（展示・商談会、テスト輸出、メニュー提案等、海外バイヤーの日本招へい、商品開発等）を支援。 (輸出促進型米消費拡大（新規）) ・売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動を支援。 (ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業（新規）) ・海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化、高付加価値化、低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援。	3 億円 1 億円 1 億円 4 億円
3 農業の持続的な発展に関する施策		
○ 望ましい農業構造の確立	【農地の利用集積の促進】 (水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規）) ・地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために地域で必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。 (認定農業者農地集積促進事業（拡充）) ・認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体等が行う効率的な農地利用のための活動等に対して、促進費を交付。賃借権の設定のほか、農作業受委託による利用集積も交付対象に追加。 (農地保有合理化促進事業（拡充）) ・農地の売渡し時の年齢要件を見直し、更に一時貸付タイプの事業について、農地の売渡し又は貸付けの相手方を認定農業者等に限定するとともに、長期貸付けの後に農地を売り渡す事業において、農地代金の分割払い方式を導入。	1 9 億円 1 0 億円 2 5 0 億円

○ 農業生産の基盤の整備	(農地保有合理化担い手育成地域推進事業(新規)) ・水田農業地帯の集落内に担い手ゾーンを設定し、当該ゾーンにおいて、農地保有合理化法人が関係機関と協力して、農地を担い手に集中するような仕組みを構築。	2億円
	(担い手育成農作業受委託促進事業(新規)) ・農地保有合理化法人が農作業の受委託のあつせん、担い手に対する支援を行うとともに、併せて農作業を受託した認定農業者等に対し受託料相当額を農業改良資金において貸し付けることにより、水田農業地域における受委託の安定的拡大と農地の利用集積を促進。	1億円
	【担い手の育成支援】	
	(担い手への支援の重点化・総合化) ・担い手への支援の重点化をより徹底する観点から、事業対象者の要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図る。特に農地保有合理化促進事業、経営構造対策事業において、①担い手要件の明確化、②担い手の受益に係る要件設定を実施。	177億円
	(経営構造対策事業(拡充)) ・消費者の望む地域農畜産物の高付加価値化や水田農業の構造改革に取り組む地域に対して重点的な支援を行うとともに、農業経営基盤強化促進法の改正の趣旨を踏まえ、特定農業団体の育成や農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。	
	(経営支援情報化施設整備事業(拡充)) ・ITの活用による水田農業の構造改革を推進するため、衛星画像解析による品質解析や生育予測などの情報を活用する等水田農業の効率化に資する情報拠点施設の整備を促進。	4億円
	(アグリ・チャレンジャー支援事業(拡充)) ・農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究を実施するとともに、農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。	14億円
	(販路開拓緊急対策事業(拡充)) ・実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の構築に積極的に取り組む特定農業法人等の育成や実需サイドとの連携に伴う農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。	8億円
	【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】	
	(地域水田農業支援緊急整備事業(公共)(新規)) ・地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、一定規模の範囲を対象に、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等地域特性に応じた営農展開のための条件整備を、地域の意向を重視した計画に即して、機動的かつ緊急的に実施。	85億円
	(水田利活用緊急支援事業(新規)) ・地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、畑地転換や土づくり等に資する暗渠	50億円

	排水や客土、土壌改良等、水田の畑地化の促進や定着に向けた条件整備を、農地の状況に応じてよりきめ細かく機動的かつ緊急的に実施。	
	【水利施設の効率的な管理等のための条件整備】	
	(新農業水利システム保全対策（公共）（新規）） ・都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、農業構造改革の加速化と多様な水田営農の展開に対応するため、担い手育成に資する施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、施設の機動的な更新・整備を通じて、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施。	100億円
	(地域水田農業支援排水対策特別事業（公共）（新規）） ・地域水田農業ビジョンに即し、田畑輪換等を通じた水田の有効活用を促進する観点から、特に排水条件が不良で畑利用が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を実施。	43億円
○ 人材の育成及び確保	【新規就農対策の充実】	
	(新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業（拡充）） ・新規就農相談センターにおいて、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務、無料職業紹介を実施。また、円滑な就農のため、主要都市でのニューファーマーズフェア（農業法人合同就職説明会等）の開催等を実施。	6億円
	(農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業（拡充）） ・道府県農業大学校において、離職者を対象とした能力開発・技術習得支援のための職業訓練コースの設置に必要な研修用施設、機械を整備。	10億円
	(就農支援資金制度（拡充）） ・自営形態での就農を希望する青年等を貸付対象としている現行の就農支援資金制度を拡充し、農業法人等への就農に対する資金面での支援措置を実施。	貸付枠 [161億円]
○ 女性の参画と高齢農業者の活動の促進	【女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策】	
	(出産・育児期農業経営サポート活動支援事業（新規）） ・出産・育児期の女性農業者への支援活動を促進するため、現場の担当者に対する活動支援ハンドブック等の作成やインターネットによる相談システムの構築を行うとともに、全国的な普及啓発等を実施。	0.3億円
	(農村高齢者福祉支援事業（新規）） ・農村地域における介護資格者の人材育成を図るとともに、育成したヘルパーの民間事業者による活用を推進。	1億円
○ 技術の開発及び普及	【農林水産業を支える技術開発 一食と農の未来を拓く技術開発一】	
	(アグリバイオ実用化・産業化研究（新規）） ・バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、イネゲノムの解読成果等を早期に実用化・産業化に結びつける民間との共同研究を促進。	10億円

	(農林水産バイオリサイクル研究(拡充)) ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に活用する地域循環利用システムを構築。	13億円
	(生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発(新規)) ・農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身が持つ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術など作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発。	4億円
	(食品の安全性及び機能性に関する総合研究(拡充)) ・生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術を開発。	10億円
	(先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(拡充)) ・地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入。	30億円
	(生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業(拡充)) ・新たに、ベンチャー(新技術を軸に、創造的・革新的な経営を展開する企業)の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施。	18億円
○ 自然循環機能の維持増進	【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】	
	(バイオマスプラスチックの利用促進(新規)) ・バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、技術・研究開発、普及啓発、導入実証、技術実証施設の整備等をモデル事業として実施。	12億円 [下記合計額の内数]
	(革新的な研究・技術開発の推進(拡充)) ・バイオマスの地域循環利用システム化技術の研究開発、様々なバイオマスのエネルギー化効率の向上、高付加価値な製品の生産等、バイオマスの利活用の促進のための研究・技術開発を実施。	20億円
	(バイオマス利活用を促進するための取組への支援(拡充)) ・地域の実情に応じたバイオマスの利活用を推進するため、バイオマス利活用計画の策定、利活用システム構築、バイオマス利活用に関する調査・実証、情報収集・情報発信等の取組を支援。	30億円
	(バイオマス利活用のための施設整備(拡充)) ・バイオマス利活用の全国の実証モデルとなる事例を構築し、その普及を図るため、新技術等を活用した利活用施設整備を実施。また、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質系廃材・未利用材等の各バイオマスの特性に応じた利活用施設の整備を実施。	216億円
	【畜産環境対策の促進】	
	(家畜排せつ物処理のための施設の整備等(拡充)) ・平成16年10月末を期限とする家畜排せつ物法に基	237億円 の内数

	づく管理基準の猶予期限内に、家畜排せつ物の管理の適正化が図られるよう、家畜排せつ物処理施設の整備を促進。	
	【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】	
	(地域環境保全型農業推進総合整備事業(新規)) ・土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。	20億円
4 農村の振興に関する施策 ○ 農村の総合的な振興		
	【風格ある美しい農山漁村づくり】	
	(美しいむらづくり支援事業(新規)) ・持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、地域住民等の参画による計画づくりや施設整備への技術的支援、地域住民の能力構築を促進する取組や体制づくりなどを、大学やNPO等と連携し、支援。	1億円
	(美しいむらづくり総合整備事業(公共)(新規)) ・営農や地域活動を通じ、農地、水などの地域資源が十分に活用・保全され、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤等の総合的な整備を、林野庁、水産庁の事業とも連携し、地方公共団体、地域住民、NPO等の多様な主体の参画により実施。	5億円
	【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】	
	(産地づくり支援農地情報整備促進事業(新規)) ・産地づくりに有効な、各農業団体等が個別に保有する情報の共有化・相互利用を図るため、農地情報等のデータ整備やシステム導入について支援。	9億円
○ 都市と農村の交流等	【都市と農山漁村の共生・対流の促進】	
	・関係各省(国土交通省・文部科学省等)と連携し、都市側の動きの支援、農山漁村の魅力の向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を図る支援を総合的に推進するとともに、都市サイドとも協調・連携した共生・対流の国民運動を展開。	283億円 [政策群]
	【観光立村の推進】	
	(観光立村の推進(新規)) ・「美しい農山漁村づくり」を進めつつ、グリーン・ツーリズム(農山漁村で楽しむ余暇活動)などの施策と一体的に、外国人旅行者等も訪れる農山漁村資源を活用した「一地域一観光」の取組を支援。	1億円
	【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】(再掲)	

(2) 森林・林業基本法及び基本計画と平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項

森林・林業基本法及び基本計画	主要新規拡充事項の概要	概算決定額
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 ○ 森林の整備の推進	【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】 (長期育成循環施業の推進（公共）(拡充)) ・ 抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施業の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進。 (特定保安林整備総合対策（公共・非公共）(拡充)) ・ 間伐等が不十分で機能が低下した保安林を特定保安林に指定するための調査を行うとともに、新たに特定保安林を対象として治山施設の整備と本数調整伐を一体的に行うほか、要整備森林における間伐の推進を図るなど、重点的な森林の整備・保全を推進。 (NPO等の多様な主体の参加による森林の整備の推進（公共）(拡充)) ・ 森林整備事業の事業主体として新たな協定制度の認定を受けた者（NPO等）を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進。 (森林整備法人による多様な森林整備の推進（公共・非公共）(拡充)) ・ 森林所有者等による整備が期待されない森林について、地域に根ざした公的主体である森林整備法人による整備を推進。 (効率的な林内路網の形成（公共）(拡充)) ・ 既設作業道の局部改良による既存ストックの活用や、森林管理道と森林施業道を効果的に組み合わせる「組合せ型路網」の推進により、効率的に林内路網を整備。 (奥地水源林における多様な森林の整備（公共）(拡充)) ・ 国有林の奥地水源林において、生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種（広葉樹）を主体とした保護樹帯を設定することにより地域固有の森林を再生する等、天然力を活用しつつ効果的・効率的な森林の整備を推進。	491億円の内数 945億円の内数 1,058億円の内数 65億円の内数 502億円の内数 309億円
○ 森林の保全の確保	【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】 (土石流・流木災害等防止強化対策（公共）(拡充)) ・ 土石流・流木等による災害を未然に防止するための治山施設の整備や災害に強い森林づくり、災害に対する監視・観測体制の整備等から成る総合的な防災対策を重点的に実施。	1,048億円の内数

	(松くい虫被害対策の推進(拡充)) ・生活環境の保全に重要な役割を果たしている松林の保全のため、松くい虫被害に対して、松林保全対策を重点的に実施。	25億円
○ 国民等の自発的な活動の促進	【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】 (国民参加の緑づくり活動推進事業(拡充)) ・幅広い国民の参加による森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティア活動情報の発信、NPOによる活動の支援、活動フィールドの拡大等を促進。 (豊かな海と森林を育む総合対策(新規)) ・森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施。	4億円 367億円の内数
○ 都市と山村の交流等	【風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進】 (里山林再生総合対策(公共・非公共)(拡充)) ・健全な森林の整備、国土の保全等を図るため、森林整備事業と治山事業による効率的・効果的な里山林の再生・整備を進めるとともに、NPO等の多様な主体の参加による森林づくりや多様な利用、竹材の積極的な利用等を総合的に推進。 (風格ある美しい山村づくりモデル事業(新規)) ・山村の魅力ある景観の再発見と向上により地域の活性化を図るため、地域住民が主体的に行う景観づくり活動の検証、実証調査、人材育成、普及啓発等を推進。 【里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進】 (ふるさとの森再生対策(公共)(拡充)) ・経験豊かなボランティア団体等の多様な主体の参加により、植栽、間伐等の適切な施業を実施し、管理不十分な里山林の再生・整備を推進。 (竹材利用促進緊急対策事業(新規)) ・竹の利用を促進し、里山林の再生を図るため、NPO等を含む生産者と加工業者間の竹材需給情報交換等の実施、汚染土壌浄化能力が高い竹炭や竹繊維等竹材の新たな利用に必要な加工施設の整備等を支援。 (森の体験交流活動推進事業(拡充)) ・森林環境教育を推進するため、NPO等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動や森林体験学習、人材の育成等を行うモデル事業を実施。	100億円の内数 0.2億円 864億円の内数 2億円 0.1億円

○ 国際的な協調及び貢献	【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】	
	(森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策(拡充)) ・森林のCO ₂ 吸収量報告に不可欠な森林資源データの精度の検証・向上、保安林の森林経営に関する管理情報の整備及びデータの効率的な収集手法の開発等を実施するとともに、国レベルでデータを一元化するためのシステム開発等を実施。	25億円
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 ○ 林業労働に関する施策		
	【今後の森林整備を支える将来の担い手の確保・育成】 (緑の雇用担い手育成対策事業(新規)) ・森林整備を担う林業就業者の確保・育成を図るため、緊急雇用対策で森林作業に従事した者を対象に専門的技能・技術を付与するための実地研修等を実施。	70億円
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策 ○ 木材産業等の健全な発展		
	【大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進】 (地域材の新しい流通・加工システムの確立対策(新規)) ・大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施。	14億円

(3) 水産基本法及び基本計画と平成16年度農林水産予算主要新規拡充事項

水産基本法及び基本計画	主要新規拡充事項の概要	概算決定額
1 水産物の安定供給の確保に関する施策		
○ 食料である水産物の安定供給の確保	【消費者の求める水産物の生産・供給】 (地域水産総合衛生管理対策推進事業(公共)(拡充)) ・ 地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、清浄海水導入施設や鳥獣等進入防止施設等の整備に加え、岸壁から発生する汚水の浄化施設を整備。 (水産物安全・安心推進強化事業(拡充)) ・ 水産加工場におけるHACCP導入を加速するため、加工場の衛生管理レベルの判定基準の策定。 (調整保管事業資金造成(拡充)) ・ 近年の我が国水産資源の変動や流通情勢の変化に対応した効果的な水産物価格の安定を図るため、主要水産物について漁業者団体等が水揚げ集中時にこれを買取り、保管し、水揚げ集中時以外に放出する水産物調整保管事業を支援。	326億円 2億円 17億円
○ 排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理	【科学的知見に基づく資源管理の徹底】 (我が国周辺水域資源調査等推進対策(拡充)) ・ 気象条件や海洋環境の変化に伴う資源変動のメカニズムを解明し、より精度の高い資源評価を実施するとともに、TAC対象魚種及び資源回復計画対象魚種の調査を充実。 (資源回復等推進支援事業(新規)) ・ 資源回復計画等に沿って行われる減船・休漁等の措置について、関係漁業者への影響の緩和を支援する事業を統合して実施。 (漁業経営構造改善事業(資源回復計画推進支援施設整備事業)(新規)) ・ 資源回復計画の策定を加速化させるため、資源回復計画を策定・実施する漁協に対する施設整備を重点化するとともに、休漁漁業者の活用を推進。 (水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業(資源回復計画促進型(新規)) ・ 資源回復計画対象種等の早急な資源回復を図るため、当該計画による漁獲努力量の削減等とともに行う種苗放流等を支援。	20億円 20億円 8億円 2億円
○ 水産資源に関する調査及び研究	【科学的知見に基づく資源管理の徹底】 (我が国周辺水域資源調査等推進対策(再掲))	20億円

○ 水産動植物の増殖及び養殖の推進	【つくり育てる漁業の推進】 (養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(拡充)) ・地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援策を実施。また、コイヘルペスウィルス病への対策を実施。 (水産資源増強施設整備事業(新規)) ・水産資源の維持・増大に資する栽培漁業の推進のため、種苗生産能力を高めるための施設整備等を実施。	5 億円 6 億円
○ 水産動植物の生育環境の保全及び改善	【沿岸域における豊かな環境の創造】 (「豊かな海の森づくり」の推進(公共・非公共)(拡充)) ・藻場・干潟の造成等を重点的に実施するとともに、併せて生物多様性に配慮したアマモ場造成に係る調査及びマニュアル作成、磯焼け海域における藻場の回復を図るためのモデル事業等を実施。 (豊かな海と森林を育む総合対策(公共)(新規)) ・林野公共と水産公共の連携により、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、漁場等の整備において間伐材等の利用を促進。 (川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業(拡充)) ・沿岸域等の漁場におけるゴミ除去対策、有害生物駆除対策等を漁場環境の整備を一体的に行い、効果的な漁場環境の保全を図るとともに、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の防止対策を推進。	2 5 8 億円 5 億円 7 億円
2 水産業の健全な発展に関する施策		
○ 効率的かつ安定的な漁業経営の育成	【漁船入手や資金調達の円滑化等】 (担い手確保・育成漁船建造等推進事業(拡充)) ・漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化のため、経営改善漁業者等の担い手漁業者に対する漁船のリース事業を推進するとともに、厳しい国際競争にさらされているまぐろ漁業における担い手の確保を図るため、操縦性、居住性に優れた漁船の建造等を支援。リース期間の延長による単年度負担の軽減を実現。 (責任あるまぐろ漁業実践推進事業) ・国際的なIUU漁業問題を惹起することなく、輸出による中古まぐろ漁船の適正な活用を確保するため、輸出漁船の使用状況や被代船処理等について検査・確認を実施。	3 億円 0. 3 億円の内数

	【消費者の求める水産物の生産・供給】	
	(漁業経営構造改善事業(漁業生産構造強化促進事業)(新規)) ・漁協の事業・組織基盤の強化を図るため、漁協合併や認定漁協に対する施設整備を重点化するとともに、合併後の既存施設の効率的な使用を促進。	16億円
○ 人材の育成及び確保	【漁船入手や資金調達の円滑化等】	
	(漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業) ・求人・求職情報の提供、漁業者フェア等の開催及び漁業現場でのオリエンテーション(体験乗船等)を通じて新規就業の促進を図るとともに、研修等を通じて漁業就業者の資質を高めるなど、漁業の担い手を確保・育成。	11億円
○ 水産加工業及び水産流通業の健全な発展	【消費者の求める水産物の生産・供給】	
	(水産物安全・安心推進強化事業(再掲))	2億円
○ 水産業の基盤の整備	【沿岸域における豊かな環境の創造】	
	(「豊かな海の森づくり」の推進(再掲))	258億円
	(豊かな海と森林を育む総合対策(再掲))	5億円
	【消費者の求める水産物の生産・供給】	
	(地域水産総合衛生管理対策推進事業(再掲))	326億円
	【豊かで活力ある「浜」づくり】	
	(漁村づくり総合整備事業(公共)(拡充)) ・離島等の条件不利地域において、地域住民等の意見を反映し、地域が主体となった漁村づくりを推進。	21億円
	(漁業集落環境整備事業(公共)(拡充)) ・都市部と比べ立ち後れた污水处理施設等の整備について、漁村の生活環境及び漁場の水域環境の改善を推進するために、事業の対象集落を拡充。また、污水处理施設の効率的な整備を図るために浄化槽との一体的な整備を推進。	126億円
	(漁港における保安対策の強化(公共・非公共)(新規)) ・外国船が入港する特に重要な漁港において、漁港機能の維持・保全上必要となる保安施設を漁港施設の付帯施設として設置するとともに、効率的な漁港・漁場の高度管理システムの開発等を実施。	1,476億円の内数
	(放置座礁船対策(公共)(拡充)) ・原因者への求償が困難な放置座礁船による漁港や漁場への影響を防ぐため、水産基盤整備事業において当該船舶の撤去に係る制度を創設。	34億円の内数

○ 技術の開発及び普及	【水産技術の革新】	
	(水産技術革新対策(拡充)) ・大学や公的研究機関の知見も活かした産学官の共同研究等により、ニーズに直結した新たな技術の開発や実証試験を通じた普及を推進し、漁船・漁労等のコストの削減や漁獲物の高付加価値化を進めるなど、水産業を支える技術の革新を推進。	10億円
○ 漁村の総合的な振興	【豊かで活力ある「浜」づくり】	
	(漁村づくり総合整備事業(再掲))	21億円
	(漁業集落環境整備事業(再掲))	126億円
	(漁港高度利用促進対策事業(拡充)) ・漁港の高度利用を図るため、事業実施主体に漁協等を追加するとともに、事業内容の見直しを図り、漁港漁村活性化対策事業を再編。	19億円
○ 都市と漁村の交流等	【風格ある美しい農山漁村づくり】	
	(新漁村コミュニティ基盤整備事業(拡充)) ・美しい漁村づくりを推進するため、地域住民、NPO等が一体となり地域の景観保全等の取組を行う地区において、景観形成に資する施設等を整備。	21億円
	【豊かで活力ある「浜」づくり】	
	(漁港漁村活性化支援事業(美しい日本の漁村づくり支援(新規))) ・美しい漁村づくりを円滑に推進するため、地域住民、NPO等の参加した景観づくりの取組、埋もれた地域資源の掘りおこし、地域の魅力を活用した体験活動等を支援。	0.2億円

IX 参考資料

1. 「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）

平成 16 年度予算編成の基本方針

（平成 15 年 12 月 5 日
閣 議 決 定）

I 日本経済の再生に向けた構造改革の推進

1 我が国の経済と財政の状況

（我が国経済の現状）

世界の景気回復に明るさが増している。こうした中で、我が国経済についてみると、景気改善の状況には地域差がみられるが、雇用情勢は依然として厳しいものの持ち直しの動きがみられ、企業収益の改善等、企業部門に前向きの動きがみられるなど、景気は持ち直している。

（平成 15 年度及び平成 16 年度の我が国経済）

平成 15 年度については、踊り場的な状況がみられた後、米国をはじめ世界経済が徐々に回復に向かう中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加に転じるなど、企業部門が回復していく。これにより、我が国経済は、民需中心に緩やかに回復していくものと見込まれる。実質経済成長率は平成 14 年度に続いてプラスとなると見込まれる。ただし、デフレについては、物価の下落幅は縮小していくものの、なおデフレ傾向は継続する。

平成 16 年度については、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の緩やかな増加が続き、こうした企業部門の動きにより雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待される。こうしたことから、我が国経済は、引き続き緩やかな回復過程を辿るものと見込まれる。デフレ傾向は継続するおそれがあるものの、需要の回復等に加え、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。他方、海外経済や金融・為替市場の動向等には、引き続き留意が必要である。

なお、具体的な経済成長率等については、政府が年末にとりまとめる「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において示されることになる。

（財政事情）

我が国財政は、バブル経済崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にある。平成 15 年度予算では、国債発行額を極力抑制することとしたものの、公債依存度は 44.6%にも及ぶ見込みである。

また、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、

急速な人口の高齢化等に伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大等により歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しがなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が強い。

このような財政の持続可能性に対する懸念の増大を放置することなく、今後も引き続き、財政構造改革に着実に取り組み、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要がある。

2 日本経済の再生に向けて

（構造改革の推進と我が国経済）

厳しい経済情勢にあっても、構造改革なくして日本経済の再生と発展はない。

改革は途半ばであるが、不良債権処理の着実な進展、動き出した構造改革特区、最低資本金特例を利用した起業の登場など、改革の芽は現れつつある。

こうした改革の芽を「再生日本」という大きな木に育てていくためには、これまでの2年半余にわたる改革の成果を更に浸透させつつ、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針の下、引き続き、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革——構造改革特区をはじめとする規制改革の推進、平成16年度における不良債権問題の終結を目指した「金融再生プログラム」の推進、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革、社会保障制度改革、「三位一体の改革」等と併せ、持続可能な財政構造の構築——をスピード感を持って一体的かつ整合的に実施することにより、デフレを克服しつつ、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げていかなければならない。その際、改革は民間需要と雇用の拡大を重視して進める。こうした改革路線を堅持し、「改革と展望—2002年度改定」（平成15年1月24日閣議決定）に沿い、民間需要主導の持続的な経済成長の実現と2010年代初頭における国・地方合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すこととする。

（地域経済の活性化）

日本経済の再生は元気な地域経済に支えられて実現する。地域が持つ潜在力が十分に発揮できるよう、構造改革の成果の更なる浸透を図りつつ、地域自らの意欲と行動に立脚し地域経済の活性化と地域雇用の創造を推進する。

地域経済の活力を引き出すため、構造改革特区をはじめとする規制改革を引き続き大胆に進めるほか、地域の創意工夫と特性を活かし地域産業の活性化を図るとともに、雇用政策、中小企業政策等を積極的に展開する。また、行政サービスのアウトソーシングについては、その推進に当たり阻害要因がある等の地域等の声を踏まえ、地方の自主性の発揮、行財政の効率化、住民サービスの質的向上、地域雇用の拡大・地域経済の活性化といった観点からこれを積極的に推進する。「地域再生本部」においては、構造改革特区推進本部等と連携しつつ、年内を目途に「地域再生

に関する基本指針」を策定するとともに、それぞれの地域の再生のための取組に対しワンストップでの国の支援を推進する。具体的には、雇用政策、中小企業政策等の関係政策との連携の推進等を図りつつ、構造改革特区の措置のほか、権限移譲やアウトソーシング、施策の連携・集中といった支援策を講じ、技術や人材、観光資源、自然環境等を活用した地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業の創出をはじめとした地域自らが策定する地域の再生のための計画を支援する。

Ⅱ 平成 16 年度予算の基本的考え方

(「改革断行予算」の継続)

平成 16 年度予算編成に当たっては、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るようにする必要がある。

すなわち、「官から民へ」「国から地方へ」「利用者の選択の拡大へ」「ハードからソフトへ」といった基本的考え方に沿って、制度・政策の抜本的見直しを行うとともに、政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の大きさ（一般政府の支出規模の GDP 比）を極力抑制し、持続可能な財政構造の構築を図り、将来においても我が国経済の活力を維持する必要がある。平成 16 年度予算編成においては、以上の考え方に沿って、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進する。

また、予算手法のイノベーションに取り組むこととし、「モデル事業」を試行的に導入するとともに、「民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ」（「政策群」）という手法を活用する。

平成 16 年度予算は、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成 15 年度の水準以下に抑制する。特別会計については、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務・事業の見直しを行い歳出の効率化・合理化を図る。予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考え方を踏まえ、「政策群」の手法を活用するとともに、活力ある社会・経済の実現に向けた 4 分野（「人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT」「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）に重点的かつ効率的な予算の配分を行う。

予算配分の重点化・効率化を行うため、一般歳出を「公共投資関係費」、「義務的経費」、「裁量的経費」に区分し、「公共投資関係費」、「裁量的経費」について二割増の要望を認めつつ厳しい予算配分を行う。このうち、公共投資関係費については、その総額を前年度予算額から 3%減算した額の範囲内に抑制する。第二に、義務的経費については、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。第三に、裁量的経費については、前年度予算額から 2%減算（科

学技術振興費に相当する額を除く。)した額を上限として縮減を図る。その際、政策評価等の結果を一層活用する。また、予算全体について、物価動向に加え、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、単価を引き下げる。

また、歳入面においては、財政赤字の拡大や高水準の債務残高に鑑み、国債発行額を極力抑制する。国債発行による資金調達に当たっては、中長期的な資金調達コストの最小化や国債市場の安定化等の観点から、公的債務の各種リスクを適切かつ専門的に管理するなど、適切な債務管理政策を実施する。税外収入については、可能な限りその確保を図る。

なお、平成 16 年度財政投融资計画については、財投改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティネットの構築等真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図る。また、そうした中で、地方分権を推進する観点からも、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、地方債計画における政府資金等の公的資金の見直し・縮減を図る。

(予算手法のイノベーション)

平成 16 年度予算編成においては、予算手法のイノベーションとして「モデル事業」と「政策群」に取り組む。その成果を今後の予算編成にも活用することとする。

① モデル事業

「モデル事業」として要求が行われている事業について、

- ・ 定量的な政策の達成目標（原則としてアウトカム指標）を有し、達成期限・達成手段が明示されている、
- ・ 評価方法が明示されている、
- ・ 目標期間が 1～3 年程度で、各年度ごとの達成目標が明らかにされている、

場合には、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行うこととする。具体的には、国庫債務負担行為・繰越明許を活用した複数年度にわたる事業の予算執行の弾力化や目の大括り化、各目の相互間における流用の弾力化といった手法を活用する。

事後評価については、達成目標や評価方法を客観的なものとするにより厳格に行う。その際、政策評価や予算執行調査等を活用する。

② 政策群

予算配分の重点化・効率化に当たり、政策目標の実現に向け、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせる「政策群」の手法を活用することにより、構造改革と予算の連携を強める。その際、原則として府省横断的に対応し、重複排除を図るなど政策の実効性・効率性を高めるほか、より少ない財政負担で民間活力を最大限に引き出すものに特に重点を置くなどにより、予算の効率性の向上と歳出の質の更なる改善を図るとともに、予算との連携により制度改革、規制改革等を推進する。

その状況について、執行段階及び事後において厳格な検証を行い、国民への説

明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際、政策評価や予算執行調査等を活用する。

— 平成 16 年度予算編成における「政策群」 —

- ・ 少子化の流れを変えるための次世代育成支援
- ・ 若年・長期失業者の就業拡大
- ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築
- ・ 緑豊かで安全・快適な都市の再生
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進
- ・ 外国人が快適に観光できる環境の整備
- ・ 科学技術駆動型の地域経済発展
- ・ 災害等緊急事態対応の強化
- ・ 民間との協働による犯罪者の更生と社会復帰支援体制の構築
- ・ 安全かつ効率的な国際物流の実現

(行政改革)

「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織等の減量・効率化や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進する。

国家公務員の定員については、全体としてスリム化を図る中で、治安など真に必要な部門には適切に定員を措置する。このためにも、政府全体としての定員配置の適正化を図る観点から、IT化に伴う業務改革やアウトソーシングの推進、業務の必要性の見直しの徹底等により、更なる減量・効率化を推進し、強力に合理化を進める。また、行政需要の変動に的確に対応しうよう、府省間及び府省内での定員の再配置を推進する。これらにより、メリハリのある定員配置を実現するとともに、引き続き国家公務員数の純減を実施することとし、次期通常国会に総定員法改正法案を提出し、定員の最高限度の大幅な引き下げを図る。独立行政法人・特殊法人等についても、例えば人件費を含む一般管理費の削減や厳しい定員削減の実施など、役職員数も含めた一層の事務運営の効率化を図る。

また、総人件費を極力抑制するとの基本方針を堅持することとする。

特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づく事業の徹底した見直しの成果を平成 16 年度予算に反映させることにより、独立行政法人への移行分なども含めて厳しく抑制を図る。

(税制改革)

税制については、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向けた検討を、引き続き進める。

こうした観点から広範な税目にわたり包括的かつ抜本的な改革を行った平成 15 年度税制改革は、着実に経済活性化に向けた効果を発現しつつあり、平成 16 年度においても 1.5 兆円の先行減税が継続する。

平成 16 年度税制改正においては、平成 15 年度税制改革の効果の浸透を的確に見極めるとともに、財政規律の維持に適切に配慮しつつ、引き続き真に有効な施策の検討を進める。また、こうした改革の一環として、国際的な投資交流を通じた経済活性化等を実現するため、日米租税条約の約 30 年ぶりの全面改正及びこれを契機とした関連諸制度の見直しを行う。

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

平成 16 年度予算は「改革断行予算」を継続し、歳出全体を厳しく見直し大胆な質的改善を図ることとする。我が国経済の活性化を図るため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。）に基づき、「政策群」の手法を活用するとともに、以下の 1 から 4 までに掲げる 4 分野について、これまでの実績・評価を考慮しつつ政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、5 から 7 までに掲げる社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行う。さらに、農林水産、ODA 等については「基本方針 2003」に即し歳出の見直しに取り組む。

1 人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT

世界最高水準の大学を育成するため、平成 16 年 4 月の国立大学法人への移行等の施策を通して大学改革を着実に推進するとともに、第三者機関による厳格な成果評価等により競争環境を整備する。法科大学院をはじめとする専門職大学院の設置等、専門職業人養成を目的とする高度で多様な教育機会を拡大する。

また、初等中等教育について、教育の質を向上させ、豊かな心を持ち確かな学力と創造性を持った人材の育成を図るため、地方の自主性を一層尊重するとともに、学校や教員の個性と競争を重視しつつ、教育改革を推進する。健康な心身を育み、食の安全・安心確保の基礎となる「食育」を推進する。機関補助の在り方について一層の見直しを図る一方、奨学金事業の充実等意欲と能力のある個人の主体的な自助努力を支援する施策を推進する。民間の活用等により、雇用、産業、教育の連携や地域の主体的取組等を通じて、若年者の職業的自立を促進するとともに、長期失業者対策を進める。さらに、文化芸術分野を含め優れた人材育成を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、文化・芸術・スポーツを活かした豊かな国づくりを進める。

科学技術創造立国の実現のため、国際的に卓越した基礎研究及び①ライフサイエンス、②情報通信（IT）、③環境、④ナノテクノロジー・材料の 4 分野など、国の発展の基礎の強化、国際競争力の強化、安心・安全で快適な社会の構築に資

する分野への重点化を進めるとともに、経済活性化のための研究開発プロジェクトを推進する。その際、更なる質的向上を図るため、施策の優先順位付け（S A B C の 4 段階）等を踏まえたメリハリをつけるとともに、重複の排除や見直し等を行う。特に、競争的研究資金については、評価体制の整備等の制度改革を行いつつ、その重点的推進を図る。また、科学技術を通じた地域経済の発展を目指し、産学官連携の推進及び地域科学技術の振興を図る。さらに、知的財産立国に向け、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成 15 年 7 月 8 日）に基づき、特許審査の迅速化や模倣品・海賊版対策等の施策を推進する。なお、独立行政法人や国立大学法人等が効率化を進め、必要性が薄れた科学技術活動の見直しを行いつつ、重要とされる活動を積極的に実施できるよう配慮する。

「2005 年に世界最先端の I T 国家となるとともに、2006 年以降も世界最先端であり続ける」との目標達成に向け、「e-Japan 重点計画-2003」（平成 15 年 8 月 8 日）を踏まえ、重点的に整備されてきた I T 基盤を活用して医療をはじめとする 7 分野に係る先導的な取組を行い、I T 利活用を推進する。なお、これらの施策の推進に際しては、民間が主導的な役割を担うとの原則に沿って官民の役割分担を明確にするとともに、これまでの基盤整備に係る成果の検証等を踏まえ、施策の重複の排除や既存のプロジェクトの見直しを行う。

2 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、我が国の活力の源泉である都市の魅力と国際競争力を高め、稚内から石垣まで、全国で都市の再生を実現することが重要な課題である。このため、地方に対する支援の枠組みの充実を図る。都市再生プロジェクト等を活用し、各種の都市基盤整備を重点的に進めることなどにより、民間資金やノウハウ等を引き出し新たな民間投資や消費を喚起する。また、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、民間都市開発への支援の充実等を通じた施策を行うなど、「都市再生基本方針」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）に基づく施策を、優先度を踏まえつつ、重点的に実施する。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向け、農業の競争力の強化等地域産業の活性化、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国の実現、安全な地域づくり等を総合的に推進する。さらに、地方の自立と活性化を促進するため、市町村合併を効果的に支援する。

日本経済の活力の源泉であるとともに、地域経済と地域雇用を支える存在である中小企業の再生と革新を支援する。やる気と能力のある中小企業者への円滑な資金供給等のセーフティネットの確保を図るとともに、中小企業再生支援協議会の一層の活用等中小企業の再生を積極的に支援する。また、創業や中小企業による新事業等への挑戦に対し、人材育成や技術力の活用等の観点から積極的に支援

する。

また、「世界一安全な国、日本」の復活を実現するため、住民の安全と治安の確保を図る。

3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

少子化の進行により我が国の人口は 2007 年から減少に転じ、急速に高齢化が進むことが予測される中で、持続可能な社会保障制度の構築に努めることが重要な課題である。

次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図り、少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策を総合的に推進する。このため、平成 15 年度税制改革の趣旨を踏まえ児童手当の充実等を行うとともに、職場と地域を通じた子育て支援体制の強化、仕事と子育ての両立支援のための保育所や幼稚園における待機児童ゼロ作戦等を進める。

また、公設民営方式や P F I 方式をはじめとした民間活力の活用により介護、保育サービスの供給体制を効率的に整備するとともに、公共施設、公共交通等の公共空間のバリアフリー化による移動手段の確保を図り、高齢者が尊厳を保ちつつ積極的に社会参加をできるような社会の構築を目指す。

さらに、食の安全に対する消費者意識の高まり等に適切に対応し、消費者に信頼される食の安全・安心体制の確保を図る。

4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

経済が持続的に成長するためには、環境保護と経済発展の両立が重要な課題である。関係府省は施策の重複を排除しつつ連携・協力し、循環型社会・脱温暖化社会の構築等に向けた取組を進める。その際、環境技術の実用化に向けた研究・開発等科学技術の活用を進め、民間の取組を促進し、環境セクターの創出・拡大を図る。

「循環型社会形成推進基本計画」（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定）に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクル（いわゆる 3 R）や不法投棄の防止等の着実な実施を図り「ゴミゼロ社会」の構築を目指す。また、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）を着実に推進する。さらに、京都議定書の目標達成に向けて、国民各層一体となった取組に加え、低公害車の普及や多様で健全な森林の育成等自然生態系の保全・再生に直接つながる事業等を推進する。併せて、都市のヒートアイランド対策を進める。

5 社会資本整備

公共投資関係費の水準については、前年度予算から3%以上削減しつつ、上記1から4までに掲げる4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点配分を行う。公共事業の国庫補助負担金については、「三位一体の改革」も踏まえ、その内容を見直すとともに、公共投資関係費全体の削減を上回る縮減を行う。

なお、今後の事業の実施に当たっては、地域における実情を勘案し、円滑な事業実施に努める。

(公共事業関係計画の見直し)

公共事業については、その重点を従来の事業の量から事業により達成すべき成果へと転換することが求められている。また、成果を達成する上で、関連する事業（ソフト施策を含む。）を適切に組み合わせることにより効率的な事業実施を図る必要がある。このような観点から、9本の計画を一本化して「社会資本整備重点計画」（平成15年10月10日閣議決定）が策定されたところであるが、森林整備保全事業計画策定においても、同様の考え方により取り組む。

(公共投資の重点化)

重点分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、経済構造改革の推進、官と民・国と地方の役割分担等の観点から、各事業の目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化を図る。

具体的には、三大都市圏環状道路、中枢国際港湾、大都市圏拠点空港等我が国の競争力の向上に直結する投資を推進するとともに、地方の自主性を尊重しつつ、民需を喚起するような都市機能の高度化、密集市街地の解消、豪雨災害対策、公共空間のバリアフリー化、リサイクルの推進等の課題について、事業横断的に取り組む。

他方、以下の分野については継続案件を含め厳しく見直しを行う。

- ・ 上水道、工業用水などについては、普及率が上がってきていること等を勘案し、整備の在り方を厳しく見直す。
- ・ ダムについては、事業再評価を厳正に実施し、見直しを推進する。また、大規模ダム事業について、実施計画調査の新規着手を凍結する。さらに、建設中のダムについては、本体工事中のものに重点投資し、準備段階のものは抑制する。
- ・ 下水道污水管渠の維持更新に対する補助については原則廃止する。
- ・ 都市公園に対する補助については、防災公園等を除き、抑制する。
- ・ 地方道については、空港・港湾アクセス等一般国道に準ずるネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策などを除き、厳しく抑制する。
- ・ 地方港湾については、港湾の統合を促進しコスト縮減を図るとともに、事業

を厳に抑制する。重要港湾についても、小規模な施設については、原則として新規採択を厳に抑制する。

- ・ 地方空港の整備については厳しく抑制する。
- ・ 住宅対策については、公営住宅の用地費に係る補助の削減を図る。特定優良賃貸住宅については、地域の需要動向を踏まえ、新規補助を厳しく限定する。
- ・ 農林水産関係の公共事業は、担い手への集中など構造改革の実現に直結するものを厳選する。関連するソフト施策との連携を重視し、ハードからソフトへの転換の努力を進める。また、農山漁村における一般的な生活環境整備（集落排水、農道等）については、重点化を図りつつ、地方との役割分担も踏まえ抑制する。

また、地域間の予算配分は、整備状況を踏まえて弾力的に行う。

（公共事業の効率性・透明性の向上）

公共事業においても、政策目標を国民の視点で策定し（Plan）、目標達成のために予算を効率的に活用し（Do）、目標達成状況を厳しく評価し（Check）、評価結果を施策改善や予算に反映させる（Action）というマネジメントサイクルを確立するとともに、情報公開を徹底し、透明性の向上を図る。

今後5年のコスト縮減目標である15%の総合コスト縮減率の達成に向け、民間企業等の取組を踏まえて、積算や入札方法を見直すなど、コスト構造改革に取り組む。さらに、契約方法の工夫やコスト縮減へのインセンティブを持たせる方策を検討し、羽田空港の再拡張事業についても活用していく。

PFIの活用、既存ストックの有効活用、機能の類似した事業間の連携強化、集中投資による事業期間の短縮化、規格の見直し等により効率的な整備に努める。

また、費用対効果の観点等も踏まえ、政策目的を達成する上で公共事業（ハード）よりも有効なソフト施策がある場合には、ソフト施策の積極的な活用を図る。

（個別プロジェクトの見直し）

再評価を適切に実施することにより、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、個別プロジェクトの見直しを行う。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、乖離の原因、改善策も含めた関連情報の公開を徹底するほか、第三者によるチェック機能を強化する。また、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止の判断を行うことにより評価結果を予算に十分反映する。なお、評価手法については、事後評価の結果や他の事業で用いられている手法との比較検討を踏まえ、一層の改善を図る。

6 社会保障制度

社会保障制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットであり、経済と調和し、かつ、国民生活の安心を確保できる、若者と高齢者が支え合う公平で持続可能な制度を確立することが、経済社会の活力の源である。今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、社会保障給付費の伸びを抑制するとともに、社会保障サービスを利用する国民の立場に立った総合的かつ一体的な制度改革を行う。こうした観点から、平成 16 年度に年金制度の改革に取り組むとともに、医療保険制度及び介護保険制度の改革に向けて国民的議論を行い、持続可能な制度を確立する。

平成 16 年度予算においては、年金をはじめ医療・介護・生活保護等の分野の制度改革や近年の賃金・物価動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、社会保障関係の自然増を 6,900 億円以下に抑制する。

（年金）

平成 16 年度の年金、手当等については、保険料を納付する現役世代との均衡や制度に対する信頼確保の必要性等を考慮し、物価スライドを実施する。

さらに、年金制度改革については、現役世代の負担が過大なものとならないよう、給付と負担の見直しを行い、将来にわたり持続可能で、国民生活の「安心」と経済社会の「活力」の基盤となる年金制度とするため、「基本方針 2003」を踏まえ、平成 16 年度予算から反映するよう取り組む。

（医療・介護・生活保護・雇用等）

医療については、保険者の再編・統合、高齢者医療制度及び診療報酬体系についての「基本方針」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を早期に具体化するとともに、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「基本方針」以外の課題について早期に検討し、実施に移す。また、「医療サービス効率化プログラム（仮称）」については、工程表を改めて作成し、早期の完全実施を行う。これらにより、公的医療費の伸びの抑制を図り、経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、持続可能性のある医療制度への改革を加速する。

診療報酬については、近年の物価・賃金動向、経済動向、厳しい保険財政の状況等を踏まえ、国民負担の軽減を図る観点から水準全体を適正に見直す。薬価等については、市場実勢価格等を踏まえ、適正に見直す。診療報酬体系について、経済・財政と均衡をとりつつ、「基本方針」を踏まえ、入院医療の包括化の推進等を行い、効率的で質の高い医療を確保する。

介護保険制度については、給付費が増大する中、制度全般の検証を行い、介護保険が適用される給付の内容及び水準、施設・在宅の枠組みを越えた新しいタイプのサービスの在り方、施設サービスにおけるいわゆる「ホテルコスト」等給付

と負担の在り方について検討を行い、介護保険法施行後5年を目途とする制度見直しの中で、必要な措置を講ずる。

生活保護については、物価・賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革等との関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しを行う。

雇用については、多様な働き方の実現や円滑な労働移動を可能とするため、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解消に、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化するとともに、民間の積極的活用、地域の実情を踏まえた施策の実施に取り組む。その際、政策効果や利用実績を踏まえた見直しを行う。

7 地方財政

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進する。それにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

(地方歳出の見直し)

国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、民間委託の推進など国・地方を通じた事務事業の在り方を見直しや、国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制を行うとともに、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業の抑制などの措置を講じることにより、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。こうした取組により、「改革と展望」の期間（平成18年度まで）を通じて、地方財政計画の規模の抑制に努める。

(三位一体の改革)

「三位一体の改革」については、「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしており、経済財政諮問会議を中心に議論を進め、「基本方針2003」を踏まえ、これらの改革工程を早期に具体化するよう取り組む。平成16年度予算においても、平成15年度予算における取組の上に立って、今後3年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって以下に取り組む。

国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。

同時に、地方交付税の改革に着手する。上記の地方歳出の見直し方針を踏まえ、

地方財政計画規模の抑制を図ることにより、財源不足額の圧縮を通じて地方交付税総額の抑制に努め、その財源保障機能の縮小を図る。また、引き続き、事業費補正及び段階補正など交付税の算定方法の見直しを図る。

税源移譲を含む税源配分の見直しについては、こうした国庫補助負担金や地方交付税の改革と併せて、その具体化を図ることとし、税制調査会においても検討を行う。

2. 特別会計歳入歳出予定額表

会 計 名	15年度予算額		16年度概算決定額		対前年度比	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
1 食糧管理	4,137,183	4,137,183	3,639,242	3,639,242	88.0	88.0
国内米管理勘定	1,006,783	1,006,783	768,922	768,922	76.4	76.4
国内麦管理勘定	111,993	111,993	103,179	103,179	92.1	92.1
輸入食糧管理勘定	472,603	472,603	553,535	553,535	117.1	117.1
農産物等安定勘定	470	470	469	469	99.7	99.7
輸入飼料勘定	55,727	55,727	53,041	53,041	95.2	95.2
業務勘定	142,893	142,893	153,205	153,205	107.2	107.2
調整勘定	2,346,713	2,346,713	2,006,889	2,006,889	85.5	85.5
2 農業共済再保険	126,572	115,516	104,859	94,907	82.8	82.2
再保険金支払基金勘定	17,838	17,838	8,227	8,227	46.1	46.1
農業勘定	44,651	44,530	32,863	32,738	73.6	73.5
家畜勘定	44,720	36,901	44,819	37,932	100.2	102.8
果樹勘定	13,458	10,349	12,977	10,105	96.4	97.6
園芸施設勘定	4,582	4,576	4,711	4,641	102.8	101.4
業務勘定	1,322	1,322	1,263	1,263	95.6	95.6
3 森林保険	16,660	6,231	16,600	5,857	99.6	94.0
4 漁船再保険及漁業共済保険	26,221	19,381	26,563	18,765	101.3	96.8
漁船普通保険勘定	10,232	10,175	9,682	9,674	94.6	95.1
漁船特殊保険勘定	290	199	262	181	90.5	91.0
漁船乗組員給与保険勘定	55	30	47	30	85.7	100.0
漁業共済保険勘定	14,445	7,778	15,408	7,717	106.7	99.2
業務勘定	1,199	1,199	1,163	1,163	97.0	97.0
5 農業経営基盤強化措置	63,559	63,559	80,846	80,846	127.2	127.2
6 国有林野事業	490,399	490,399	514,079	514,079	104.8	104.8
国有林野事業勘定	339,705	339,705	361,750	361,750	106.5	106.5
治山勘定	150,694	150,694	152,329	152,329	101.1	101.1
7 国営土地改良事業	527,545	527,545	508,751	508,751	96.4	96.4

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは合致しないものがある。

3. 財政投融资資金計画表

区 分	15年度計画額	16年度計画額	対前年度比
	百万円	百万円	%
1 農林漁業金融公庫	198,000	185,000	93.4
うち政府保証債による資金調達分	13,000	0	0.0
2 独立行政法人 緑資源機構	10,900	8,100	74.3
3 国営土地改良事業特別会計	39,400	36,300	92.1
4 独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術研究機構	1,500	1,500	100.0
合 計	249,800	230,900	92.4

(注) 1 農林漁業金融公庫は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達(230億円)を見込んでいる。(15年度発行額220億円)

2 独立行政法人緑資源機構は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達(65億円)を見込んでいる。(15年度発行額47億円)

3 「独立法人緑資源機構」及び「独立法人農業・生物系特定産業技術研究機構」の15年度欄の金額には、旧緑資源公団及び旧生物系特定産業技術研究推進機構の平成15年度計画額を含む。

4. 平成15年度農林水産関係補正予算の概要

第1 総括表

(単位：百万円)

区 分	追 加 額	修 正 減 少 額	差 引 額
農 林 水 産 関 係 予 算	1 5 1, 3 8 2	△ 3 2, 2 4 0	1 1 9, 1 4 2
・ 公 共 事 業 関 係 費	7 3, 7 7 6	△ 1, 5 5 6	7 2, 2 2 0
一 般 公 共 事 業 費	—	△ 1, 5 5 6	△ 1, 5 5 6
災 害 復 旧 等 事 業 費	7 3, 7 7 6	—	7 3, 7 7 6
・ 一 般 事 業 費	3 4 2	△ 1 1, 5 9 6	△ 1 1, 2 5 4
・ 食 料 安 定 供 給 関 係 費	7 7, 2 6 4	△ 1 9, 0 8 8	5 8, 1 7 7

第2 国庫債務負担行為

・ 国庫債務負担行為の追加

(単位：百万円)

事 業 別	限度額の追加	事 業 費	備 考
農 業 農 村 整 備 事 業	3 1, 0 8 7	5 2, 8 6 1	
森 林 整 備 事 業	3, 3 4 3	6, 6 0 9	
治 山 事 業	8, 1 1 6	1 2, 7 3 2	
水 産 基 盤 整 備 事 業	6, 9 1 2	1 1, 2 9 8	
海 岸 事 業	6 5 9	1, 4 1 5	
計	5 0, 1 1 7	8 4, 9 1 5	

第3 補正予算の内訳

(単位：百万円)

事 項	補 正 額	備 考
ア. 災害復旧等事業費	73,914	・ 共同利用施設災害復旧事業(138百万円)を含む
イ. コイヘルペスウイルス病まん延防止事業	1,561	・ まん延防止命令(焼却・埋却・消毒命令)及び調査・検査の実施に必要な経費に対する助成
ウ. 農作物種子確保費補助金	853	・ 低温等による被害農業者に対する稲種子等の確保
エ. 食糧管理特別会計へ繰入	54,147	・ 政府備蓄米の飼料処理等に伴う措置
オ. 水田農業経営確立助成等補助金	17,177	・ 助成金交付対象面積の増加等に伴う措置
カ. 大豆作経営安定資金等補助金	70	・ 大豆の数量の増加に伴う資金造成経費の増
キ. 大豆生産者団体等交付金	3,242	・ 交付対象数量の増加等に伴う措置
ク. 農業共済保険金支払資金借入金 利子交付金	200	・ 農業共済保険金の早期支払確保に伴う措置
ケ. さけ・ます漁業協力事業費補助金	214	・ 日口漁業合同委員会で合意されたさけ・ます再生産のための機械設備等への助成
コ. そ の 他	3	・ 13年度2号補正の清算金に係る産業投資特別会計への繰入
補 正 追 加 額 計	151,382	
サ. 既定経費の修正減少	△ 32,240	・ 節約等による修正減少
差 引 補 正 要 求 額	119,142	

